

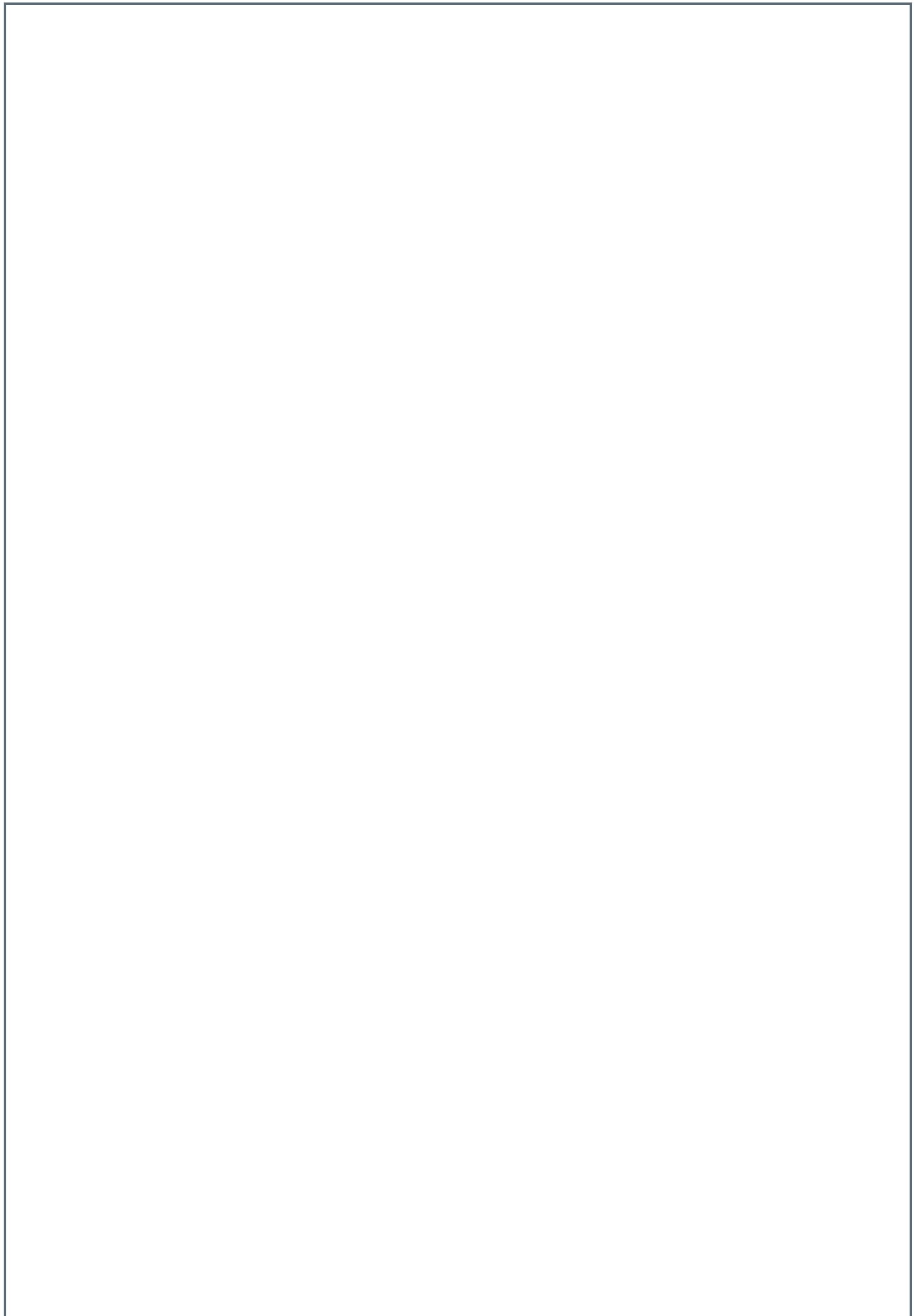
～鋸南町総合計画～

基本構想 2021 → 2030

後期基本計画 2026 → 2030

(素案)

千葉県鋸南町



ごあいさつ

(今後作成)

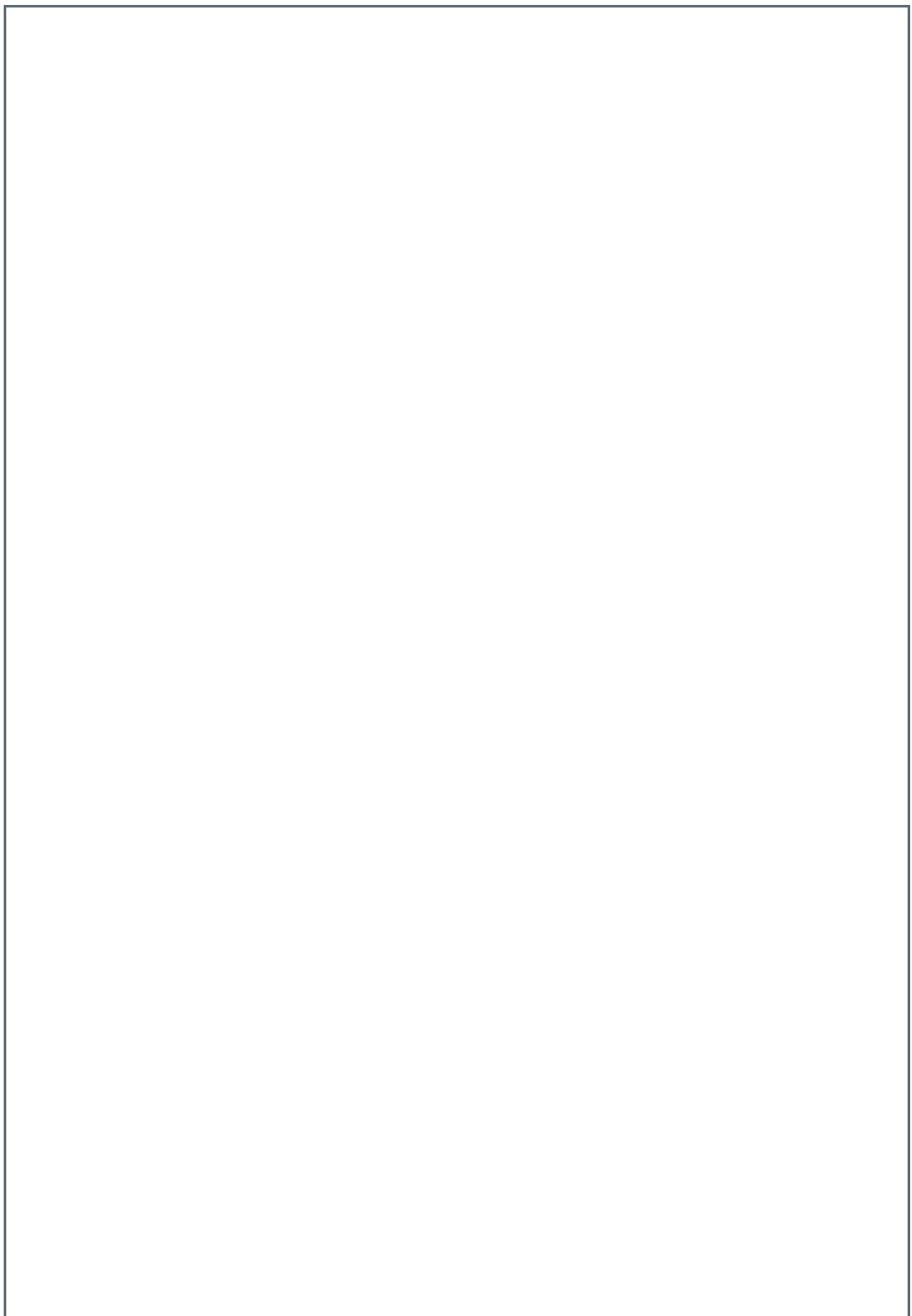
鋸南町長

白石 伸和

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 序論 | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的..... | 2 |
| 2 計画の性格と役割..... | 2 |
| 3 計画の構成と期間..... | 3 |
| (1)計画の構成..... | 3 |
| (2)計画期間..... | 3 |
| 4 時代の潮流..... | 4 |
| (1)人口減少・少子高齢化の進行..... | 4 |
| (2)地域におけるつながりの希薄化..... | 5 |
| (3)就業状況の変化..... | 5 |
| (4)デジタル化の進展..... | 6 |
| (5)物価高の継続..... | 7 |
| (6)気象の変化及び大規模地震発生の可能性..... | 7 |
| (7)脱炭素社会実現に向けた機運の高まり..... | 8 |
| (8)SDGs達成に向けた取組の広がり..... | 8 |
| 5 本町の状況と課題..... | 9 |
| (1)本町の姿..... | 9 |
| (2)町民の意向..... | 14 |
| (3)本町の基本的課題..... | 21 |
| I 基本構想 | 23 |
| 1 鋸南町のこれから(将来像)..... | 24 |
| 2030 まちの将来像..... | 24 |
| 2 基本目標..... | 25 |
| 3 5年後に目指す目標(施策の大綱)..... | 26 |
| II 人口ビジョン | 27 |
| 1 人口ビジョン改訂の趣旨..... | 28 |
| 2 人口の状況..... | 28 |
| (1)自然増減の状況..... | 28 |
| (2)社会増減の状況..... | 29 |
| (3)外国人住民の社会増減の状況..... | 29 |
| (4)人口移動状況..... | 30 |
| 3 将来人口推計及び目標人口..... | 31 |
| (1)第2期人口ビジョンの目標と国勢調査・社人研推計との比較..... | 31 |
| (2)人口推計シミュレーション..... | 32 |
| (3)目標人口..... | 33 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| III 後期基本計画 | 35 |
| 1 後期基本計画とSDGsの関係 | 36 |
| 2 後期基本計画の見方 | 42 |
| 3 後期基本計画 | 43 |
| (1)基本目標1:支え合い安心育む福祉のまち | 44 |
| (2)基本目標2:学びの意欲湧く教育のまち | 56 |
| (3)基本目標3:活気あふれる産業のまち | 68 |
| (4)基本目標4:利便性の高い生活しやすいまち | 78 |
| (5)基本目標5:豊かな自然を守る環境のまち | 94 |
| (6)基本目標6:創意工夫の住民主役のまち | 98 |
| 4 後期基本計画の推進及び進捗管理 | 110 |
| IV 鋸南町デジタル田園都市国家構想総合戦略 | 113 |
| 1 総合戦略策定の趣旨 | 114 |
| (1)国及び県の動向 | 114 |
| (2)新たな総合戦略の策定 | 115 |
| 2 総合戦略の位置づけ及び計画期間 | 116 |
| 3 総合戦略の基本目標 | 117 |
| 4 総合戦略の施策体系 | 118 |
| 5 重点施策 | 120 |
| (1)基本目標1:稼ぐ地域をつくり、雇用を創出する | 120 |
| (2)基本目標2:本町への新しい人の流れをつくる | 121 |
| (3)基本目標3:結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 122 |
| (4)基本目標4:ひとが集う、魅力あるまちづくりを推進する | 123 |
| V 資料編 | 125 |
| 1 総合計画策定方針 | 126 |
| 2 総合計画の策定経過 | 127 |
| 3 総合計画審議会 | 128 |
| ○総合計画審議会条例 | 128 |
| ○総合計画審議会名簿 | 130 |
| ○質問・答申 | 131 |



序論

1 計画策定の背景と目的

鋸南町では、令和3（2021）年に鋸南町総合計画前期基本計画を策定し、将来像「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」の創造を目指して、各種施策を積極的に推進してきました。

この前期基本計画が令和7（2023）年度をもって満了したことから、社会情勢の変化等を踏まえ、町政を総合的かつ計画的に運営するため後期基本計画（令和8[2026]年度～令和12[2030]年度）を策定し、健全財政の維持と住民福祉の向上に向けて、町政運営を行っていくこととします。

2 計画の性格と役割

「総合計画」は、地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画です。

鋸南町の将来像実現のためには、財源や人員配置も考慮し、持続可能な行財政運営の実現に向けた指針となるものです。

総合計画は、そうした町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後、本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を果たすものです。

■役割1 住民主役の協働によるまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策を分かりやすく示し、町民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

■役割2 地方創生を進めるための行財政運営の指針

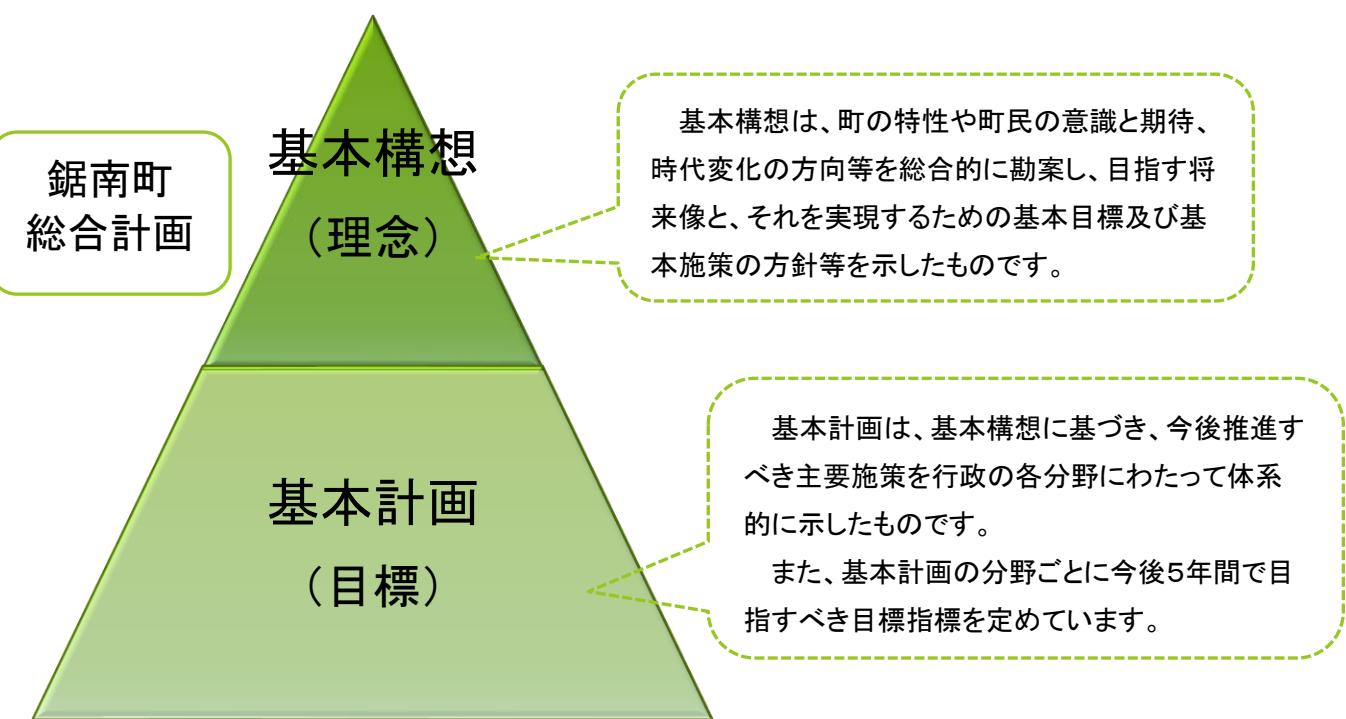
地域の課題を解決し地方創生を実現するために行う、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や千葉県、近隣市町等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成



基本計画に掲げた「施策」を推進するための事業については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「鋸南町過疎地域持続的発展計画¹」として別に定めるものとします。

(2) 計画期間

計画期間は、基本構想を10年間、基本計画を前期・後期各5年間とします。ただし、必要に応じて修正するものとします。



¹ 過疎地域持続的発展計画：法により指定を受けた地域が総合的な過疎対策を実施するために策定する計画で、この計画に基づく事業の財源として、過疎地域の持続的発展を支援するための地方債（過疎対策事業債）を発行することができます。

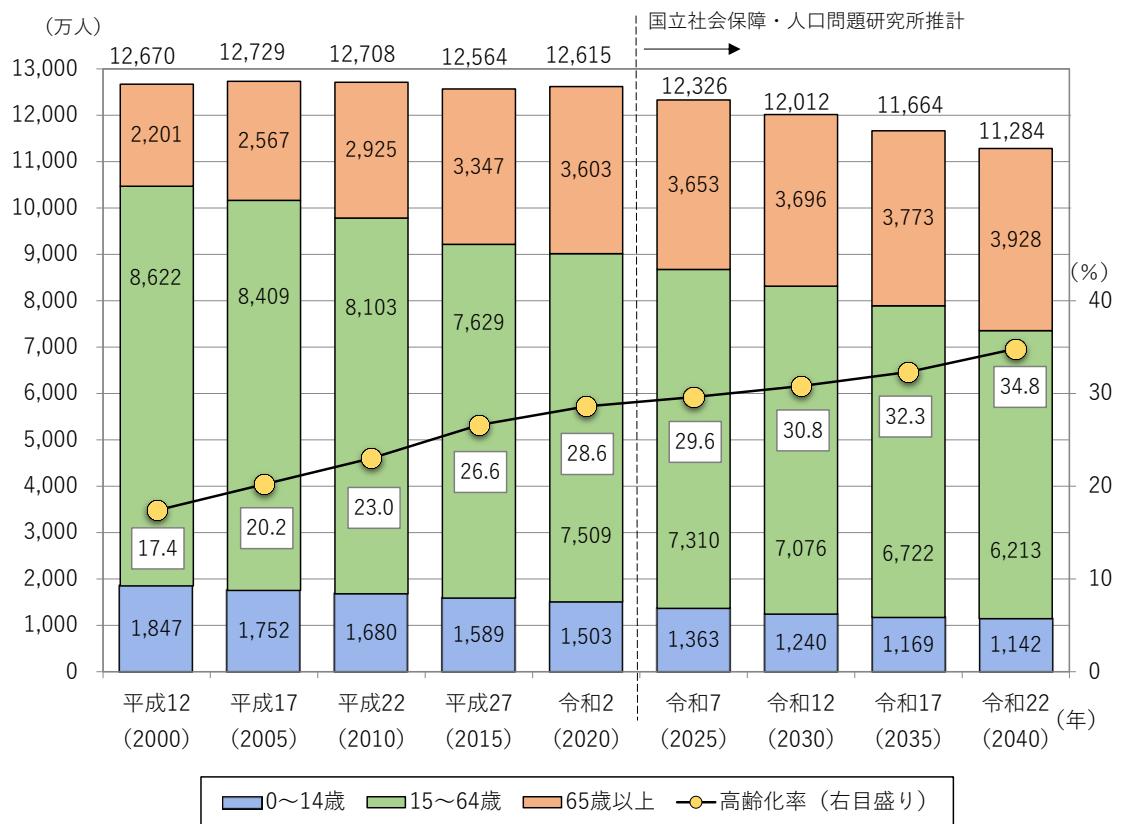
4 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

「国勢調査」(総務省)では、日本の人口は平成22(2010)年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22(2040)年には令和2(2020)年比▲10.2%の1億1,284万人まで減少する見込みです。

一方、高齢化率の推移を見ると、2025年にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上(後期高齢者)に、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が全員65歳以上となり、高齢化率は令和2(2020)年比+8.2ポイントの34.8%まで上昇する見込みです。こうした状況から、社会保障費の増大や、生産年齢人口(15~64歳)の減少による働き手の不足など、様々な面で影響が懸念されます。

■日本の人口と高齢化率の推移

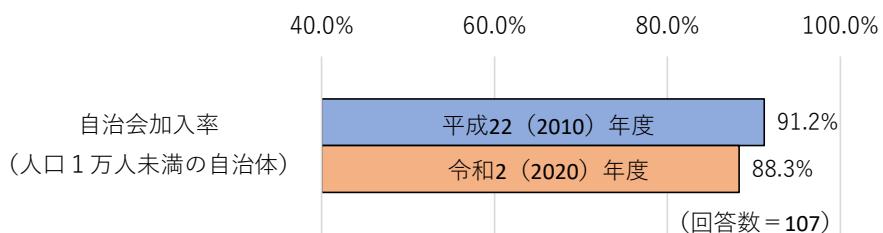


出所: 令和2(2020)年までは総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5[2023]年推計)」における中位推計

(2) 地域におけるつながりの希薄化

これまで地域活動を担ってきた自治会などの地域団体は、役員の固定化や高齢化が進んでいるのに加え、世帯構成や住民意識の変化もあって加入率が低下しており、総務省の調査によると、「人口 1 万人未満」の自治体では、令和 2 (2020) 年度の自治会加入率が平成 22 (2010) 年度比▲2.9 ポイントの 88.3% となっています。自治会加入率の低下により、住民と行政の協働の推進や地域での支え合い機能の維持が難しくなっている懸念があり、こうした地域社会の現状に対応した取組が求められています。

■自治会加入率

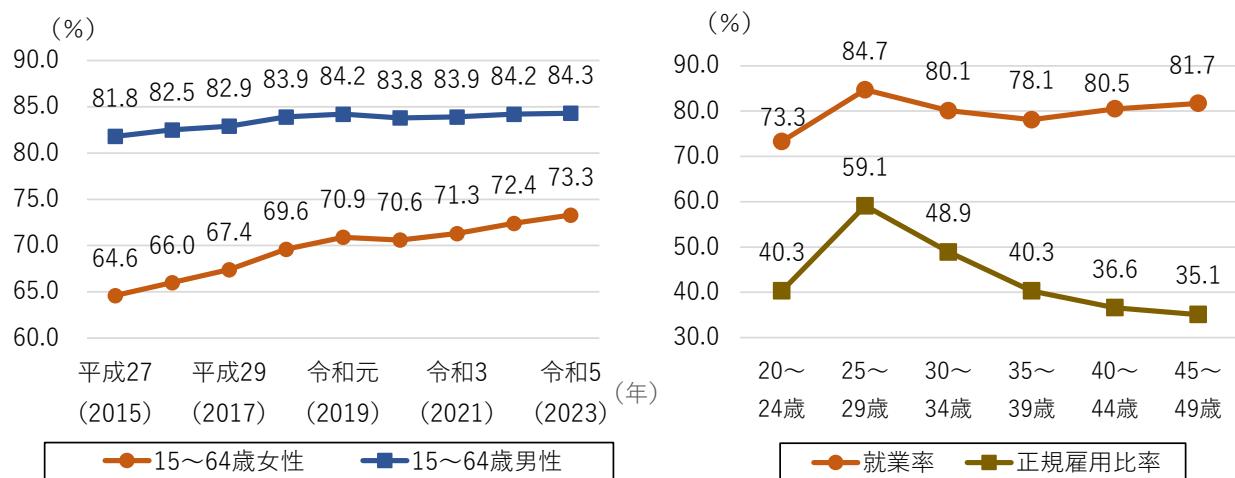


出所: 総務省「自治会・町内会の活動の持続可能性について」(平成 22 年度から令和 2 年度まで毎年度の加入率を把握している市区町村を対象にしたアンケート調査の結果より人口 1 万人未満の自治体を抜粋)

(3) 就業状況の変化

我が国の 15~64 歳（生産年齢人口）の就業率を男女別に見ると、男女とも上昇傾向にあるのに加え、男女間の就業率のかい離も縮小傾向にあります。ただし、女性の場合、雇用者全体に占める正規雇用労働者の割合（正規雇用比率）が 25~29 歳の年代をピークに急低下する傾向があり、日本の女性の働き方には依然として課題があると言えます。年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが尊重され、働きやすく、活躍できる社会の実現に向けた環境整備を進め、人口減少下における労働力不足にも対応していくことが求められています。

■男女別就業率の推移(全国、左)と女性の年齢別就業率・正規雇用比率(令和 5[2023]年、全国、右)



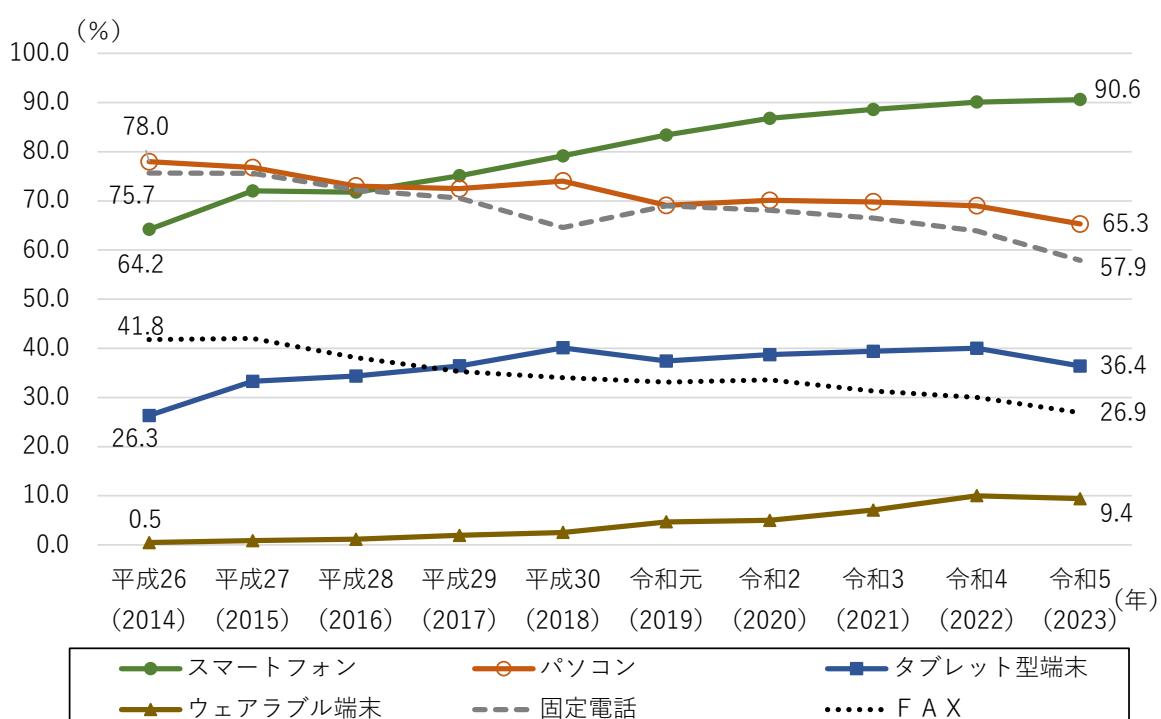
出所: 総務省「労働力調査」(女性の年齢別就業率・正規雇用比率は 20~49 歳を抜粋)

(4) デジタル化の進展

国が目指す Society5.0²は、A I³、I o T⁴、ロボットなどの先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく経済発展と社会的課題の解決が両立する未来社会の姿です。先端技術の活用が進むことにより、今後懸念される労働力不足を補うだけでなく、都市と地方の地域間格差の是正にもつながることが期待されています。

社会生活の様々な場面においてデジタル機器の利用が広がっていますが、情報格差の拡大や情報セキュリティの確保など、デジタル化が進む中で顕在化してきた課題への対応が求められています。

■情報通信機器の世帯保有率の推移(全国)



出所: 総務省「通信利用動向調査」

² Society5.0: 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く我が国が目指すべき未来社会。第5期科学技術基本計画(平成28[2016]年1月閣議決定)において、「サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society5.0 が初めて提唱され、この概念を具現化し現実のものとするために、第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3[2021]年3月閣議決定)では、目指すべき未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と表現しています。

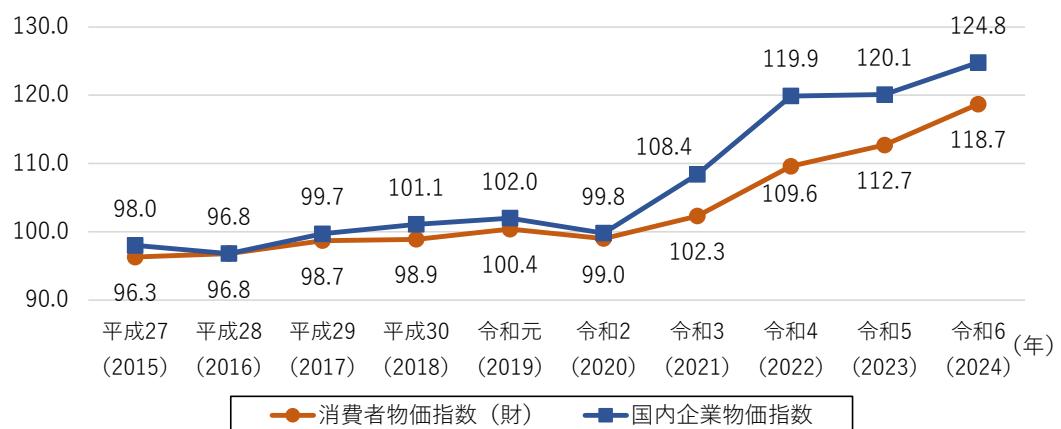
³ A I: 「Artificial Intelligence」の略。人工知能。

⁴ I o T: 「Internet of Things」の略。あらゆるモノをインターネット(あるいはネットワーク)に接続する技術。

(5) 物価高の継続

輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、日本経済の回復に伴う生活実感の改善を妨げています。こうした中、地方自治体においては、物価高の影響を受けた住民や事業者に対し、地域の実情に合わせた必要な支援を講じることが求められています。また、地方自治体の経営においても、公共施設等における光熱費の高騰や委託料の増加、建設事業費の上昇を踏まえた対応が必要となっています。

■消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移(全国)



出所: 総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」 注:各年12月の指数

(6) 気象の変化及び大規模地震発生の可能性

近年、我が国ではかつてない豪雨や地震などの自然災害に見舞われています。気象に関するデータを見ると、1時間降水量50mm以上の年間発生回数が増加傾向にあるほか、近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震が発生することが懸念されています。

こうした中、国や地方自治体の公助の取組はもとより、家庭やコミュニティの防災対策や学校での防災教育など、自助・共助による取組についても更に強化していくことが求められています。

■1時間降水量50mm以上の年間発生回数(全国)



出所: 気象庁「大雨や猛暑日など極端現象のこれまでの変化」

(7) 脱炭素社会実現に向けた機運の高まり

地球温暖化が大きな環境問題として顕在化している中、令和2（2020）年10月、国は令和32（2050）年に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。地方自治体においても、令和32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す団体（「ゼロカーボンシティ」）が増えており、千葉県では令和7（2025）年9月時点で34市2町が「ゼロカーボンシティ」宣言を行っています。社会活動や経済活動など、人々の日常生活は環境問題と密接に関わっており、将来にわたって安心して生活できるよう、自治体や住民がそのことを意識し、環境に配慮した行動を取っていくことが求められています。

■「ゼロカーボンシティ」表明自治体数の推移(全国)



出所:環境省「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」(令和6[2024]年)

(8) SDGs達成に向けた取組の広がり

SDGsは、平成27（2015）年9月に国連サミットにて採択された普遍的な国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対して総合的な取り組みを求めていきます。

内閣府では、「SDGs未来都市」の選定等の取組を通じて、地方自治体のSDGs達成に向けた後押しをしており、千葉県では市原市、松戸市、木更津市の3市が同都市に登録されています。SDGsが対象とする課題は、企業活動や日常生活などに広く及んでいることから、SDGsの達成は地方自治体のみならず、企業や各種団体、個人など様々な立場において求められています。

■「SDGs未来都市」選定都市数の推移(全国)



出所:内閣府

5 本町の状況と課題

（1）本町の姿

① 地勢・歴史

本町は千葉県の南、房総半島の西南、安房地域にあり、北は富津市、東は鴨川市、南は南房総市に接し、都心から 65 km に位置しています。町内に JR 内房線の安房勝山駅及び保田駅、富津館山道路の鋸南富山インターチェンジ及び鋸南保田インターチェンジがあり、鉄道、自動車とも交通利便性が確保されています。

また、本町は風光明媚な海岸線に加え豊かな山系を有し、なかでも北部の鋸山は南房総有数の景勝地となっています。気候は温暖で、四季を通じて美しい花々を楽しめる自然豊かな町です。本町は源頼朝の史実にちなみ、河津桜に「頼朝桜」の愛称を付し町内に1万4千本を植栽したほか、日本三大水仙生産地としても知られています。

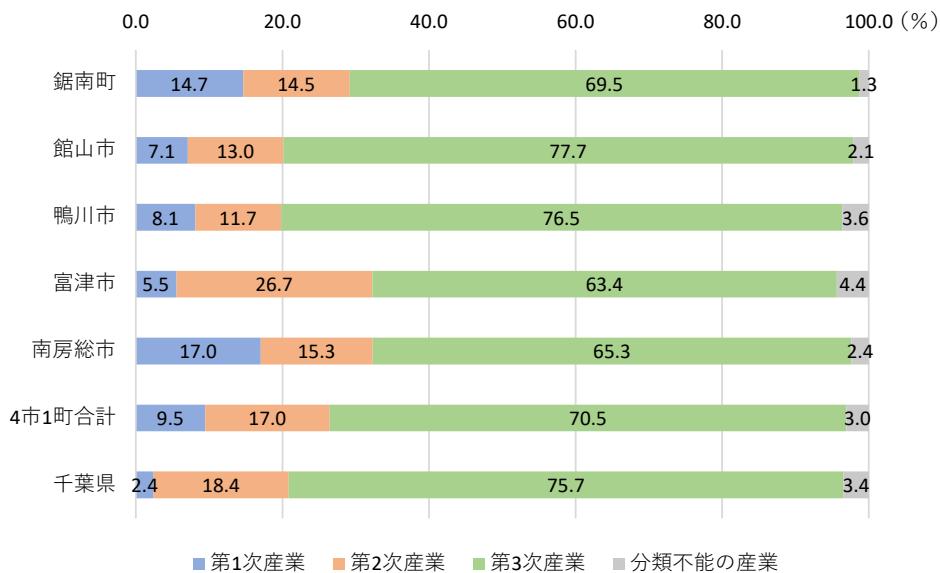
一方、本町は「見返り美人」で有名な浮世絵の創作者菱川師宣の誕生の地であり、古くから多くの文人にも愛された、歴史と文化に彩られてきた町です。



② 産業

本町で働く就業者の割合を産業別に見ると、小売業や飲食業、宿泊業等が含まれる第3次産業が69.5%と突出して高くなっています。また、第1次産業の割合は14.7%で、本町と周辺自治体の就業者数を合計した「4市1町合計」や千葉県の割合を上回っています。

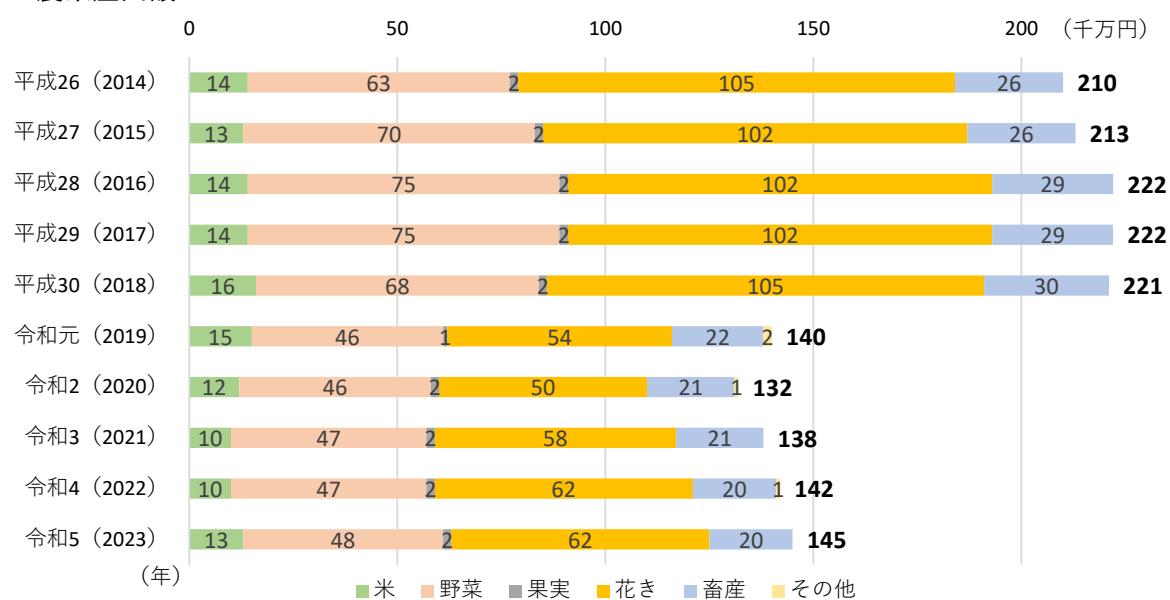
■産業別就業者数



出所: 総務省「国勢調査」(令和2[2020]年)

農業産出額は、平成26（2014）年以降、20億円を超える水準で推移していましたが、大型台風が襲来した令和元（2019）年は花きの産出額が半減したことなどから農業産出額の合計は14億円に減少しました。令和3（2021）年以降、農業産出額は徐々に回復しています。

■農業産出額

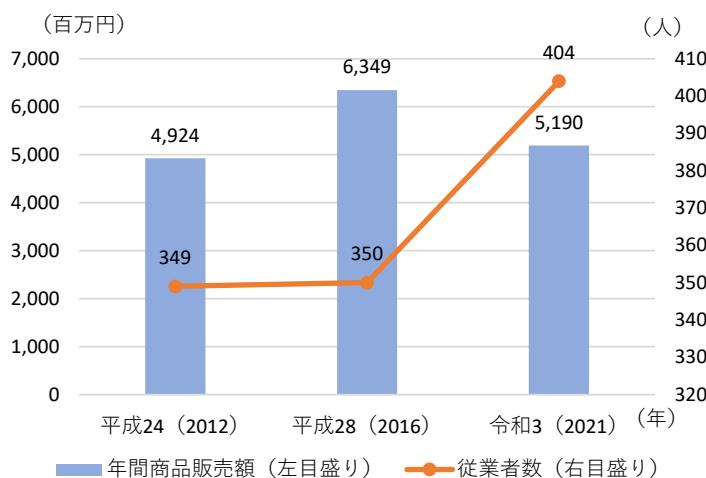


出所: 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

小売業の年間商品販売額を見ると、平成 27 (2015) 年に道の駅保田小学校が開業したことなどから平成 28 (2016) 年は約 63 億円まで増加しましたが、令和 3 (2021) 年はコロナ禍の影響などから減少に転じました。

小売業の従業者数は、平成 24 (2012) 年には 349 人でしたが、令和 3 (2021) 年は 404 人 (平成 24 [2012] 年比 15.8% 増) にまで増加しています。

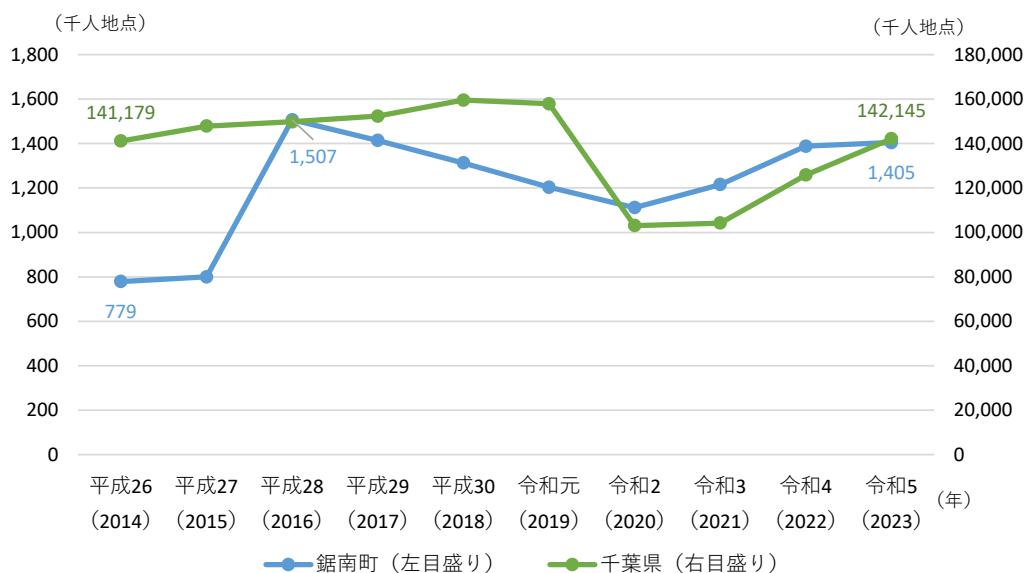
■小売業の年間商品販売額及び従業者数



出所: 総務省「経済センサス」

観光入込客数は、平成 27 (2015) 年までは 800 千人地点程度で推移していましたが、平成 28 (2016) 年は、前年に開業した道の駅保田小学校を多くの観光客が訪れたことなどから、1,507 千人地点 (平成 26 [2014] 年比 93.5% 増) となりました。その後、コロナ禍の影響などから減少に転じましたが、令和 3 (2021) 年以降は再び上昇傾向となっています。

■観光入込客数



出所: 千葉県「千葉県観光入込客数調査」

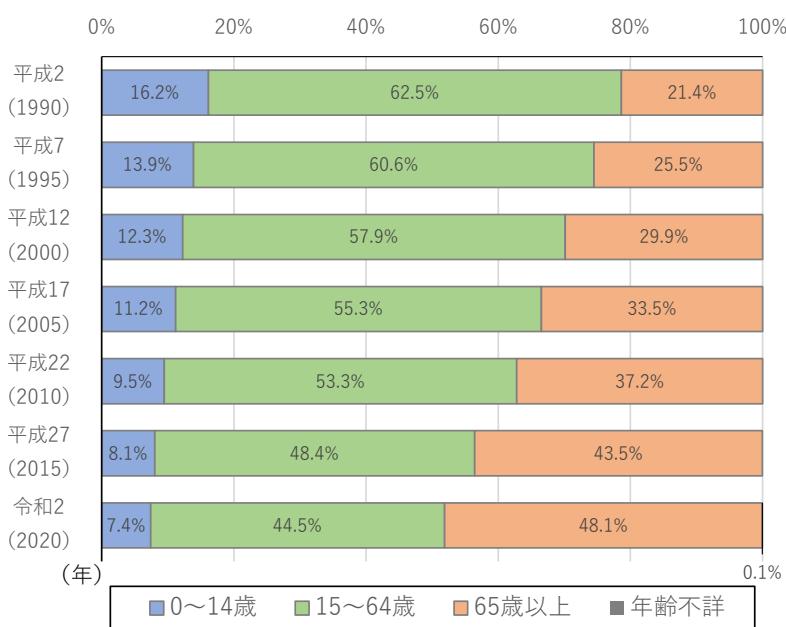
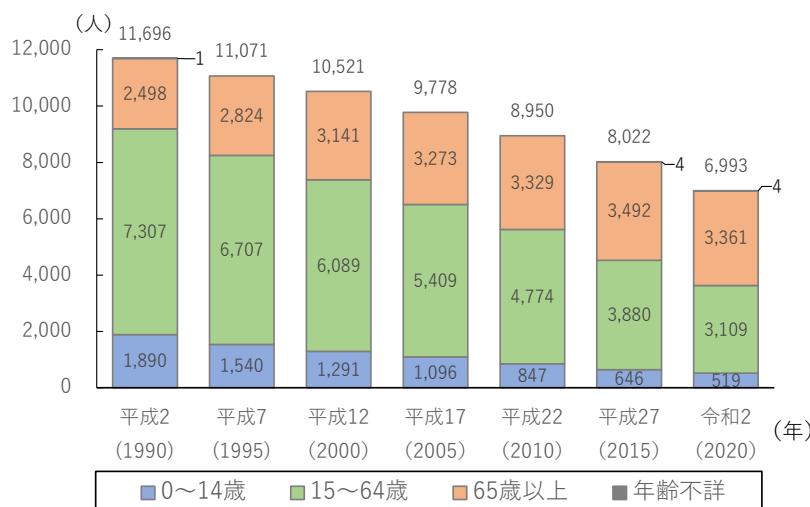
③ 人口

国勢調査による令和2（2020）年の本町の人口は、6,993人で、一貫して減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口について見ると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続けています。一方、65歳以上の老人人口は、平成27（2015）年まで増加傾向にありました。しかし、令和2（2020）年に減少に転じました。

また、年齢3区分別人口の構成比については、年少人口と生産年齢人口の割合が下がり続けていますのに対し、老人人口の割合は増加を続けており、令和2（2020）年には48.1%となっています。

■年齢3区分別人口の推移(上:実数、下:構成比)



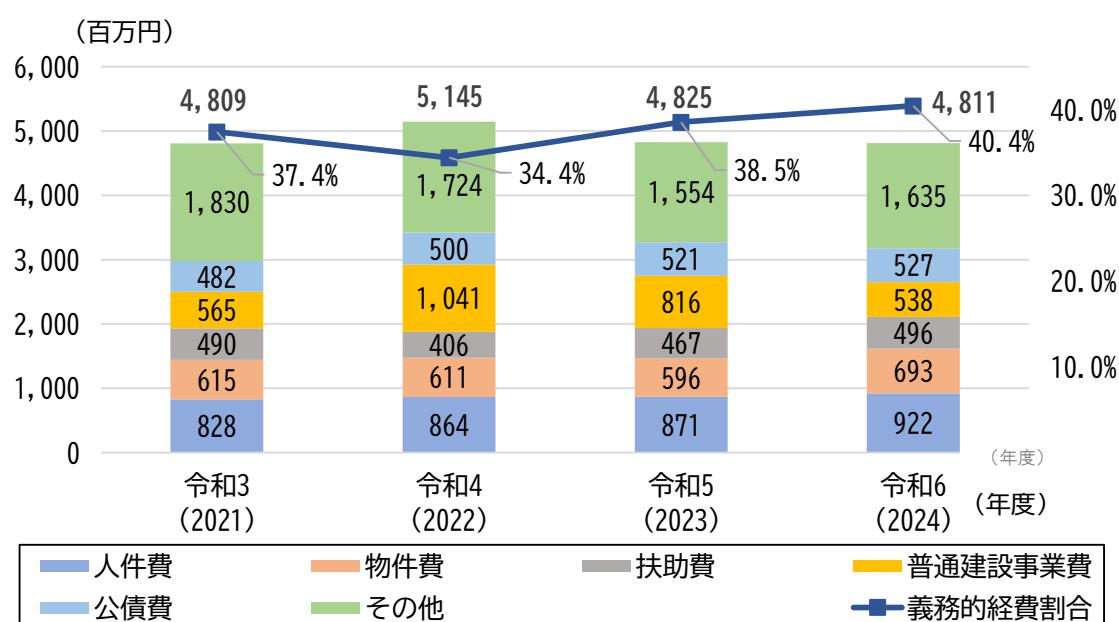
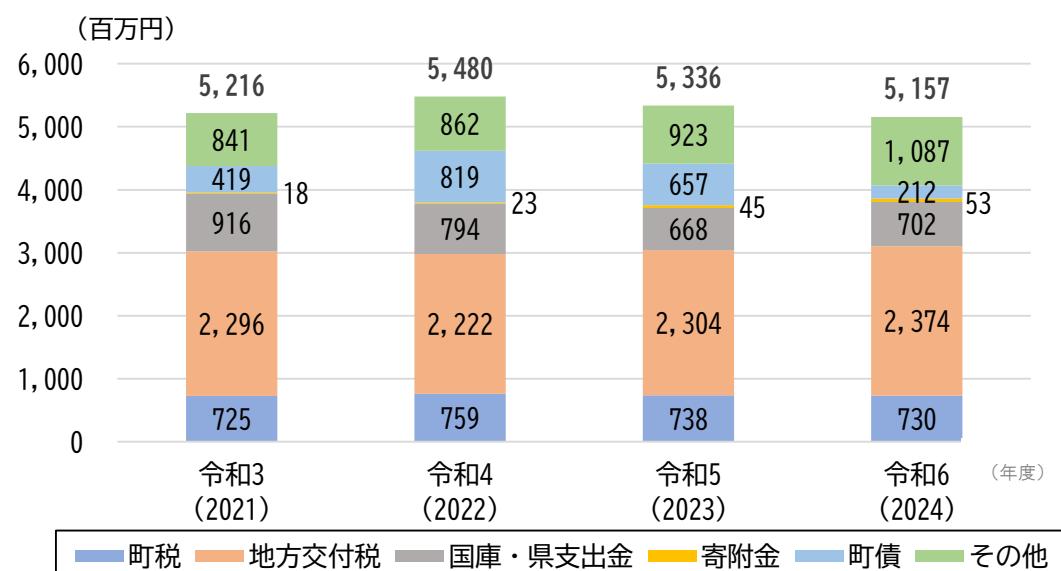
出所:総務省「国勢調査」

④ 財政

本町の歳入を見ると、自主財源である町税は令和4（2022）年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、国からの地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源の割合が高い状況が続いています。今後の人ロード減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、町税の増加は今後も見込みにくくなっています。

一方、歳出を見ると、人件費や扶助費、公債費といった、その支出が法令などで義務づけられており任意に削減できない義務的経費が歳出全体の4割前後を占めています。この義務的経費は、高齢化の進行等による扶助費増加に伴い、今後増加していくことが予想されます。

■決算額の推移(上:歳入、下:歳出)



出所:鋸南町

(2) 町民の意向

① 町民アンケート調査の概要

●調査の目的

町民アンケート調査は、鋸南町総合計画後期基本計画及び鋸南町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定にあたり、町民の意識やニーズを把握したり、本町の強みや課題を明らかにしたりすることにより、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

以下では令和2（2020）年に実施した同様のアンケート調査の結果と比較して分析しています。

●調査実施概要

| 調査時期 | 対象者 | 配布数 | 調査票配布・回収方法 | 有効回収数 有効回収率 |
|----------------------------|------------|-------|----------------------------|----------------|
| 令和7（2025）年 1～2月 (今回) | 鋸南町に居住する成人 | 2,000 | 配布：郵便 回収：郵便・web | 894 44.7% |
| 令和2（2020）年 1月 (前回) | 鋸南町の全世帯 | 3,249 | 区長による配布・回収 一部郵便による配布・回収 | 1,573 48.4% |

●調査結果の見方

- ・調査結果の数値は、原則として回答率（%）を表記しており、小数点第2位を四捨五入し小数点以下第1位までを表記しています。このため、単数回答の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・本文中の「n」はその設問の回答数を示します。

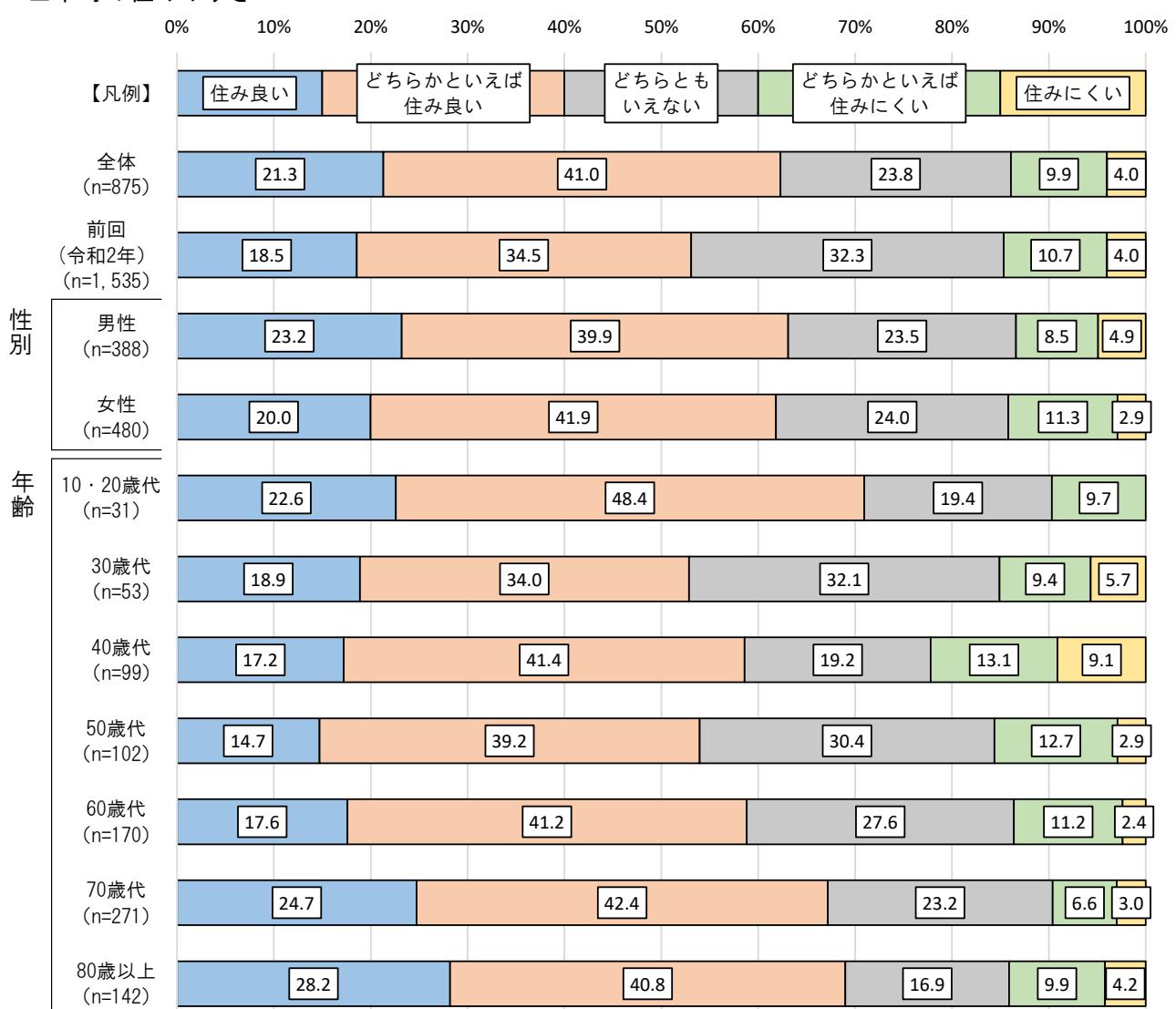
② 住みやすさ

本町の住みやすさについて聞いたところ、「どちらかといえば住み良い」が41.0%で最も高く、これと「住み良い」(21.3%)を合わせた『住み良い』という人が62.3%となっています。

これに対し、『住みにくい』という人（「どちらかといえば住みにくい」(9.9%)と「住みにくい」(4.0%)の合計）は17.2%となっています。

令和2（2020）年に実施した前回調査と比較すると、『住み良い』の割合は9.2ポイント増加し、『住みにくい』の割合は0.8ポイント減少しています。

■本町の住みやすさ

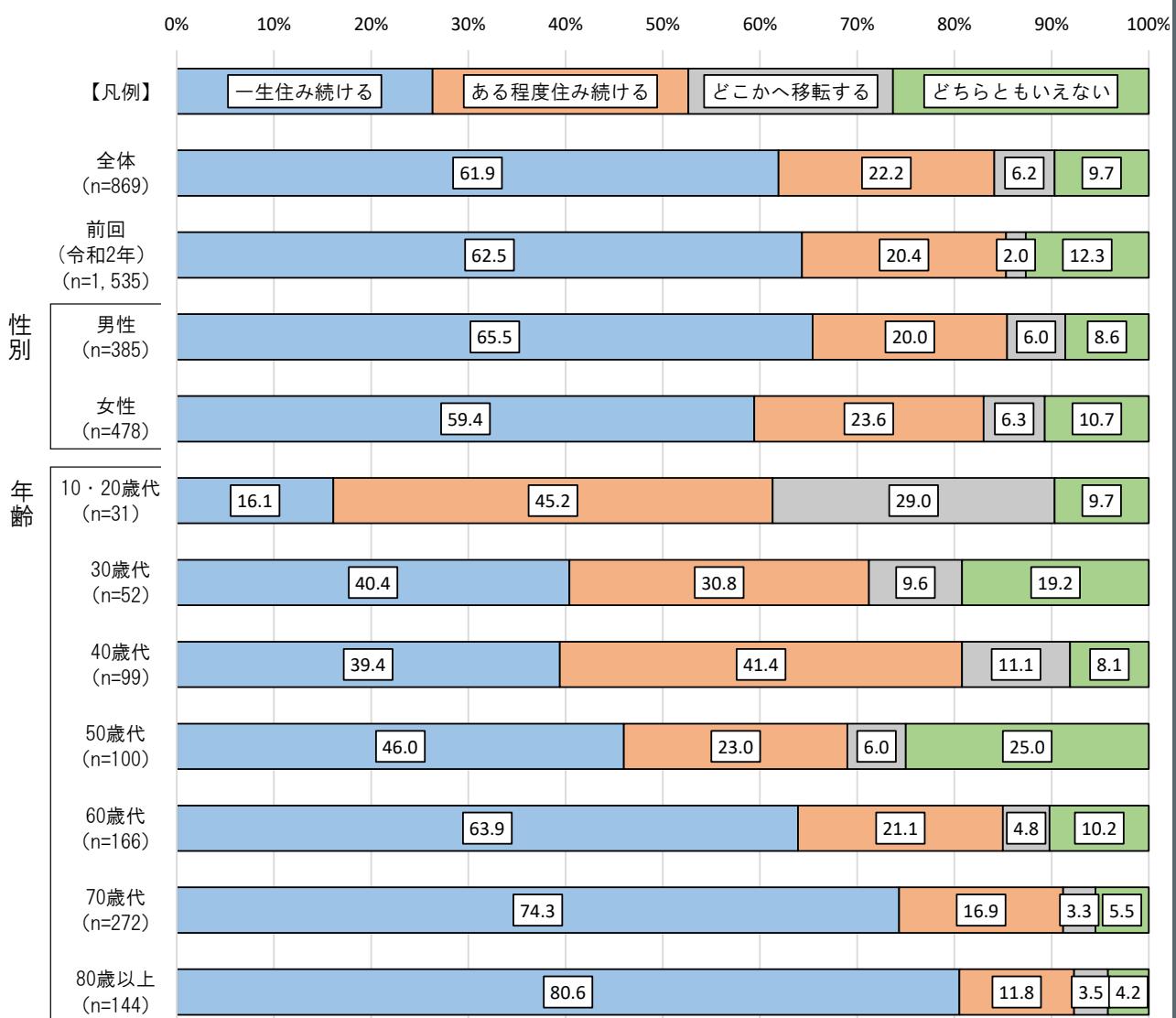


③ 定住の意向

今後も本町に住み続けたいか聞いたところ、「一生住み続ける」が 61.9% で最も高く、以下「ある程度住み続ける」(22.2%)、「どちらともいえない」(9.7%)、「どこかへ移転する」(6.2%) となっています。

前回調査と比較すると、「一生住み続ける」が 0.6 ポイント減少した一方、「ある程度住み続ける」は 1.8 ポイント、「どこかへ移転する」は 4.2 ポイント増加しています。

■定住の意向



④ 鋸南町の誇れるものや大切にしたいもの

本町の誇れるものや大切にしたいものを、「歴史・文化」、「自然・場所・施設」、「特産品・みやげ品」の3分野について自由記入方式で聞いたところ、各分野で最も回答が多かったのは、「歴史・文化」では「菱川師宣（記念館）」（98件）、「自然・場所・施設」では「海、海岸（線）、海水浴場、浮島」（157件）、「特産品・みやげ品」では「干物、魚介、海産物、ひじき等」（149件）となっています。

■鋸南町の誇れるものや大切にしたいもの（各分野上位5項目を抜粋）

（件）

| 歴史・文化 | |
|-----------------|-----|
| 菱川師宣（記念館） | 98 |
| 祭り、祭礼 | 87 |
| 源頼朝（の伝説、上陸地） | 51 |
| 桜、水仙、花（まつり、ロード） | 44 |
| 鋸山 | 32 |
| 自然・場所・施設 | |
| 海、海岸（線）、海水浴場、浮島 | 157 |
| 鋸山、大仏 | 129 |
| 佐久間ダム、ダム湖 | 110 |
| 道の駅保田小学校、幼稚園 | 92 |
| 桜、水仙、花（まつり、ロード） | 89 |
| 特産品・みやげ品 | |
| 干物、魚介、海産物、ひじき等 | 149 |
| 水仙、花、桜 | 139 |
| 菜花、菜の花 | 79 |
| 農産物、米、野菜 | 46 |
| 特産品 | 41 |

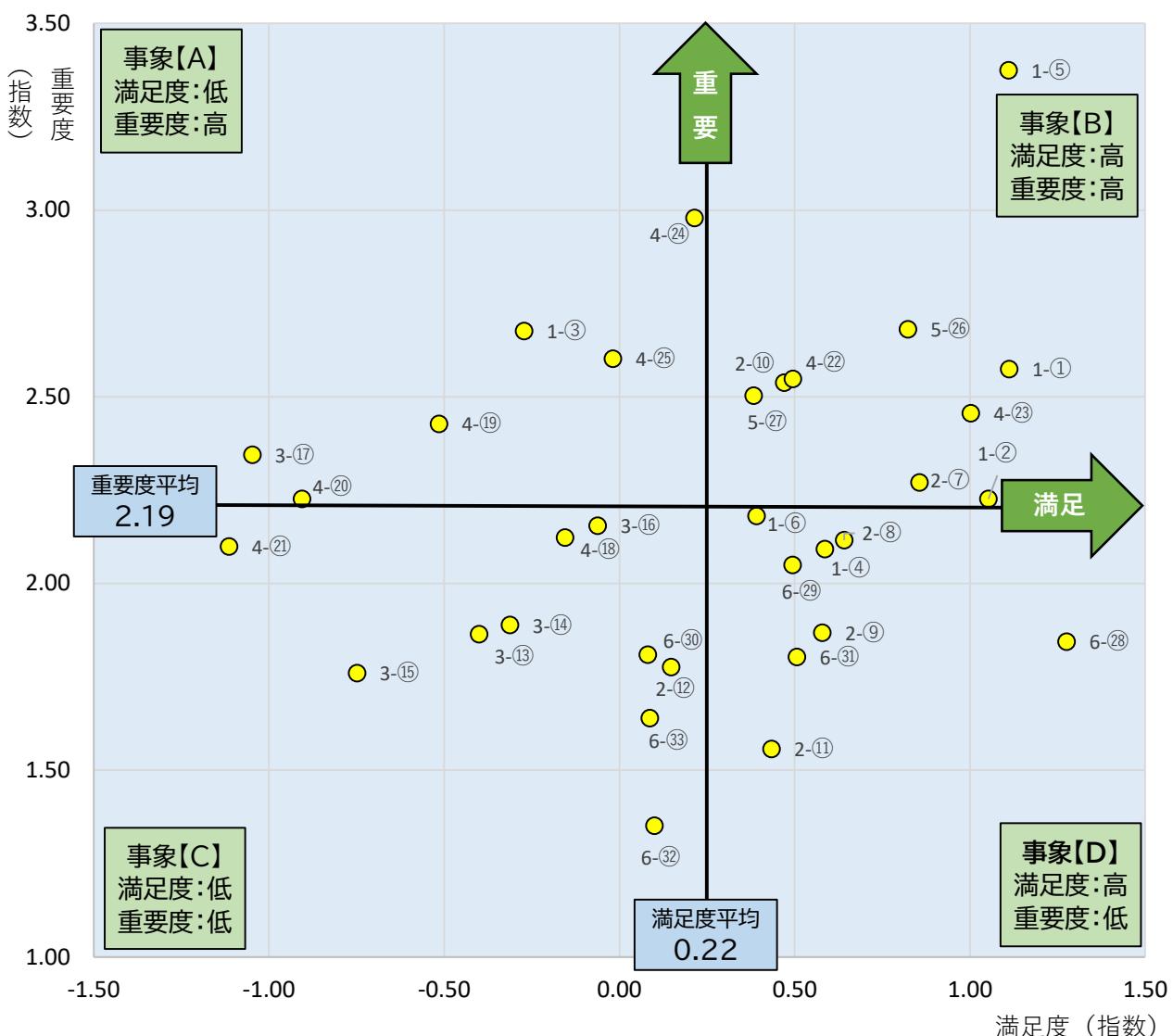
※同様の内容の回答については集約して件数を数えています。

⑤ 町の施策に対する評価

町が前期基本計画（令和3[2021]年度～令和7[2025]年度）において取り組んできた33の施策に対する満足度と重要度をそれぞれ5段階で評価してもらい、加重平均値による数量化で評価点を算出しました。その上で今後優先的に取り組むべき項目を抽出するための一つの試みとして、満足度評価と重要度評価を相關させた散布図を以下のとおり作成しました。

重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目（下図の左上の事象【A】に分布）は、「1-③保険・年金制度の運用、医療体制整備」、「3-⑯雇用対策と就労支援」、「4-⑯道路、橋梁、トンネルの整備」、「4-⑰公共交通網の整備」、「4-⑯地域防災力の維持、災害時の情報共有体制整備、避難所等の強化」、「4-⑯防犯・交通安全対策の充実」となっています。

■町の施策に対する評価



| 項目 | 満足度 | 重要度 |
|--|-------------|-------------|
| 1.福祉、保健・医療、子育て | | |
| 1-① 地域福祉・ボランティア活動支援 | 1.11 | 2.57 |
| 1-② 心身の健康づくり推進 | 1.05 | 2.23 |
| 1-③ 保険・年金制度の運用、医療体制整備 | -0.27 | 2.68 |
| 1-④ 子ども・子育て政策の充実 | 0.59 | 2.09 |
| 1-⑤ 高齢者支援、介護サービスの充実 | 1.11 | 3.37 |
| 1-⑥ 障害者支援 | 0.39 | 2.18 |
| 2.教育、生涯学習、文化、人権 | | |
| 2-⑦ 学校教育の充実 | 0.86 | 2.27 |
| 2-⑧ 青少年の健全育成 | 0.64 | 2.12 |
| 2-⑨ 生涯学習・スポーツの振興 | 0.58 | 1.87 |
| 2-⑩ 都市間交流、災害時相互協力 | 0.47 | 2.54 |
| 2-⑪ 文化・芸術の振興 | 0.43 | 1.56 |
| 2-⑫ 人権・多文化共生・消費者保護 | 0.15 | 1.78 |
| 3.産業振興、就業・雇用 | | |
| 3-⑬ 農林業振興 | -0.40 | 1.86 |
| 3-⑭ 水産業振興 | -0.31 | 1.89 |
| 3-⑮ 商工業振興 | -0.75 | 1.76 |
| 3-⑯ 観光振興 | -0.06 | 2.15 |
| 3-⑰ 雇用対策と就労支援 | -1.05 | 2.34 |
| 4.住環境、生活基盤 | | |
| 4-⑯ 無秩序な開発の抑制、町有地等の活用 | -0.16 | 2.12 |
| 4-⑯ 道路、橋梁、トンネルの整備 | -0.51 | 2.43 |
| 4-⑯ 公共交通網の整備 | -0.91 | 2.23 |
| 4-⑯ 住環境の整備、定住・移住の促進、空き家の活用 | -1.11 | 2.10 |
| 4-⑯ 上水道の水質管理、水道施設の維持、水道事業経営の効率化 | 0.49 | 2.55 |
| 4-⑯ 地域消防力の維持、消防資機材の適正管理 | 1.00 | 2.46 |
| 4-⑯ 地域防災力の維持、災害時の情報共有体制整備、避難所等の強化 | 0.21 | 2.98 |
| 4-⑯ 防犯・交通安全対策の充実 | -0.02 | 2.60 |
| 5.自然環境、環境保全 | | |
| 5-⑯ 廃棄物の適正処理、リサイクルの推進 | 0.82 | 2.68 |
| 5-⑯ 自然環境の保全、省エネ・脱炭素化の推進 | 0.38 | 2.50 |
| 6.行政、住民参加、コミュニティ | | |
| 6-⑯ 広報・聴取体制の充実 | 1.28 | 1.84 |
| 6-⑯ 健全財政、公共施設の適正管理 | 0.49 | 2.05 |
| 6-⑯ 行政組織の効率化、人材育成の推進 | 0.08 | 1.81 |
| 6-⑯ 協働のまちづくりの推進、地域コミュニティの維持 | 0.51 | 1.80 |
| 6-⑯ デジタル技術活用による行政サービスの利便性向上・業務効率化 | 0.10 | 1.35 |
| 6-⑯ 近隣自治体との連携による業務効率化、行政サービス充実 | 0.09 | 1.64 |
| 平均 | 0.22 | 2.19 |

太字：事象【A】に属する施策

※加重平均値による評価点の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{評価点} = & \left[\begin{array}{l}
 \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{点} \\
 + \\
 \text{「どちらかといえば満足」の回答者数} \times 5 \text{点} \\
 + \\
 \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\
 + \\
 \text{「どちらかといえば不満」の回答者数} \times -5 \text{点} \\
 + \\
 \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{点}
 \end{array} \right] \\
 & \div \left[\begin{array}{l}
 \text{「満足している」、「どちらかといえば満足」、} \\
 \text{「どちらともいえない」、「どちらかといえば」} \\
 \text{「不満」、「不満である」の回答者数}
 \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

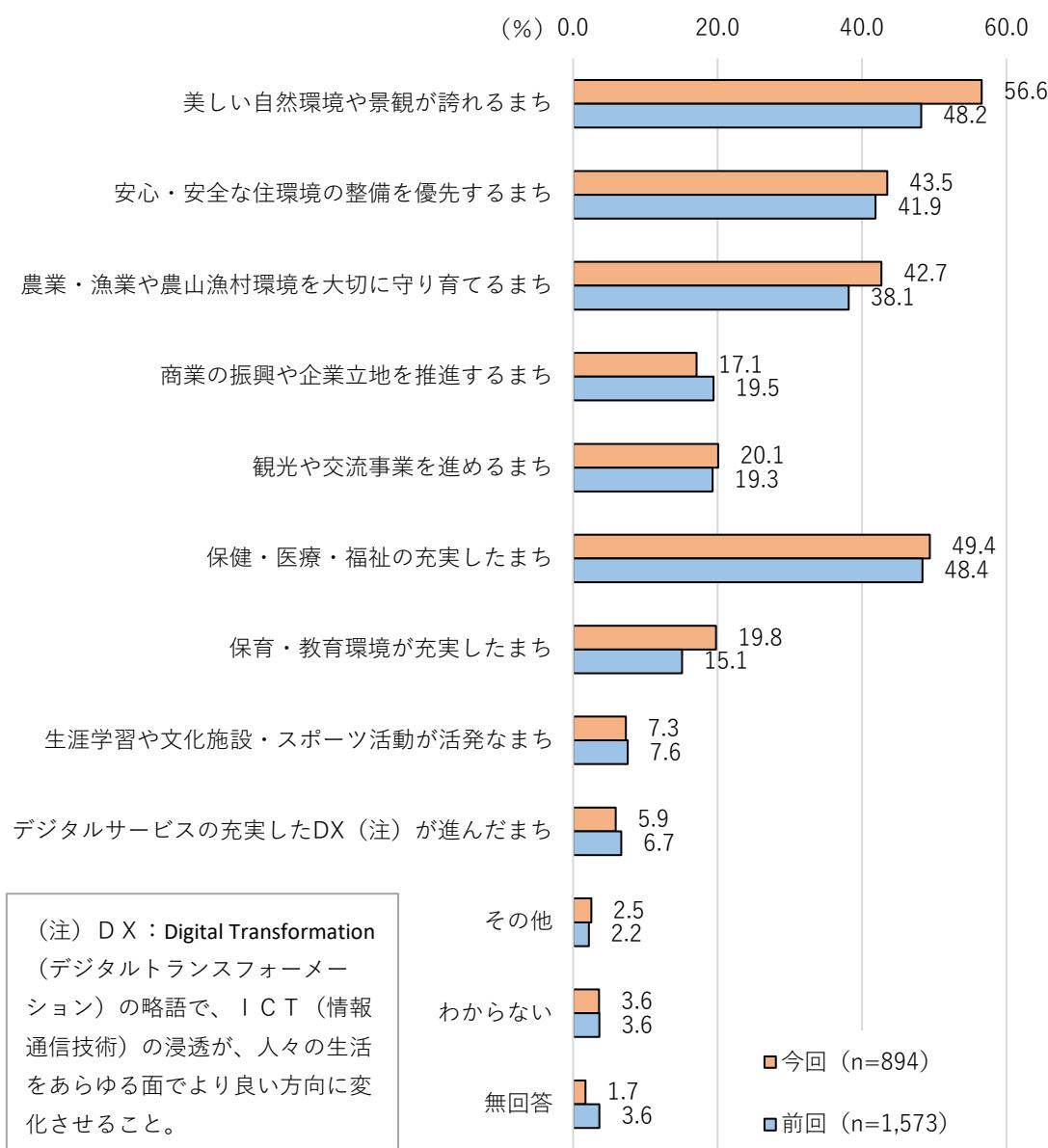
この算出方法により、評価点は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価は低いと考えられる。

⑥ 鋸南町をどのようなまちにしたいか

本町をどのようなまちにしたいか聞いたところ、「美しい自然環境や景観が誇れるまち」が 56.6%で最も高く、以下「保健・医療・福祉の充実したまち」(49.4%)、「安全・安心な住環境の整備を優先するまち」(43.5%) となっています。

前回調査と比較すると、今回は「美しい自然環境や景観が誇れるまち」が 8.4 ポイント高くなっています。

■鋸南町をどのようなまちにしたいか



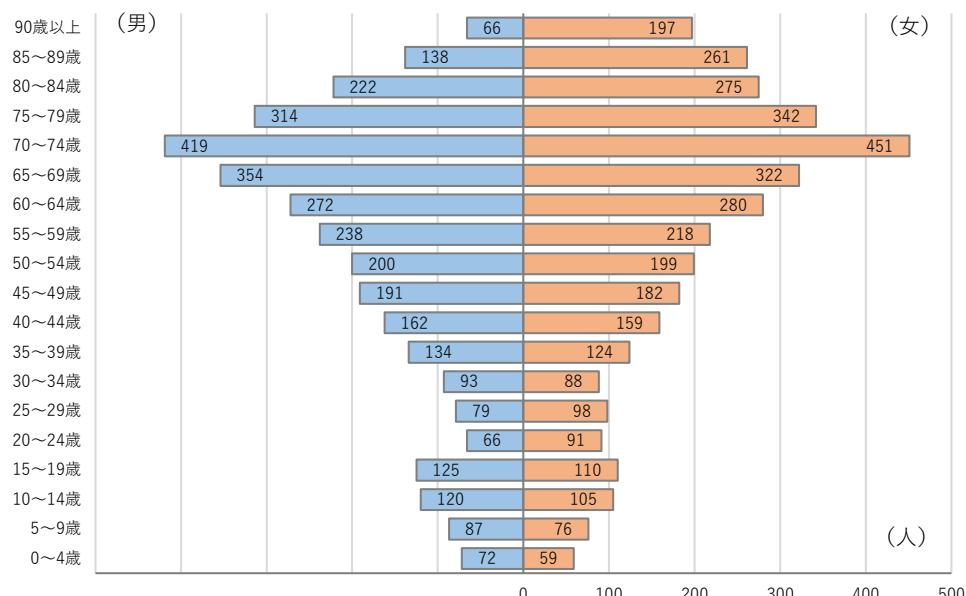
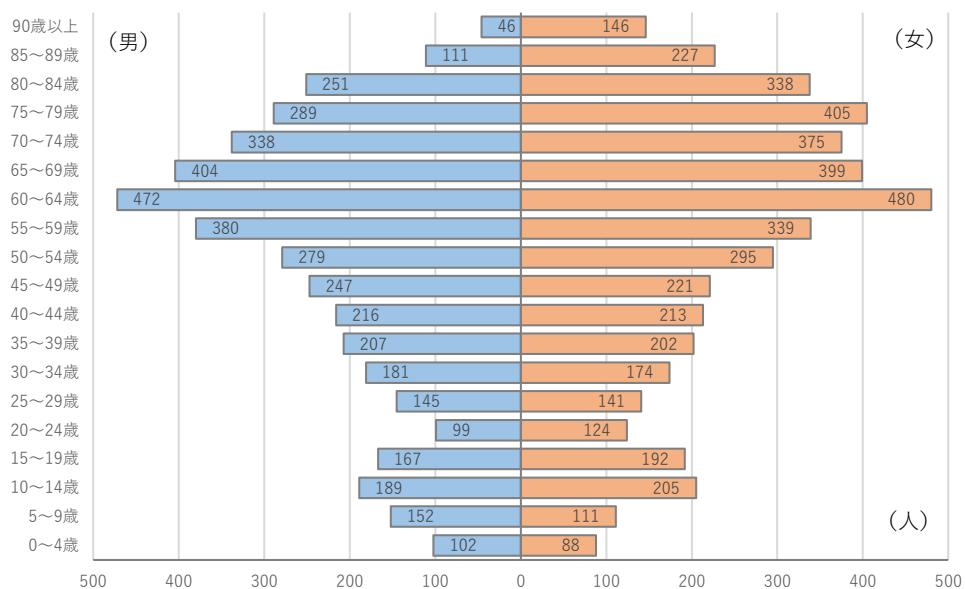
(3) 本町の基本的課題

① 人口減少及び少子高齢化の抑制

本町では、若い世代において進学や就職に伴って転出する人が多い傾向が見られ、今後、人口減少や少子高齢化がより一層進行する見込みとなっています。人口減少は、地域コミュニティの支え手の不足や財政力の低下につながり、町の持続可能性に負の影響を及ぼす懸念があることから、本町において対応すべき喫緊の課題と言えます。

したがって、定住人口の維持や移住の促進に向けて、次世代を担う若年・子育て世代が暮らしやすく子どもを産み育てやすい環境の整備や産業振興を通じた雇用の場の確保などを進め、人口減少や少子高齢化の抑制を図ることが求められます。

■本町の男女別・年齢別人口(上:平成 22[2010]年、下:令和2 [2020]年)



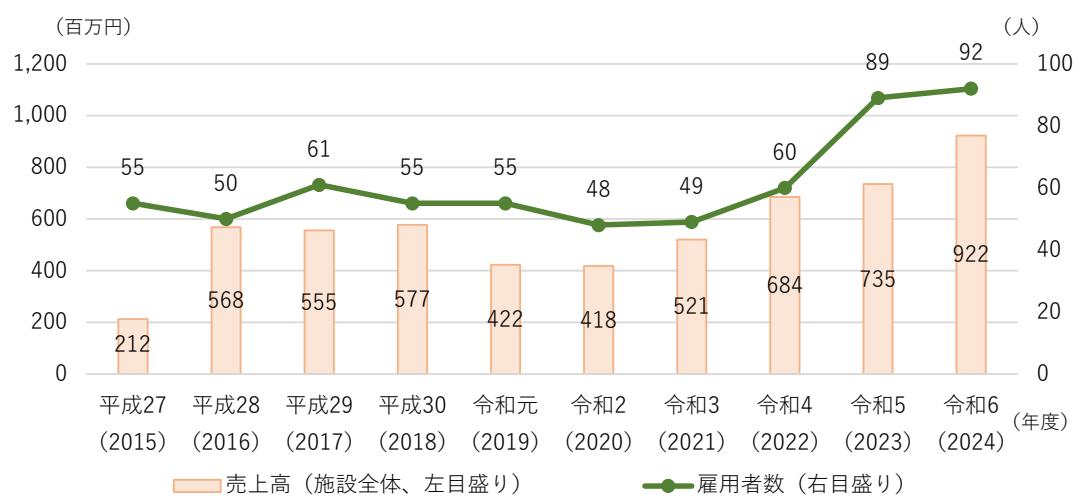
出所: 総務省「国勢調査」

② 産業の活性化及び財政基盤の充実

人口減少や少子高齢化が進行すると、税収の減少につながることから、町民生活に関わる多様なサービスの提供や道路・公共施設等のインフラの整備など、多くの分野において事業の縮小を余儀なくされる事態となる懸念があります。

したがって、住民が本町においていつまでも安全に安心して暮らせる環境を維持していくために、基幹産業である農水産業や豊かな自然や地域資源を生かした観光業など、地域の産業を活性化し「稼ぐ力」を高めることにより、町の財政基盤を充実させていくことが求められます。

■道の駅保田小学校の売上高及び雇用者数の推移



出所:「都市交流施設・道の駅保田小学校 運営状況」(鋸南町)

③ まちづくりの推進主体が活躍できる環境の整備

本町には、福祉や産業、地域づくりなど、様々な分野において住民や事業者によって構成される団体やボランティア組織があり、町民生活の支援や地域の活性化に重要な役割を担っていることから、今後のまちづくりに向けては、引き続きこれら団体等が活動しやすい環境づくりや町民の参画を促す取組等を推進していく必要があります。

また、これら団体等とともにまちづくりを推進する町の職員についても、より一層力を発揮し活躍することができるよう、働きやすい職場づくりや生産性向上に資する仕組みの導入、地域おこし協力隊等の外部人材の活用等に取り組んでいくことが求められます。

■自治体におけるDX推進の例

■自治体におけるDX推進の例

行政事務の効率化

- ・府内のペーパーレス化
- ・電子文書管理、電子決裁
- ・Web会議
- ・テレワーク
- ・AIを活用した業務効率化（会議録作成、申請書読取等）

地域社会の活性化

- ・地域社会のデジタル化
- ・デジタル技術の活用格差の解消

出所: 総務省「自治体 DX・情報化推進概要」を基に作成

I 基本構想

1 鋸南町のこれから（将来像）

2030まちの将来像

「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」



三ツ星のふるさと・鋸南

私たちのふるさと鋸南町は、風光明媚な海と山に囲まれ、温暖な気候に恵まれた町です。先人は漁師になったり、土地を耕したりして、この自然の恵みを享受してきました。ここで生まれ、育つことは、魚や米、野菜など、地元でとれたものを食し、美しい風景を毎日のように眺め、訪れてくる人を迎えて、生活を楽しんできました。

5年後のまちの将来像は、平成23（2011）年に策定した鋸南町総合計画で定めた「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」を継承することとします。

今、私たちの町は、これまでにない速さで人口が減っています。それに伴い、少子化や高齢化が進んでいます。

ふるさと鋸南町を子どもや孫に紡ぎ続けてもらうために、にぎわいを取り戻すために、ともに手を携え、みんなでまちづくりを行い、「里山」を彩り、「里海」に根ざし、「里愛」で結びつく「三ツ星のふるさと」を創っていきます。

できる人ができる範囲で、驕らず、前向きに、尊重しあって、ともにまちづくりを進めましょう。

2 基本目標

将来像の実現に向け、6つの基本目標と33の施策分野を定めます。

みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南



将来像実現のための基本目標と施策

基本目標1:支えあい安心育む福祉のまち

施策分野

- | | |
|-----------|----------|
| ①地域福祉 | ④子ども・子育て |
| ②健康づくり | ⑤高齢者・介護 |
| ③保険・年金・医療 | ⑥障害者 |

基本目標2:学びの意欲湧く教育のまち

施策分野

- | | |
|------------|-----------------|
| ⑦学校教育 | ⑩地域間交流 |
| ⑧青少年育成 | ⑪文化・芸術 |
| ⑨生涯学習・スポーツ | ⑫人権・多文化共生・消費者保護 |

基本目標3:活気あふれる産業のまち

施策分野

- | | |
|--------|------------|
| ⑬農林業振興 | ⑯観光振興 |
| ⑭水産業振興 | ⑰雇用対策と就労支援 |
| ⑮商工業振興 | |

基本目標4:利便性の高い生活しやすいまち

施策分野

- | | |
|--------|----------|
| ⑯土地利用 | ㉒上水道 |
| ⑯道路・橋梁 | ㉓消防 |
| ⑰公共交通 | ㉔防災 |
| ⑱住宅 | ㉕防犯・交通安全 |

基本目標5:豊かな自然を守る環境のまち

施策分野

- | | |
|------------|-------------|
| ㉖廃棄物・リサイクル | ㉗自然環境・エネルギー |
|------------|-------------|

基本目標6:創意工夫の住民民主のまち

施策分野

- | | |
|------------|-----------|
| ㉘広報・広聴 | ㉙協働のまちづくり |
| ㉙健全財政 | ㉚情報化の推進 |
| ㉚行政運営・人材育成 | ㉛広域行政 |

3 5年後に目指す目標（施策の大綱）

| | |
|--|--|
| <p>基本目標 ①</p> <h4>支えあい安心育む 福祉のまち</h4> <ul style="list-style-type: none">● 地域共生社会の実現のため町民と協力して福祉のまちづくりを推進します● 支えあい、切れ目のない保健福祉サービスを提供します● 子育て支援関係機関と連携・協力し、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めます● 町民が自身の健康管理に努め、安心して医療を受けられるような体制をつくります | <p>基本目標 ②</p> <h4>学びの意欲湧く 教育のまち</h4> <ul style="list-style-type: none">● 本町で学んだことを誇りに思える学校教育の充実を図ります● 学びを活かした地域活動を実践するための生涯学習環境づくりを推進します● スポーツや文化・芸術活動を推進します |
| <p>基本目標 ③</p> <h4>活気あふれる 産業のまち</h4> <ul style="list-style-type: none">● 農林水産業の付加価値を高め、担い手を育成します● 産業間連携を推進します● 事業者を伸ばす支援をします | <p>基本目標 ④</p> <h4>利便性の高い 生活しやすいまち</h4> <ul style="list-style-type: none">● 防災・減災対策を強化します● 犯罪のないまちづくりを推進します● 道路・交通環境を向上し、利便性を高めます● 生活基盤を充実し、生活の質の向上に努めます |
| <p>基本目標 ⑤</p> <h4>豊かな自然を守る 環境のまち</h4> <ul style="list-style-type: none">● 自然環境の保全はもとより、再生可能エネルギーの活用を推進します● 美しい本町の景観を守ります● 廃棄物や環境負荷の少ない町を目指します | <p>基本目標 ⑥</p> <h4>創意工夫の 住民主役のまち</h4> <ul style="list-style-type: none">● 住民主役のまちづくりを推進します● 長期的視点に基づき計画的な行財政運営に努めます● 広域行政を推進します |

II 人口ビジョン

1 人口ビジョン改訂の趣旨

国では、人口減少・少子高齢化の課題に対応するため、平成26年（2014年）に人口の現状分析を行い、今後目指すべき方向と人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を策定するとともに、長期ビジョンに基づき今後5か年で取り組む目標や施策・基本的方向および具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しました。

本町においても、国・県の動向や本町の状況を踏まえて、平成28（2018）年に「鋸南町人口ビジョン」（以下「第1期人口ビジョン」という。）及び「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、令和3（2021）年に「第1期人口ビジョン」を見直し、新たな人口ビジョン（以下「第2期人口ビジョン」という。）を策定しています。

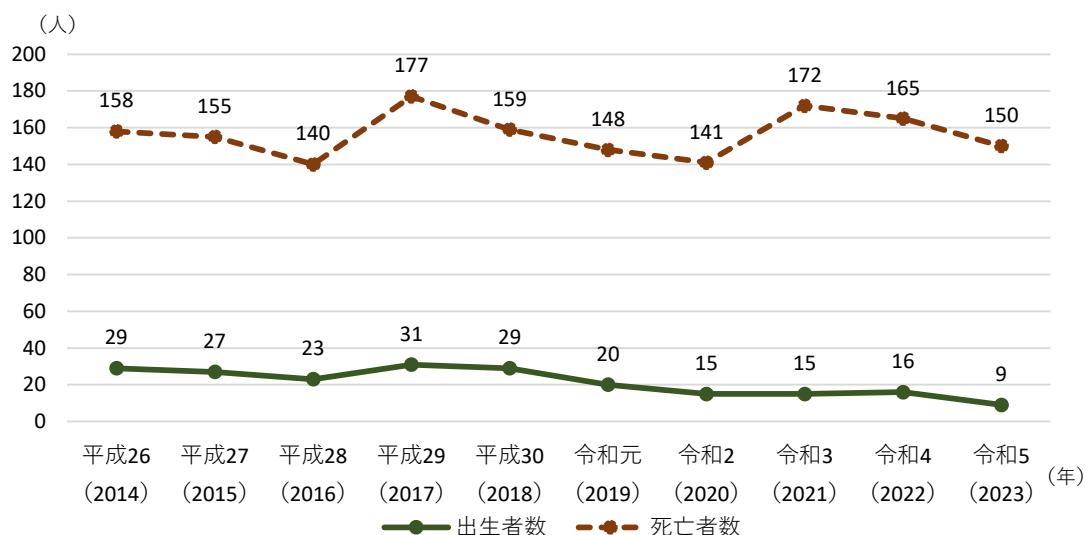
このたび、鋸南町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、町の人口推移及び人口推計を踏まえ、第2期人口ビジョンを改訂します。

2 人口の状況

（1）自然増減の状況

出生者数と死亡者数の差である自然増減は、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」の状態が続いており、その差は開き続けています。

■出生者数・死亡者数の推移

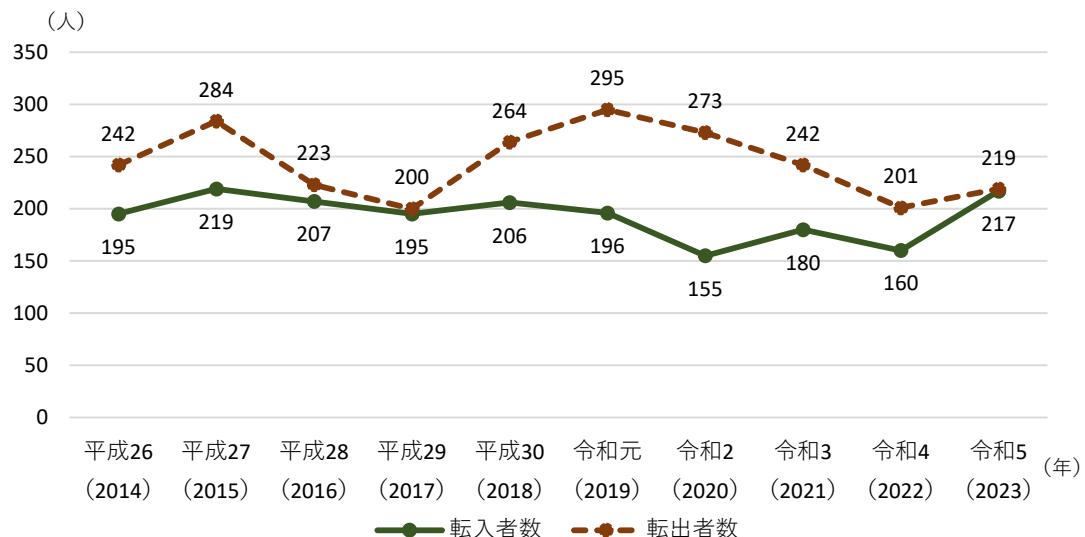


出所：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2) 社会増減の状況

転入者数と転出者数の差である社会増減は、平成11（1999）年と平成23（2011）年に社会増を記録しましたが、その他の年では一貫して転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

■転入者数・転出者数の推移(総数)

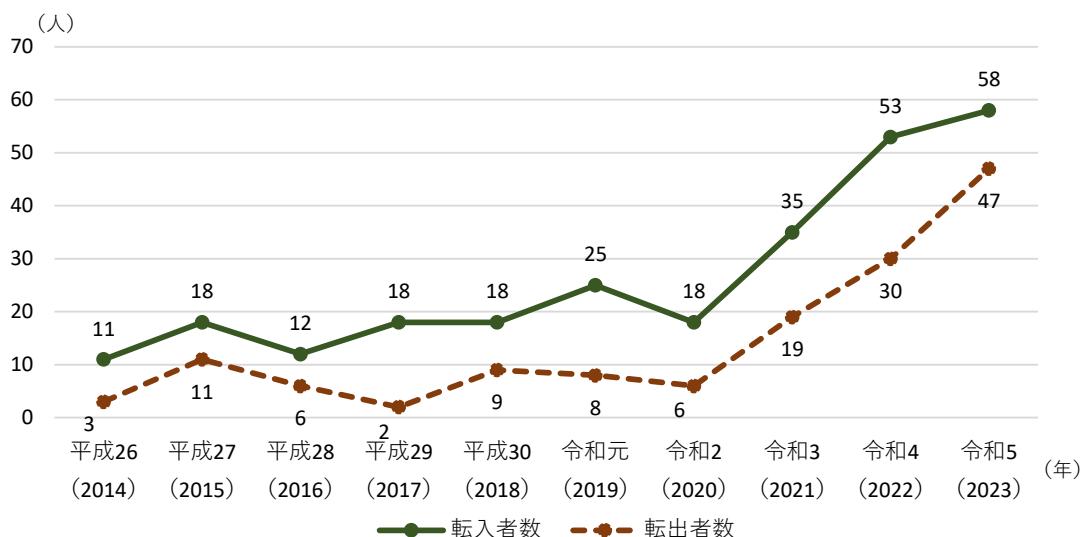


出所: 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(3) 外国人住民の社会増減の状況

外国人住民の推移を見ると、一貫して社会増となっているとともに、転入者数・転出者数とも令和3（2021）年以降、増加傾向が顕著となっています。令和5（2023）年の外国人住民の総数は121人で、平成24（2012）年の3.6倍となっています。

■外国人住民の転入者数・転出者数の推移



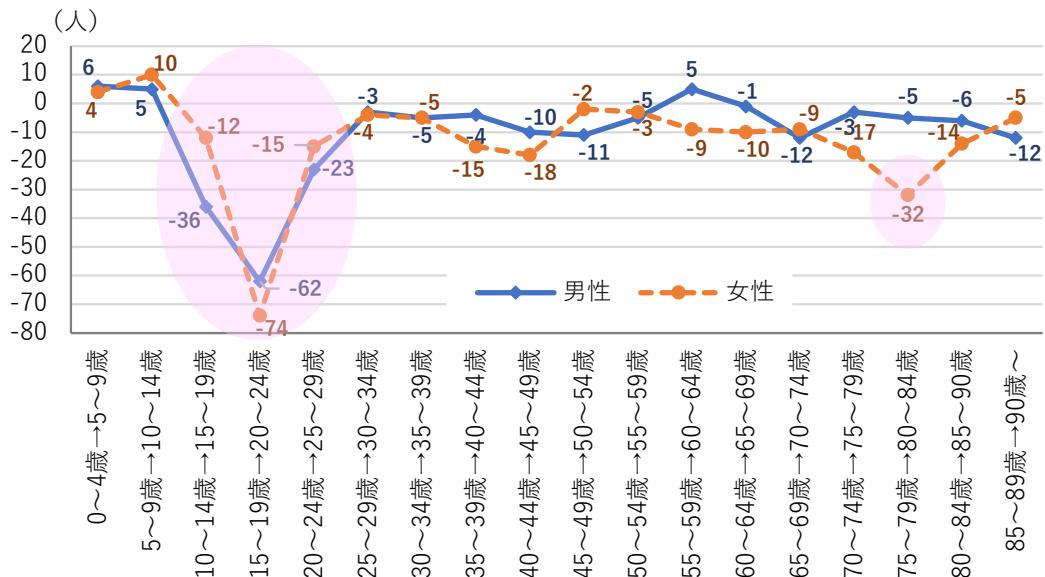
出所: 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(4) 人口移動状況

本町の性別・年齢5歳階級別人口移動の直近（平成27[2015]年→令和2[2020]年）の状況を見ると、男女ともに10～14歳から15～19歳になるとき、15～19歳から20～24歳になるとき、20～24歳から25～29歳になるときに大きく転出超過となっています。

女性は75～79歳から80～84歳になるときにも大きく転出超過となっています。

■男女別・年齢5歳階級別人口移動状況(平成27[2015]年→令和2[2020]年)



出所: 総務省「国勢調査」

本町に転入してきた人及び本町から転出した人の移動元及び移動先について、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけての転出入を都道府県単位で見ると、東京都からの転入超過数が多く、千葉県外からは転入超過となっています。一方、千葉県内へは転出超過になっており、本町からは、南房総市、木更津市、館山市など、千葉市以南の近隣市への転出が多くなっています。

■本町・東京圏間の人口移動状況(平成27[2015]年→令和2[2020]年)

| | 転入 | 転出 | 差 |
|--------------|-----|-----|-------------|
| 千葉県内 | 205 | 555 | -350 (転出超過) |
| 東京都 | 120 | 45 | +75 (転入超過) |
| 神奈川県 | 41 | 43 | -2 (転出超過) |
| 埼玉県 | 5 | 20 | -15 (転出超過) |
| 千葉県外（上記3都県含） | 211 | 158 | +53 (転入超過) |

出所: 総務省「国勢調査」

| 千葉県内の 転出超過の 市町村 | 超過 人数 |
|-----------------------|----------|
| 南房総市 | -97 |
| 木更津市 | -55 |
| 君津市 | -55 |
| 館山市 | -54 |
| 千葉市 | -29 |
| 袖ヶ浦市 | -19 |
| 富津市 | -15 |
| 習志野市 | -8 |
| 茂原市 | -7 |
| 市原市 | -7 |
| ⋮ | ⋮ |

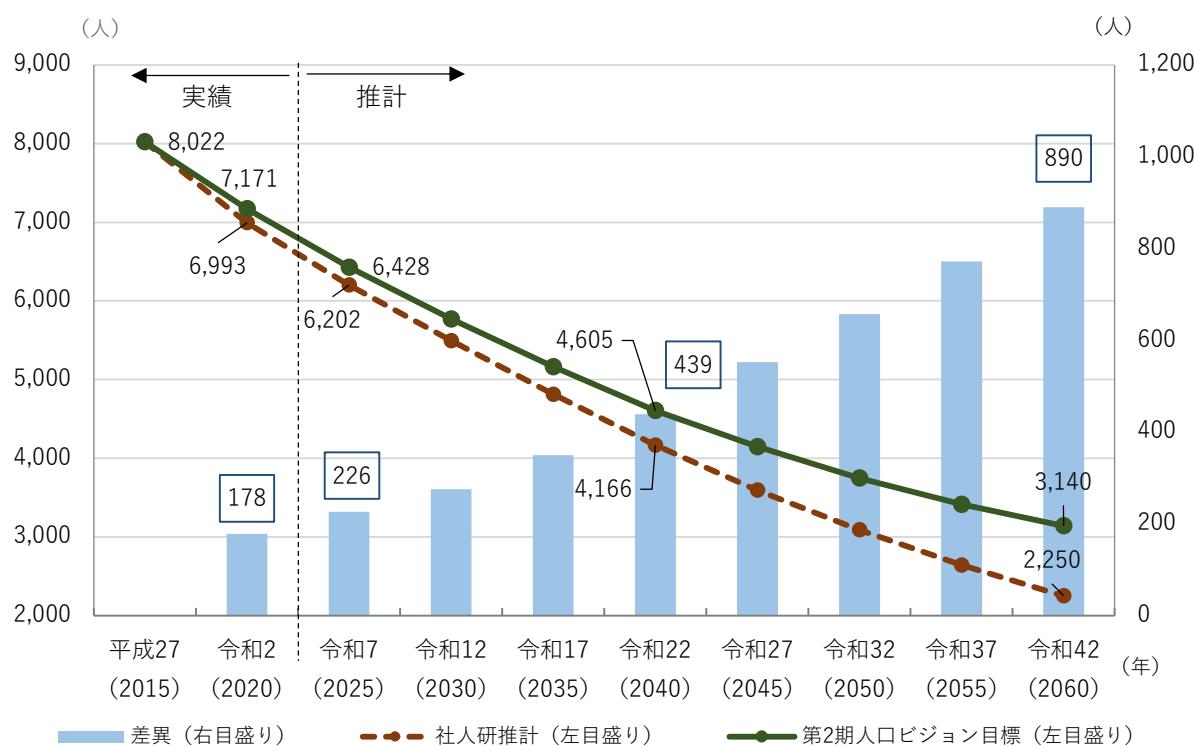
3 将来人口推計及び目標人口

(1) 第2期人口ビジョンの目標と国勢調査・社人研推計との比較

国勢調査によると令和2（2020）年における本町の人口は6,993人で、第2期鋸南町人口ビジョン（以下「第2期人口ビジョン」という。）における目標（7,171人）より178人少なくなっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が令和5（2023）年に実施した推計と第2期人口ビジョンにおける目標を比較すると、差異が令和7（2025）年に226人、令和22（2040）年に439人、令和42（2060）年に890人となっています。

■第2期人口ビジョンの目標と国勢調査・社人研推計との比較



出所:鋸南町、総務省「国勢調査」、社人研

(2) 人口推計シミュレーション

出生及び移動について複数の仮定を置いてシミュレーションを行ったところ、以下のとおりとなりました。

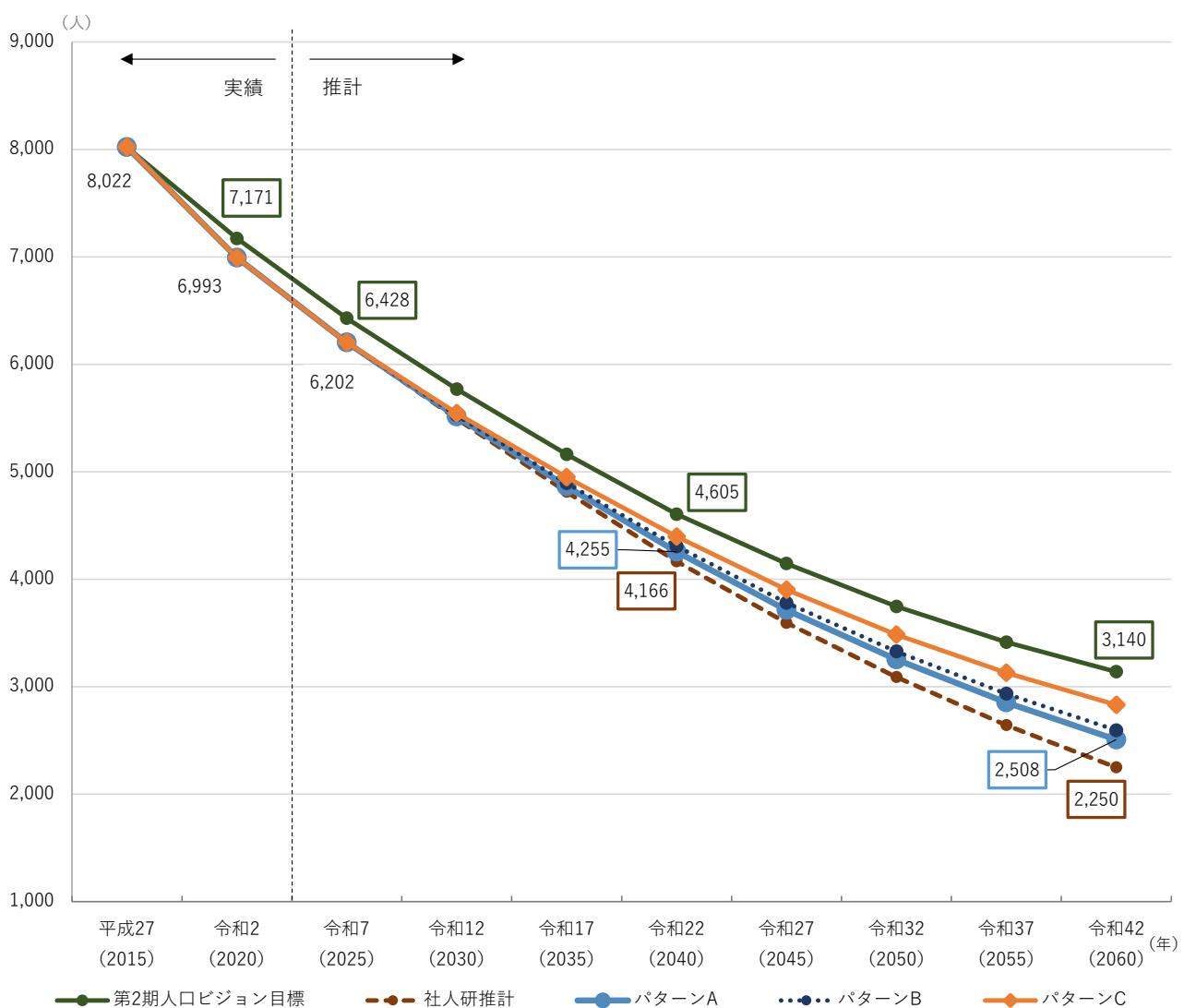
推計パターンのうち、パターンAは移動の仮定については第2期人口ビジョンの目標と同じとし、出生の仮定については本町の過去の水準を踏まえ、第2期人口ビジョンの目標より低い水準としました。

パターンBは出生、移動とも、パターンAより前倒しで施策の効果が表れる場合を想定したもので、パターンCは合計特殊出生率がパターンBより上昇する場合を想定したもので

す。

第2期人口ビジョンでは、令和42（2060）年に入人口3千人を維持することを目指すこととしていましたが、各推計パターンの令和42（2060）年の推計人口はパターンAが2,508人、パターンBが2,595人、パターンCが2,831人となります。

■パターン別の将来人口推計



出所：鋸南町、総務省「国勢調査」、社人研

■各パターンの出生・移動の仮定

| パターン | 出生の仮定 | 移動の仮定 |
|---------------------|--|--|
| 第2期人口 ビジョン 目標 | 合計特殊出生率が、令和12（2030）年に1.80、令和22（2040）年に2.07（人口置換水準）に上昇し、その後横ばい | 令和12（2030）年以降、移動（純移動率）が徐々に縮小し、令和32（2050）年以降ゼロ（均衡）で推移 |
| 社人研 推計 | 令和2（2020）年の子ども女性比の傾向が継続 | 平成17（2005）年→平成22（2010）年、平成22（2010）年→平成27（2015）年、平成27（2015）年→令和2（2020）年の3期間平均の傾向が継続 |
| A | 合計特殊出生率が、令和22（2040）年に1.30（本町の平成15[2003]～29[2017]年頃の水準）、令和32[2050]年に1.50に上昇し、その後横ばい | 令和12（2030）年以降、移動（純移動率）が徐々に縮小し、令和32（2050）年以降ゼロ（均衡）で推移 |
| B | 合計特殊出生率が、令和17（2035）年に1.30（本町の平成15[2003]～29[2017]年頃の水準）、令和27（2045）年に1.50に上昇し、その後横ばい | 令和12（2030）年以降、移動（純移動率）が徐々に縮小し、令和22（2040）年以降ゼロ（均衡）で推移 |
| C | 合計特殊出生率が、令和17（2035）年に1.80（本町の平成15[2003]～29[2017]年頃の水準）、令和27（2045）年に2.07（人口置換水準）に上昇し、その後横ばい | 令和12（2030）年以降、移動（純移動率）が徐々に縮小し、令和22（2040）年以降ゼロ（均衡）で推移（パターンBに同じ） |

※パターンBはパターンAより前倒しで施策効果が表れる場合

※パターンCは合計特殊出生率がパターンBより上昇する場合（移動の仮定はパターンBに同じ）

（3）目標人口

令和42（2060）年時点における目標人口は、出生の仮定をより現実的な水準としたパターンAの推計を採用し、2,500人とします。

前述のとおり、人口減少及び高齢化は本町の更なる発展に向けて対応が急がれる基本的課題であることから、この目標人口の達成に向けて、次世代を担う若年・子育て世代が暮らしやすく子どもを産み育てやすい環境の整備や産業振興を通じた雇用の場の確保など、様々な施策を全庁を上げて講じることとします。

目標人口（令和42〔2060〕年時点）：2,500人

III 後期基本計画

1 後期基本計画とSDGsの関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、全ての国々及び人々を対象としており、令和12（2030）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴール（取組分野別の大まかな方向性を示したもの）と169のターゲット（より詳細な取組の方向を示したもの）で構成されます。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本町の後期基本計画においても経済・社会・環境のバランスの取れたまちづくりを考えるなど、SDGsの視点を踏まえた計画とし、後期基本計画に基づく施策を推進することでSDGsの目標達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17のゴールと後期基本計画の施策分野の対応関係は次のとおりです。

| SDGsの17のゴール | | 後期基本計画の施策分野 |
|---|---------------|--|
| 1 貧困をなくそう  | 貧困をなくそう | あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる ③保険・年金・医療 ④子ども・子育て ⑯農林業振興 ⑭水産業振興 ⑮商工業振興 ⑯住宅 |
| 2 飢餓をゼロに  | 飢餓をゼロに | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する ③保険・年金・医療 ⑯農林業振興 ⑭水産業振興 |
| 3 すべての人に健康と福祉を  | すべての人に健康と福祉を | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する ①地域福祉 ②健康づくり ③保険・年金・医療 ④子ども・子育て ⑤高齢者・介護 ⑥障害者 ⑨生涯学習・スポーツ ⑩地域間交流 ⑯住宅 |
| 4 質の高い教育をみんなに  | 質の高い教育をみんなに | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する ④子ども・子育て ⑦学校教育 ⑧青少年育成 ⑨生涯学習・スポーツ ⑪文化・芸術 ⑫人権・多文化共生・消費者保護 ⑬情報化の推進 |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう  | ジェンダー平等を実現しよう | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う ⑦学校教育 ⑧青少年育成 ⑨生涯学習・スポーツ ⑫人権・多文化共生・消費者保護 |

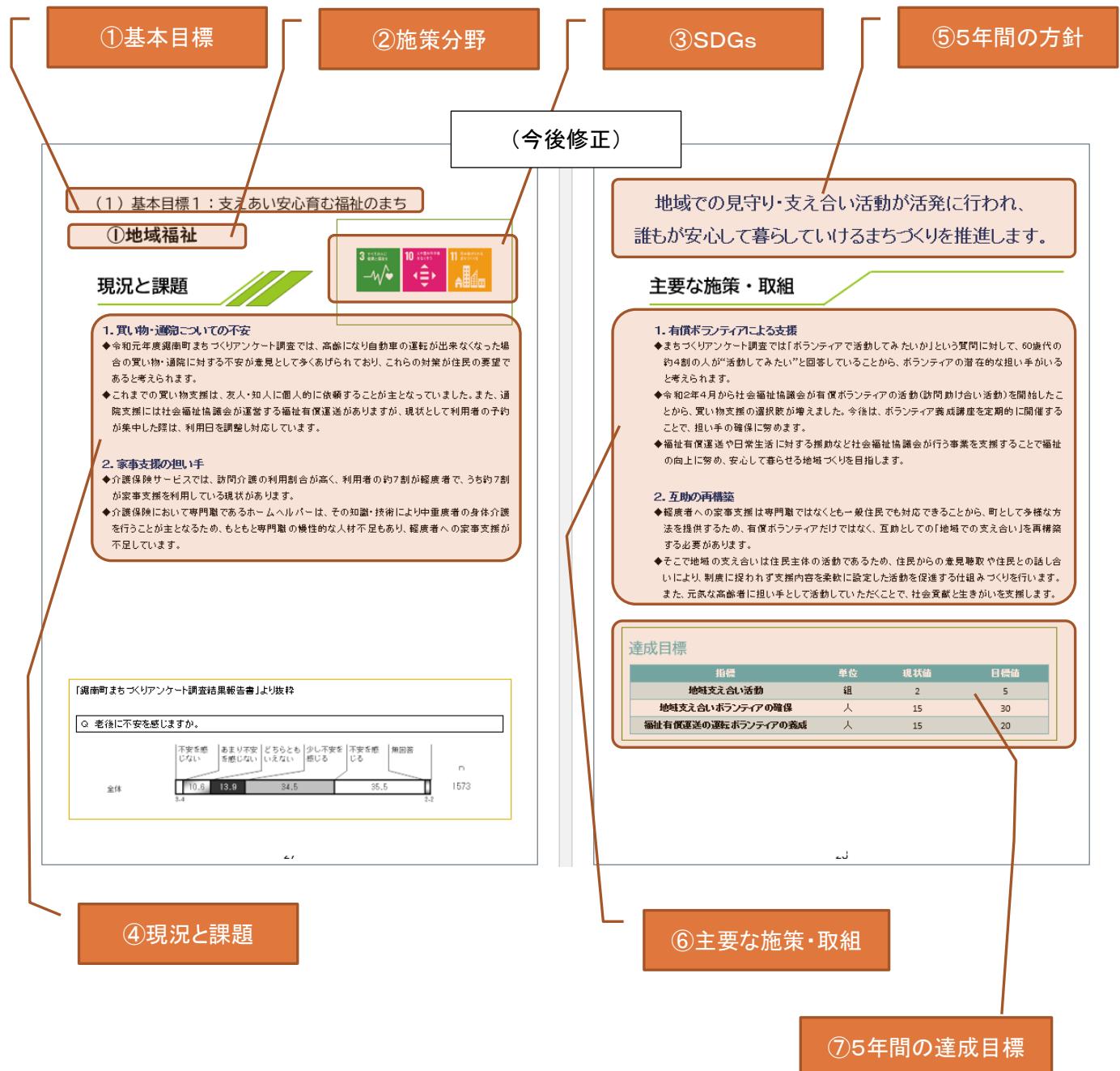
| SDGsの17のゴール | | | 後期基本計画の施策分野 |
|--|--------------------|---|---|
| 6 安全な水とトイレを世界中に  | 安全な水とトイレを世界中に | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する | ②上水道 |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する | ⑯観光振興 ⑯廃棄物・リサイクル ⑰自然環境・エネルギー |
| 8 働きがいも経済成長も  | 働きがいも経済成長も | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する | ⑬農林業振興 ⑭水産業振興 ⑮商工業振興 ⑯観光振興 ⑰雇用対策と就労支援 |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る | ⑬農林業振興 ⑭水産業振興 ⑮商工業振興 ⑯観光振興 ⑰雇用対策と就労支援 ⑱土地利用 ⑳情報化の推進 |
| 10 人や国の不平等をなくそう  | 人や国の不平等をなくそう | 各国内及び各国家間の不平等を是正する | ①地域福祉 ⑥障害者 ⑦学校教育 ⑫人権・多文化共生・消費者保護 |

| SDGsの17のゴール | | 後期基本計画の施策分野 | |
|--|-----------------------|---|---|
| 11 住み続けられる まちづくりを  | 住み続けら れるまちづ くりを | 包摂的で安全かつ強靭で持 続可能な都市及び人間居住 を実現する | ①地域福祉 ⑤高齢者・介護 ⑥障害者 ⑯観光振興 ⑰雇用対策と就労支援 ⑱土地利用 ⑲道路・橋梁 ⑳公共交通 ㉑住宅 ㉒上水道 ㉓消防 ㉔防災 ㉕防犯・交通安全 ㉖廃棄物・リサイクル ㉗自然環境・エネルギー ㉘広報・広聴 ㉙健全財政 ㉚行政運営・人材育成 ㉛協働のまちづくり ㉜情報化の推進 ㉝広域行政 |
| 12 つくる責任 つかう責任  | つくる責任 つかう責任 | 持続可能な生産消費形態を 確保する | ㉑農林業振興 ㉒水産業振興 ㉓商工業振興 ㉔観光振興 ㉕土地利用 |
| 13 気候変動に 具体的な対策を  | 気候変動に 具体的な対 策を | 気候変動及びその影響を軽 減するための緊急対策を講 じる | ㉖土地利用 ㉗消防 ㉘防災 ㉙廃棄物・リサイクル ㉚自然環境・エネルギー |
| 14 海の豊かさを 守ろう  | 海の豊かさ を守ろう | 持続可能な開発のために、海 洋・海洋資源を保全し、持続 可能な形で利用する | ㉒水産業振興 ㉓廃棄物・リサイクル ㉔自然環境・エネルギー |

| SDGsの17のゴール | | 後期基本計画の施策分野 |
|---|-------------------|--|
|  15 陸の豊かさも守ろう | 陸の豊かさも守ろう | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ⑯農林業振興 ⑰土地利用 ⑯廃棄物・リサイクル ⑰自然環境・エネルギー ⑯広報・広聴 |
|  16 平和と公正をすべての人に | 平和と公正をすべての人に | 持続可能な開発のための平和で包摶的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摶的な制度を構築する ⑧青少年育成 ⑨生涯学習・スポーツ ⑩地域間交流 ⑫人権・多文化共生・消費者保護 ⑯健全財政 ⑯行政運営・人材育成 |
|  17 パートナーシップで目標を達成しよう | パートナーシップで目標を達成しよう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する ⑯商工業振興 ⑯健全財政 ⑯行政運営・人材育成 ⑯協働のまちづくり ⑯広域行政 |

2 後期基本計画の見方

後期基本計画は、見開き2ページで1施策分野になるように構成されています。各施策分野では、以下のような7項目について記載しています。



3 後期基本計画



(1) 基本目標1：支え合い安心育む福祉のまち

①地域福祉

現況と課題



1. 地域共生社会の確立

◆高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化、近年の物価高騰など、社会構造の変化に伴い、社会的孤立や経済的困窮のリスクが増大する中、高齢者や障害者、子どもなど、誰もが安心して暮らせるよう、住民がともに支え合う地域づくりを推進していくことが求められます。

2. 地域福祉の担い手の不足

◆本町では、社会福祉協議会やボランティア等が、支援を必要とする地域住民の日常生活を支えていますが、人口減少や高齢化、定年年齢の延長等に伴い、これら地域福祉の担い手の確保が難しくなっており、今後、福祉ニーズへの対応が十分に行き届かなくなる懸念があります。

3. 支援ニーズへの適切な対応及び情報発信の強化

◆住民が抱える課題は、ダブルケア⁵や8050問題⁶など、複雑化かつ複合化した事案が増加しており、円滑な課題解決に向けて行政や関係機関、地域等が連携して対応することが求められています。

◆住民の支援ニーズが多様化するのに伴い、行政等が提供する支援制度は拡充が図られており、支援を必要とする人に適切な支援が行き届くよう、支援制度に関する情報発信を強化する必要があります。

⁵ ダブルケア：子育てと親の介護を同時期に行うこと。

⁶ 8050問題：80代の親と引きこもりの状態にある50代の子からなる世帯が、経済的困窮や介護に関する問題を抱え、地域社会から孤立する社会問題。

地域での見守り・支え合い活動が活発に行われ、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

主要な施策・取組

1. 支え合いの意識の醸成

◆地域福祉や地域共生社会に関する住民の理解を深め、地域における支え合いの意識を醸成するため、社会福祉協議会等と連携しながら、広報誌やホームページの充実、社会福祉大会の開催等に取り組みます。

2. 福祉ボランティア活動の活性化

◆社会福祉協議会やボランティア等による住民の日常生活の支援や居場所・活躍の場づくり等の福祉活動を支援するとともに、情報発信や研修を通じた地域福祉の支え手の発掘・育成、地域福祉活動を行う拠点の確保等に努めます。 [関連施策分野:⑩公共交通]

3. 地域福祉推進の体制づくり及び支援制度の周知

◆住民の様々な支援ニーズに適切に対応できるよう、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなど関係機関が連携して地域福祉を推進する体制を整備するとともに、地域福祉に関する支援制度や相談窓口等の周知を図ります。

◆社会福祉協議会で行っている配食サービス、訪問型サービスB(ちょこボラ)等の身近な支援制度について周知を図ります。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|-----|-------|
| 地域支え合い活動数 | 2組 | 5組以上 |
| 地域支え合いボランティア数 | 16人 | 30人以上 |
| 福祉有償運送の運転ボランティアの養成数 | 20人 | 20人以上 |

②健康づくり

現況と課題



1. 健康寿命⁷の延伸

- ◆65歳の人の健康寿命は男性が17.93年、女性が20.05年で、いずれも県平均に比べ低い状況となっています。
- ◆町民がいつまでも健康で心豊かに暮らしていけるよう、健康づくりに取り組みやすい環境を整備していくことが求められます。

2. 疾病予防及び重症化予防

- ◆多様化した生活様式や食生活の変化に伴い、生活習慣病(高血圧、糖尿病、高脂血症、がん等)の患者の割合が増加しています。
- ◆疾病を早期に発見し、早期に治療を開始できるよう、自らの健康に关心の低い層への働きかけに努めるとともに、特定健康診査・保健指導や各種検診の実施率向上を図ることが求められます。

3. 食習慣の適正化

- ◆健康の保持増進のためには、食についての意識を高め、生涯を通じて正しい食習慣を実践していくことが大切であることから、町民が食に関する知識と食を選択する力を身に付けられるよう、関係機関と連携しながら食育を推進することが求められます。

4. こころの健康の保持

- ◆現代社会を生きる人々は、長時間労働や育児・介護の負担、障害・疾病、生活困窮など、過度なストレスとなり得る様々な要因に囲まれて暮らしており、行政にはこころの健康づくりや悩みを抱えた人への支援が求められます。

⁷ 健康寿命：健康上の理由で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間。

健康寿命をのばし、心身ともに健やかで 誰もが安心して生活できるまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 健康寿命の延伸につながる環境づくり

- ◆地域資源を活用した健康づくりや就労等の社会参加により、高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、就労や社会参加の環境整備、運動に取り組める場の充実等を進め、健康の保持増進を図りやすい環境づくりに努めます。
- ◆子どものころから健康に关心を持ち、よりよい健康習慣を身に付けることができるよう、小児生活習慣病予防健診や出前授業など、学校教育と地域保健が協力する事業を継続するとともに充実を図ります。

[関連施策分野:⑦学校教育]

2. 保健活動の推進

- ◆若年層などの健康無関心層に対しての環境、意識づくりが重要です。健診の対象年齢の引き下げやナッジ理論(ささやかな仕掛けによって人々の行動に影響を与えようとする)等の活用による「意識せず」・「気がついたら」・「自然に」といった健康づくり、アプリ等を活用した健康経営の推進、健康ポイント事業の推進等により、早期からの健康増進への包括的な取組を進めます。
- ◆生活習慣病が疑われる人などを対象に、専門職による保健指導・栄養指導を行い、医療機関への受診勧奨や疾病の重症化予防に取り組みます。

3. 食育の推進

- ◆栄養バランスの取れた食事や野菜の適量摂取、減塩の重要性など、食に関する正しい知識を伝える取組を進めます。また、地域の農産物に関する情報提供や学校給食における地場産物の活用等により、地産地消を推進します。

[関連施策分野:⑦学校教育・⑬農林業振興・⑭水産業振興]

4. こころの健康づくりの推進

- ◆こころの健康の保持増進に向けて、情報発信や人材育成、地域づくり等を推進するのに加え、相談支援体制の整備に努めます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|----------------------|--------------------------|
| 65歳健康寿命の延伸 | 男 17.93年 女 20.05年 | 男 18.17年以上 女 21.06年以上 |

達成目標：65歳を迎えたのちに、要介護2以上の認定を受けるまでの平均年数（平均自立期間）

③保険・年金・医療

現況と課題



1. 国民健康保険制度の充実

- ◆高齢化や高度医療の進展などにより医療費は年々増加の一途をたどっており、安定した給付を維持するため、被保険者の負担が増とならないよう、更に医療費の適正化に取り組む必要があります。

2. 後期高齢者医療制度の充実

- ◆運営主体は千葉県後期高齢者医療広域連合ですが、町では保険証の交付や給付に係る申請事務等を行っています。
- ◆適正な運営のため、後期高齢者医療広域連合と連携して高齢者の疾病予防の推進により医療費の抑制を行うことが必要です。

3. 国民年金事業の充実

- ◆町では国民年金の受給手続きや減免の相談、申請の受理等進達事務を行っており、日本年金機構等と連携し、受給権者に不利益が及ばないよう適正な運営が必要です。

4. 医療の確保

- ◆安心して医療を受けられる体制づくりに努めていますが、妊産婦・小児医療体制や災害時医療の広域的な体制の整備、保健・医療分野の人材確保・育成等の課題があります。
- ◆国民健康保険鋸南病院は、町内唯一の入院可能な病院ですが、患者数の減少等により、厳しい経営状況となっており、様々な視点から経営改善に取り組む必要があります。

誰もが安心して医療サービスを受けられる環境を整備し、 安定した保険・年金制度の運営を目指します。

主要な施策・取組

1. 国民健康保険制度の安定運営

- ◆特定健診を推進し生活習慣病の予防、早期発見に努め医療費の適正化を図ります。また、35歳～39歳を対象とした特定健診相当の健診を行い、健康への関心が比較的薄い若年層の生活習慣病の予防、早期発見に努めます。

2. 後期高齢者医療制度の安定運営

- ◆千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の健康診査、歯科健診、また重複・多受診者への保健指導等を行い医療費の適正化を図ります。

3. 国民年金事業の安定運営

- ◆国民年金対象者の的確な把握と適用に努めるとともに、納付相談や免除申請などの制度の周知や相談業務の充実を目指します。

4. 医療体制の充実

- ◆地域医療を確保するため、安房4市町・医師会・保健所などとの広域連携により妊産婦、小児医療体制の維持・充実、災害時の連携・体制整備を図ります。
- ◆国民健康保険鋸南病院の指定管理者とともに経営健全化に努めつつ、地域に密着した疾病予防からプライマリーケア（初期医療）、在宅復帰への支援に渡る包括的な医療提供に取り組みます。なお、医療を取り巻く社会情勢の変化により、医療の提供体制について様々な検討を行い、地域社会へ適合した体制を目指します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|----------|------------|
| 特定健診受診率(40歳～74歳) | 33.4% | 60%以上 |
| 健康診査受診率(75歳以上) | 12.6% | 40%以上 |
| 1人あたり医療費 | 475,530円 | 439,484円以下 |

④子ども・子育て

現況と課題



1. 子育て支援ニーズの多様化

- ◆令和2(2020)年度における女性の子育て世代(25歳から39歳)就業率は84%～89%で、5年前の平成27(2015)年度(75%～79%)と比べて上昇し、全国平均よりも高くなっています。
- ◆令和6(2024)年3月に就学前と小学生の子どもがいる世帯を対象に実施した子育て支援に関する調査では、母親の就労状況がフルタイム及びパート・アルバイトともに増加して共働きが増え、配偶者がいない世帯も増加しており、教育・保育施設の利用ニーズが高まっています。
- ◆子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、家族以外の人や年齢の近い子どもとの関わりが大切であるのに加え、保護者の育児負担を和らげ、子育てが喜びや生きがいにつながるような環境を整えることが求められます。

2. 家庭の子育て力の低下

- ◆核家族化や子育て環境の多様化、就労割合の増加等により、自己解決できず子育てに不安を抱え、気軽に相談できる人・場所も無い人が増え、家庭における子育て力の低下が顕在化し、孤立する子育て世帯への支援が課題となっています。
- ◆児童虐待・DV⁸・子どもの貧困も懸念され、悩みや課題が大きくなる前に早期に対応できる相談体制の確保、環境整備の必要性が高まっており、地域ぐるみの子育て支援の輪を広げていくことが重要です。

3. 子育て環境の充実

- ◆第3期鋸南町子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査では、子育てするにあたって良いと感じるサービスや環境について、経済的支援・負担軽減策と自然豊かな地域環境に高い評価があります。一方、今よりもっと子育てしやすい町となるために重要なこととしては、道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備に関心が高まっています。
- ◆さらに、令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正をはじめとする制度改正に対応した町独自の施策の再構築が求められています。

4. 妊娠・出産・子育ての一貫した支援

- ◆少子化を抑制する上で、安心して子どもを産み育て、親子が心身ともに健康で楽しく過ごせるよう、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援と、子育て支援策を強化することが必要です。

⁸ DV : Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

ともに支えあい、次代の担い手をみんなで育むことで、 子どものより良い育ちを実現します。

主要な施策・取組

1. 子育て支援サービスの充実

- ◆子育て世帯を応援するため、現行の教育・保育サービス（幼稚園一時預かり・延長保育・一時預かり保育・学童保育・病児病後児保育）、児童手当の支給や子ども医療費の助成、給食費無償化による経済的支援を継続するとともに、時代のニーズに合ったよりきめ細かな取組の展開を図ります。
- ◆保護者からのニーズが増加している幼稚園の預かり時間の拡充等、更なる子育て支援に対応するため、各教育・保育施設と連携しながら、こども誰でも通園制度を実施します。さらに、運営を一体化することにより、就学前の子どもの成長をサポートするとともに、多様なニーズに対応できる柔軟な体制を目指します。

2. 地域子育て支援の推進

- ◆家庭の教育力を高められるよう、特に乳幼児期における親子の共同体験の機会や家庭教育に係る学習機会の充実を図ります。
- ◆個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供、相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減を図ります。また、人材育成などを通して、行政・保護者・関係機関が連携し地域全体で子育て力の向上を図ります。

3. 子どもにやさしいまちづくり

- ◆子どもにやさしく、安全・安心な子育て環境を向上するため、地域と関係機関が連携を図り、安全教育の実施や設備整備に努めます。特に多くの要望が寄せられている子どもが安心して遊べる安全で魅力的な遊び場の整備を目指します。
- ◆子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、すべての家庭が情報不足とならないよう、また、あらゆる相談に迅速、適切に対処できる体制づくりに努めます。

4. 子育て世代への包括的な支援

- ◆令和6（2024）年度に開設した子ども家庭センターを中心に、安心して妊娠・出産できる環境づくり、子育てまでの一貫した支援を行うため関係機関との連絡調整を図り、子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、地域での支えあいを支援し、子育て支援サービスの充実を図ります。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|------|
| 子育て支援の個別プランの作成 | 0% | 100% |

⑤高齢者・介護

現況と課題



1. 高齢化の進展

- ◆本町の高齢化率は令和7(2025)年1月に50%を超え、今後、更に上昇する見込みとなっています。これに伴い生産年齢人口の比率は低下することが見込まれており、高齢者支援の担い手が不足することが懸念されています。
- ◆令和7(2025)年に実施した町民アンケートによると、町が取り組んでいる33の施策の中で、「高齢者支援、介護サービスの充実」が最も重要度が高くなっています。

2. 鋸南型介護予防の普及

- ◆高齢者が健康で自立した生活を継続するためには、自らが健康管理や介護予防に関心を持ち、個人の状態に応じた取組を早めに行う必要があります。本町では「笑って、楽しく、頭と体を動かす」を合言葉とした「鋸南型介護予防」を推進しており、介護予防事業に取り組む団体を支援していますが、こうした団体が活動していない地区があることから、地域で自主的に取り組む介護予防活動を全町に拡大していくことが求められます。
- ◆適切な支援を行うことにより日常生活能力の改善が見込まれる人については、行政等から積極的な働きかけを行い、自立や健康状態の改善に向けた取組につなげることが必要です。

3. 介護保険サービスの安定的な提供

- ◆高齢者が介護認定を受けた後、地域で必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスを提供できる体制の維持、確保が必要です。また、質の高いサービスが提供されるよう、介護人材の育成・確保の支援や、介護事業者が行うサービスに対する評価を適切に実施していくことが求められます。

高齢者が生き生きと活動し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります。

主要な施策・取組

1. 地域の見守り体制の充実

◆地域で見守りつながり支え合うまちを目指して、認知症サポーター養成講座の開催や認知症地域支援推進員の配置など、介護保険における地域支援事業を再編・強化するとともに、地域防災力の強化や、介護保険サービスを補完する福祉サービスによる継続的な支援など、多様な取組を推進します。

2. 高齢者が生き生きと活動するまちづくり

◆健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病をはじめとする疾病予防とともに、生活機能の維持向上を図りながら、要介護状態になることを予防していくことが重要です。介護予防・日常生活支援総合事業を更に拡充し、ミニデイサービス・短期集中予防サービスの開始とともに、健康増進事業や生きがいづくり事業の推進により、高齢者が多様な場に社会参加し、生き生きと活動するまちづくりを進めます。

3. 介護保険サービスの充実

◆住み慣れた地域で介護が必要な高齢者が安心して暮らしていくよう、また、要支援・要介護状態の維持・改善や重度化予防につながるよう、訪問、通所・入所など多様な介護保険サービスの充実に努めます。そのために、サービス事業所における人材確保や介護現場の負担軽減、サービス基盤整備の誘導を図るとともに、支援制度の周知に努め、利用を促進していきます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|-------|-------|
| 認知症サポーター養成講座開催回数 | 4回 | 6回以上 |
| 介護予防把握事業 (基本チェックリストの実施) | 71.7% | 72%以上 |
| 要介護に認定された平均年齢 | 86.1歳 | 86歳以上 |

⑥障害者

現況と課題



1. 障害者福祉の充実

- ◆急速な少子化・超高齢化と人口減少など、社会が大きく変化する中で、障害者の高齢化・重度化が今後更に進むことが予想され、障害者が安心して生活を送り、社会参加しやすい環境づくりが求められています。
- ◆障害を持つ人々が地域社会で自立していくよう、雇用・就労の促進及び生活支援サービスの充実などが必要となっています。

2. 障害者の自己決定、自己実現の支援

- ◆障害者が社会や文化などあらゆる分野の活動に参加される機会が確保されるために、自己決定・自己実現に向けた支援、権利を擁護するための仕組みづくりが求められます。

3. 地域共生社会の実現

- ◆令和5(2023)年度に策定した第5次鋸南町障害者福祉計画では、障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、公的サービスに加え、それを補完するボランティア、住民相互の支えあいを活発化し、地域福祉力を高めていくこととしています。

4. 障害児福祉の推進

- ◆発達障害を持つ子どもの増加を受け、平成19(2007)年度から盲・聾・養護学校と小中学校の特殊学級というそれまでの障害児教育の在り方が根本的に見直され、教育や療養に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格実施されました。
- ◆こうした動きを踏まえ、本町では令和5(2023)年度に第3次障害児福祉計画を策定し、障害児及び保護者の支援施策を推進してきましたが、障害児に関する課題やニーズの多様化に対応し、障害児福祉施策の更なる充実を図ることが求められます。

地域の理解を深めながら、障害者一人ひとりが地域の中で安心して生活し、活動できる環境を作ります。

主要な施策・取組

1. 住み慣れた地域でのサービスの利用と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

◆障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう障害福祉サービス等が利用できることを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害種別によらず拡充し実施します。

2. 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

◆障害者をサービスの対象としてのみ捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として定義します。障害者施設や障害福祉サービスを実施するにあたり、障害者及びその家族、支援者等の意見を聴き、その意見を尊重します。

3. 障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組の推進

◆地域生活への移行や福祉施設への入所・就労支援といった様々な障害者の生活・自立支援ニーズを満たす、サービス提供体制の整備を推進します。公的なサービスの充実に加え、地域資源の活用や地域内での支え合い意識の啓発を図るなど、地域共生社会を実現しうる地域福祉体制の構築を目指します。地域生活への移行に際しては、就業、家族との関わり等、複合的な課題も想定されるため、合わせて重層的な支援体制の構築も進めていきます。

4. 障害児の健やかな育成のための発達支援

◆障害のある子どもや発達に支援を要する子どもが、乳児期から成人するまで一貫した支援体制と、サービス提供体制を構築できる環境の整備を推進します。充実したサービス提供体制により、障害児をもつ保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。また、保護者同士のつながりを促進する取組等、サービス提供以外の支援についても取り組みます。

◆各学校において、障害や発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れるとともに、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置など、特別支援教育の推進体制の充実に努めるとともに、引き続き特別支援学校等と連携しながら、きめ細かな支援を行います。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-----|----------|
| 就労継続(B型)事業の利用者数 | 27人 | 32人以上 |
| 市民後見人の育成 | 0人 | 3人以上 |
| 児童発達支援センターの設置 | 未設置 | 安房圏域内に設置 |

(2) 基本目標2：学びの意欲湧く教育のまち

⑦学校教育

現況と課題



1. 社会の変化に対応できる資質・能力の育成

- ◆幼稚園・小学校・中学校の新学習指導要領に基づき、子どもたちに適切な教育を推進していくことが求められています。
- ◆新学習指導要領では、令和12(2030)年の社会を想定し、その社会で生き抜く今の子どもたちにどのような資質・能力を育んでいけばよいのかを一つの問い合わせています。
- ◆そのため学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現のために、校長のリーダーシップのもと、目指す資質・能力を確かなものに設定し、育成するとともに全職員で共通理解を図り、知識・技能の習得や学習意欲の向上と学習習慣・生活習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成等の教育に努める必要があります。

2. 子どもの心身の健康増進

- ◆学齢期・思春期は身体的・心理的・社会的に成長が著しい時期ですが、子どもを取り巻く社会状況は刻々と変化し、食生活の乱れや不安・ストレスなどの影響を受けて、心身の不調を訴える子どもは増加しています。
- ◆子どもたちの心身の健全な成長を図るため、小児生活習慣病予防や健康管理と心のケアに対する支援、発達段階に応じた食育を進めていくことが求められています。

3. 教育環境整備の必要性

- ◆幼稚園・小学校は、平成30(2018)年度までに園舎・校舎の整備を終えていますが、中学校は平成7(1995)年建設のために、現在では外壁や建具などの老朽化が著しい状況で、施設の長寿命化を見据えた教育環境の整備と施設の有効活用が求められます。
- ◆教育現場においてはGIGAスクール構想⁹に対応したICT教育の推進に向けた施設整備の更なる推進や教職員の指導力向上が求められています。

⁹ GIGAスクール構想：文部科学省が推進する、全国の小中学生に1人1台の学習用端末と高速ネットワークを整備し「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する政策のこと。

健やかで生きる力を身に付け、郷土に愛着と誇りを持つて学び続ける子どもを育みます。

主要な施策・取組

1. 幼児教育・学校教育の充実

- ◆幼稚園・小学校・中学校がそれぞれの特徴を活かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。そのためには、就学前教育、学校教育及び特別支援教育の充実を図るとともに、地域と連携したキャリア教育・体験学習の充実に努めます。
- ◆幼稚園・小学校・中学校の連携教育を充実させ、学力の向上を図るとともに、教職員の合同研究・研修、園児児童生徒の交流学習活動、町を素材にした地域学習を推進します。
- ◆「ふるさと教育」等を通じて地元への理解や愛着を深めるとともに、地域との協働を推進し、地域を支える人材の育成を推進します。 [関連施策分野:⑪文化・芸術・⑬協働のまちづくり]
- ◆小・中学校でのキャリア・パスポートの普及促進等により、地元企業への理解を深めるなど地域の実情に応じたキャリア教育を推進します。 [関連施策分野:⑬農林業振興・⑭水産業振興・⑮商工業振興・⑯観光振興・⑰雇用対策と就労支援]

2. 学校保健・学校体育・学校給食の充実

- ◆子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう、正しい健康管理を身に付けるための情報提供と知識の普及を進め、家庭を含めた相談体制の充実と健診による健康状況の把握を推進します。
- ◆学校体育において子どもたちの体力向上に努めるとともに、学校給食の充実や地域食材を活用した食育を推進します。 [関連施策分野:②健康づくり]

3. 教育環境の充実

- ◆緊急性・必要性を考慮した修繕を行いながら、特に中学校においては個別施設計画に基づき計画的な改修を推進し教育環境の充実を図ります。 [関連施策分野:⑨健全財政]
- ◆令和2(2020)年度に1人1台端末の整備が完了し、本格的にGIGAスクール構想が進められています。ICT教育に対応できるように教員の研修・育成を充実させ、適切な授業を実施できるよう努め、急激な社会情勢の変化にも対応できる学習環境を整えていきます。
- ◆地域人材による学校運営協議会の設置や地域学校協働活動の一体的推進、余裕教室の活用や学校施設の解放により、地域の人々と子どもたちとの交流を促進します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|--------------|----------------|
| 英語検定等補助金 ⁹ 支給件数 | 20 件 | 35 件以上 |
| 運動能力証交付率 | 県内小中学校総合 4 位 | 県内小中学校総合 3 位以上 |

¹⁰ 英語検定等補助金：町教育委員会では、英語検定・漢字検定・数学検定に合格し、申請のあった児童生徒の保護者に対して検定料の半額を補助金として交付しています。

⑧青少年育成

現況と課題



1. 町民会議の活動

- ◆少子化が進む中で、青少年が地域社会と関わりを持つ機会が減少しています。
- ◆青少年健全育成鋸南町民会議では、様々な町内団体が主体となり地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る活動を推進しています。

2. 青少年育成団体の活動

- ◆少子化の進行や情報化の進展等により、青少年が規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会が減少しています。
- ◆青少年相談員、子ども会育成連盟が、子どもたちに様々な経験を積んでもらう事業を多数開催しています。

3. 放課後子ども教室

- ◆町では放課後子ども教室を開設し様々なプログラムを実施しています。地域のサポーターが積極的に体験活動などに関わり、地域ぐるみで子どもの育成が進められています。

子どもたちの健全育成を 地域社会で支えるまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 町民会議活動の支援

◆地域で子どもたちを見守り、育てるという意識を更に向上させるべく、町民会議の各部会が行う、あいさつ運動など標語の募集、青少年善行表彰、家族ふれあい事業、講演会などの活動を支援します。

2. 青少年育成団体活動の支援

◆青少年が社会的に自立する力を身に付けられるよう、青少年育成団体が行うイベントや体験活動、ジュニアリーダーの育成等の取組を支援します。

3. 放課後子ども教室の充実

◆地域住民や保護者の参画を得ながら放課後子ども教室を安定的に運営するとともに、自然体験やスポーツ、文化芸術活動、学習等のプログラムの充実を図ることにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------|--------|
| 自然体験プログラム実施回数 | 4回／年 | 6回／年以上 |
| 放課後子ども教室の参加率(平日) | 38% | 42%以上 |

⑨生涯学習・スポーツ

現況と課題



1. 生涯学習の提供

- ◆中央公民館の各種イベントや主催教室は、時代にも則した様々な内容を吟味し、生涯学習の場を提供しています。しかし、少子高齢化が進む中、参加者の減少傾向が見られるほか、地域や年齢層によって参加状況にはばらつきがあります。
- ◆生涯学習の成果発表の場である文化祭は、多くの町民が参加し、また楽しみにしています。幅広い年齢層が等しく参加でき、生涯学習活動を発表できる場としての文化祭、公民館の役割を追求することが重要です。

2. 幅広い年齢層への対応

- ◆生涯学習事業として保育所・幼稚園・小学校・中学校を会場とした子育て講座を開催するなど学校との連携があり、公民館の子育て広場では子育てイベントの開催、親子の交流の場の提供、また高齢者に対するいきいき学級など、幅広い層への対応で事業展開しています。

3. 生涯スポーツの推進

- ◆海洋センターを生涯スポーツの場として位置づけ、各種スポーツ団体やスポーツ少年団の利用やプールの水泳教室や一般開放を行っています。
- ◆スポーツ協会やスポーツ推進員の運営による各種スポーツイベントを開催し、町民のスポーツ推進を図っています。
- ◆健康づくりや仲間づくりを目的としたスポーツサークル、活動の場での指導者の確保、育成が求められています。

誰もが学習活動やスポーツに参画でき、 生き生きと暮らせる環境の整備に努めます。

主要な施策・取組

1. 生涯学習の内容充実

- ◆公民館を生涯学習の拠点として地域性や歴史文化を活かした教室、人材を育成する教室、時代のニーズにあった教室などを企画・開催し、利用者側に立った事業展開を心がけます。
- ◆生涯学習に関するサークル活動を支援するとともに、公民館等での成果発表の場を設けます。
- ◆公民館図書室の情報発信機能を強化するとともに、町民の読書活動を促進します。

2. 各世代の多様なニーズに対応した事業の推進

- ◆ロビーにあるちびっこ広場、子育て広場など安心できる子育て環境の場、月に1回開催されるいきいき学級など高齢者が気軽に集える場、移住者が地域について学び、地元住民と交流が持てる場など、生涯学習が多くの可能性を秘めていることを認識し、各世代の多様なニーズに即した事業展開に努めます。

3. スポーツの機会の提供

- ◆スポーツ協会・スポーツ少年団等のスポーツ関連団体と連携し、子どもから高齢者まで生涯を通じてスポーツに関わりを持つ環境を推進します。
- ◆海洋センタープールの利用促進のため、乳幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした様々な水泳教室の開催を企画します。特に高齢者のリハビリ活用の推進を図ります。
- ◆町民主体のスポーツイベントは、実行委員会を中心企画し、多くの参加者があるイベントを目指します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|----------|------------|
| 公民館主催教室・事業数 | 20回／年 | 25回／年以上 |
| 文化祭参加の延べ人数 | 1,000人／年 | 1,000人／年以上 |
| 水泳教室参加人数 | 1,169人／年 | 1,500人／年以上 |

⑩地域間交流

現況と課題

3 すべての人に
健康と福祉を



16 平和と公正を
すべての人に



1. 友好都市との交流

◆平成元(1989)年に長野県辰野町と友好都市提携を締結して令和6(2024)年に35周年を迎え、物産展や体育イベントなど様々な分野で交流活動を展開しています。また、災害時応援協定により令和元(2019)年の台風で被災した際に多大な支援を受け、友好都市との協力関係の重要性を再認識することができましたが、常時の交流は、年月とともに新鮮味が薄れ、内容の固定化がみられます。

2. 都市との災害時応援協定

◆友好都市とは別に東京都足立区と災害時応援協定を結んでいますが、令和元(2019)年度の台風災害において、復旧に向けて迅速な支援をいただきました。しかし、災害時応援協定都市への支援体制等は確立しておらず、現在の協定をもとに内容を見直しながら支援体制整備が必要です。

3. 行政と民間が一体となった取組の必要性の増大

◆少子高齢化等を背景とし、地域の抱える課題は多様化しています。しかし、必ずしも行政だけではこれらの課題に対して適切に対処していくことができません。民間企業を含めた様々な機関が一丸となることや、企業版ふるさと納税制度等を活用することで地域の課題を解決していく必要があります。

魅力ある情報発信、交流事業により交流人口の増加を目指すとともに、災害時における協力体制を整備します。

主要な施策・取組

1. 友好都市との交流の推進

◆友好都市・長野県辰野町と互いの取組など情報の共有と連携を深め、持続的な発展を目指すとともに、本町の産業を活かした物産や観光などの経済交流のほか幅広い分野での交流を進めることにより新たな交流人口を増やしていきます。

2. 災害時応援協定の見直し及び支援体制づくり

◆災害時応援協定を再点検し、災害時の人的・物的な支援体制の整備を行っていきます。

[関連施策分野:②防災]

3. 行政と民間が一体となった取組の推進

◆行政の枠を超えて地域の抱える課題の解決にあたるため、民間企業との包括連携協定を締結していきます。

◆地域活性化企業人や企業版ふるさと納税制度等を活用し、民間企業の力を借りながら、地域の課題解決に一丸となって取り組みます。

[関連施策分野:③協働のまちづくり]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------|--------|
| 友好都市との交流回数 | 5回／年 | 6回／年以上 |
| 包括連携協定締結数 | 9件 | 10件以上 |

⑪文化・芸術

現況と課題



1. 豊富な地域文化資源

- ◆自然と歴史に育まれた地域として歴史資源が豊富であることが強みです。菱川師宣と浮世絵を始め、房総捕鯨の祖・醍醐新兵衛、武家政権発祥の源頼朝上陸の地、鋸山と日本寺、浮島伝説と日本料理発祥の地など、子どもたちの地域学習や、町民の生涯学習に最適な地域コンテンツが揃っています。
- ◆これらの地域文化資源を活用した町民参加型の文化活動は限定的であり、情報発信も十分とは言えない状況にあります。

2. 菱川師宣記念館の充実

- ◆鋸南町は世界的に知られる日本の浮世絵の創始者である菱川師宣の生誕地であることから、菱川師宣記念館を核として浮世絵文化の紹介や地域の歴史文化の発信、様々な展覧会を企画してきましたが、入館者増に向けて、更なる企画の充実や情報発信が必要です。

3. 普及活動の人材不足

- ◆芸術文化の普及・地域学習の核となる様々な体験活動やガイド活動が重要ですが、その人材が不足しており、地域の人材を確保・活用し、新たな普及活動や企画事業が必要です。

歴史・文化の発信・活用や地域文化の担い手育成により、 本町の文化芸術の更なる振興を図ります。

主要な施策・取組

1. 地域文化の推進

- ◆ 豊富な地域文化資源を活用した様々な講座や史跡巡り等の開催や、学校と連携して子どもたちの地域学習の推進に努めます。
[関連施策分野:⑦学校教育]
- ◆ 地域に根ざした祭礼や民俗芸能などの伝統文化が継承できるように取組を支援するとともに、広く国内外に向けて発信します。
- ◆ 歴史資源である文化財等を周知するとともに、観光の振興と一体となった活用を推進します。
[関連施策分野:⑯観光振興]

2. 菱川師宣記念館事業の推進

- ◆ 菱川師宣記念館における展示の充実や関連講座等の実施、情報発信の強化により、記念館事業の活性化を図ります。

3. 地域人材の育成

- ◆ 地域文化を地域で支え、継承するため、地域の人材育成として、様々な養成講座や人材募集を行い、ガイドボランティア等の育成を推進します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----------|-------------|
| 菱川師宣記念館入館者数 | 7,896 人／年 | 9,000 人／年以上 |
| ガイドボランティアの育成 | 6 人 | 10 人以上 |

⑫人権・多文化共生・消費者保護

現況と課題



1. 共生社会づくりの推進

◆人権問題は多様化が著しく昨今では、在住外国人関係の事例も発生しています。啓発活動の一環として、児童を対象に人権擁護について学ぶ機会を実施していますが、日々変化する人権問題に対し啓発活動や相談事業を行う必要があります。

2. 在住外国人の生活上の課題

◆在住外国人は127人（令和7[2025]年4月1日現在）と人口のわずか2%ですが、近年、増加傾向にあります。在住外国人の中には、日常生活上の課題に悩む人も多く存在すると考えられ、在住外国人と地域の人々がともに理解し、暮らしていくまちづくりが必要です。

3. 性別役割分担の意識・慣習

◆社会全般に性別役割分担の意識や慣習が根強く残っており、女性の多様な生き方を阻害しています。固定的な意識や慣習の解消を推進するとともに、男女共同参画社会の必要性を啓発する必要があります。

4. 消費者保護（詐欺・悪質商法）

◆消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した通信販売の普及により、商品やサービスの販売・提供形態が多様化しています。
◆住民の消費生活に関する相談に対応しており、令和6（2024）年度では7件の相談があり、県消費者センターとともに対応にあたりました。

一人ひとりの人権が尊重され、安心した社会生活が送れる共生社会の構築を目指します。

主要な施策・取組

1. 啓発活動の推進

- ◆人権擁護委員による定期的な人権相談の開催や児童・生徒の人権教室を開催するとともに人権週間の啓発活動を実施します。

2. 在住外国人との交流推進

- ◆在住外国人と地域の人々が近所付き合いや地域活動など地域に密着した場面で、同じ地域社会の一員としての意識を涵養し、交流を深めていくよう啓発に努めます。また、外国語表示や外国語による生活情報の提供を図るとともに、在住外国人の方々のニーズを把握しながら、近隣自治体や関係機関とも連携し、支援体制の在り方について研究します。

3. 男女共同参画の推進

- ◆鋸南町男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画に関する啓発・教育を推進するとともに、配偶者暴力問題に関して、きめ細かな相談・対応に努めます。
- ◆各種審議会・委員会等への女性登用に努め、女性の意見を積極的にまちづくりに反映します。

4. 安心・安全に関する情報提供

- ◆消費生活の相談体制の充実とともに、消費者被害の救済へつなげていくため関係機関との連携体制の強化に取り組みます。また、消費生活に関する相談窓口の広報とともに、悪質事例の紹介や注意喚起を行います。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-------|-------|
| 各種審議会・委員会の女性の割合 | 40% | 40%以上 |
| 室長級以上の女性職員の割合 | 33% | 33%以上 |
| 特殊詐欺被害件数 | 0 件／年 | 0 件／年 |

(3) 基本目標3：活気あふれる産業のまち

⑬農林業振興

現況と課題



1. 担い手の減少と高齢化

- ◆農業従事者は、65歳以上が78%を占め、担い手となる50歳未満は5%足らずとなっており、担い手の確保が喫緊の課題となっています。
- ◆農家は家族経営が主体であり、集落単位や法人といった経営体がないのが現状で、農業従事者が高齢化、減少している中、遊休農地の拡大、機械への過剰投資、作業労働の過重などが課題となっています。
- ◆今後は意欲ある担い手に農地利用の面的集積を行い、地域の営農体制を確保していく必要があります。また、高齢者が体力に応じて可能な範囲で営農を継続できるよう支援していくとともに、移住・定住事業と連携した施策の展開により、U・Iターンの新規就農者や定年帰農者を地域農業の担い手として確保する必要があります。

2. 遊休農地の増加

- ◆人口減少や高齢化に伴う農業従事者の減少を背景に、町内の遊休農地は5年前の約190haから約225haへと増加しています。
- ◆遊休農地の増加は農業生産力の低下を招くばかりでなく、景観の悪化や有害鳥獣の増加につながることからもその対策が必要です。

3. 有害鳥獣被害対策

- ◆有害鳥獣対策協議会や鳥獣被害対策実施隊を中心に、有害鳥獣の生態把握、侵入防止柵の設置による被害防止、捕獲・駆除、獣肉の活用の検討などを進めています。

4. 森林の保全

- ◆森林の持つ多面的な公益機能を維持するため、林道整備や森林の維持・管理を実施しています。

意欲ある担い手と地域が連携することにより、農地が保全され、
良質な農産物が安定的に生産されるまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 集落営農による農地保全

- ◆意欲ある担い手、地域が連携して農地保全を図るとともに、地域の営農体制を強化するため、地域と連携しながら地域計画の隨時更新を進めます。 [関連施策分野:⑩土地利用]

2. 多様な担い手等の育成、確保

- ◆担い手の確保、農地保全を図るため、新規就農に対する支援を実施するとともに、農業分野に特化した地域おこし協力隊の活用を図ります。
- ◆県や農業関連団体等との連携による担い手確保のための取組を検討します。
- ◆町外からの農業法人の参入を支援します。

[関連施策分野:⑪雇用対策と就労支援・⑩協働のまちづくり]

3. 有害鳥獣対策の推進

- ◆引き続き有害鳥獣の生態把握、侵入防止柵の設置による被害防止、ICTを活用した捕獲・駆除など検討を進めるとともに、獣肉の活用を進めます。
- ◆地域での有害鳥獣対策に対して経済的支援の強化を図るとともに、捕獲従事者の確保を図ります。

4. 森林環境の整備

- ◆令和元年度に創設された森林環境譲与税は、現在基金に積み立てを行っており、今後は積立状況を見ながら森林環境整備の実施等の活用を図ります。

[関連施策分野:⑦自然環境・エネルギー]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|------|--------|
| 認定新規就農者の新規認定数 | 0人／年 | 1人／年以上 |

⑭水産業振興

現況と課題



1. 担い手の減少と高齢化

◆令和5(2023)年漁業センサスによる漁業経営体は45経営体で、漁業就業者は81人です。そのうち50歳以上の就業者は53人と高齢化が進み、担い手不足が大きな課題となっており、担い手の確保に努める必要があります。

2. 漁獲量の低迷、水産資源の安定

◆水産業は、第2種県営勝山漁港、第2種町営保田漁港及び第1種町営岩井袋漁港を拠点に、岩礁帯と砂浜帯で構成される変化に富んだ海域特性を有しています。

◆漁業形態は主として沿岸漁業ですが、令和5(2023)年以降年間1,500tを下回る漁獲量が続いているです。

◆海洋環境の変化により水産資源が減少する中で、海洋環境の保全を図りながら、種苗・稚貝の放流などを推進し、安定的な漁獲量を得るために水産資源の回復を図ることが求められます。

3. 漁港施設の老朽化及び耐震化・高潮対策

◆漁業活動の拠点である漁港は、漁港整備計画に基づき、外郭、係留、水域施設等の基本施設を中心に整備が進められてきました。建設から長期間が経過し、老朽化が進んでいるため、漁業環境にあわせた整備が求められます。

◆昨今の地球温暖化に伴う海面の上昇によって漁港の護岸の高さが足りなくなっているのに加え、現行の耐震基準に満たない漁港施設があるため、耐震調査や改修事業が求められます。

漁業従事者の確保やつくり育てる漁業の推進、 漁業環境の整備により、水産業の振興を図ります。

主要な施策・取組

1. 就業支援

◆漁業就業意向を持つ町内外の住民に対しての情報発信や県と連携した漁業就業相談会への参加、地域資源を活かした新商品開発などにより新たな担い手確保に努めます。

[関連施策分野:⑪雇用対策と就労支援]

2. つくり育てる漁業の推進

◆漁業環境の変化に対応できるよう、生産性の向上・安定を図るため、稚貝・放流を継続し、つくり育てる漁業を促進します。さらに、漁獲物の蓄養・活魚化や水産商工連携を促進し、付加価値向上に努めます。

3. 漁業環境の整備

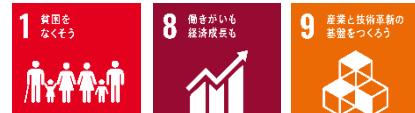
◆水域施設、係留施設等の漁港施設整備を進め、施設の長寿命化を図るとともに、制度資金への利子補給事業、流通施設の整備への助成等により、漁業従事者の支援を図ります。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|----------------|------------|
| 稚貝・稚魚放流数 | アワビ稚貝 17,143 個 | 20,000 個以上 |
| | サザエ種苗 44 kg | 44 kg以上 |
| | クルマエビ種苗 27 万尾 | 27 万尾以上 |

⑯商工業振興

現況と課題



1. 経営環境の変化

- ◆多くの事業所が、地元資本による中小企業・小規模事業者であり、燃料費・輸送費の高騰や域内マーケットの縮小、インターネットショッピング等の販売形態の多様化などにより、厳しい経営状況に置かれています。
- ◆今後も人口減少・少子高齢化により、労働人口の減少・消費の縮小が予想され、地域経済の活力低下が懸念されます。

2. 廃業する事業所の増加

- ◆後継者の不在により事業承継が困難なケースが増え、廃業する店舗や事業所が増加することが見込まれます。
- ◆廃業が増えることで空き店舗や空き事業所が増加し、買い物等の利便性や地域のイメージが低下することが懸念されることから、事業承継等を含め、次世代につなぐ取組が求められます。

3. 創業環境の整備

- ◆地域経済を維持し更に成長させていくためには、創業が活発に行われることが必要であり、創業を目指す人が円滑に創業できる環境づくりが求められます。

意欲のある商工業者が活躍するとともに、 新たな事業を実現できるまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 多様なビジネスモデルの展開

- ◆商工会等と連携しながら、付加価値の向上や異業種への進出、新たなビジネスモデルの開発など、各事業所の意欲的な取組を促進するとともに、都市交流施設・道の駅保田小学校を活用した商工連携や地域のイメージアップによる販路拡大、広域的な集客力の拡大を支援していきます。
- ◆事業者の安定した経営の持続につなげるため町内での消費喚起の支援を行うとともに、商店街やJR安房勝山駅・保田駅周辺の活性化など地域ならではの魅力を高める取組を推進します。
- ◆特産品開発によるふるさと納税の推進など、様々な事業と連携して商工業の振興を図ります。

[関連施策分野:⑬農林業振興・⑭水産業振興・⑩協働のまちづくり]

2. 事業承継の推進

- ◆安定した事業経営のためには後継者対策が必要であるため、商工会と連携して事業承継セミナーを開催するなど、事業者の持続的発展を支援します。また、事業継続や事業継承等の各種制度を活用し、きめ細かな支援を実施します。

3. 創業支援の充実

- ◆商工会等と連携して、創業希望者の相談にワンストップで対応する相談窓口を設置するなど、創業支援施策の充実を図ります。

[関連施策分野:⑪雇用対策と就労支援]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|---------|-----------|
| 町内事業所数 | 352 事業所 | 340 事業所以上 |
| 事業承継セミナーの開催 | 0 回／年 | 1 回／年以上 |
| 創業者数 | 0 人／年 | 3 人／年以上 |

⑯観光振興

現況と課題



1. レジャー形態の変化

- ◆近年では、夏季の海水浴に代わり、水仙や桜などの早春の花観光へシフトしていますが、二次交通の不足から回遊性の低さが課題となっています。
- ◆観光拠点である都市交流施設・道の駅保田小学校は年間約90万人が訪れていますが、更なる観光客の誘致やリピーターの確保のために体験等のコンテンツの充実が求められています。

2. 観光資源の保全・活用

- ◆自然景観や歴史文化など魅力ある地域資源が充実していますが、周遊性の向上に向けて、資源のネットワーク化を図るとともに、一体的な発信を行うことが求められています。
- ◆佐久間ダム公園を中心として町内に植栽された約16,000本の頼朝桜は、本町を代表する観光資源へと成長しており、継続的な維持管理に努める必要があります。

3. 地域産業の融合による経済活性化

- ◆本町は地域資源を活用した農水産業が主要産業となっているのに加え、多様な観光拠点に多くの観光客が訪れていることから、農商工連携や6次産業化を推進し、新たな商品・サービスを開発することにより、地域産業の発展や観光の振興につなげることが求められます。

4. 多様な手法による情報発信

- ◆町ホームページやSNSを活用し、観光情報の発信に努めています。さらに、観光振興施策の一環として、まちの魅力を発信するためにフィルムコミッショング事業に取り組み、ロケーション撮影の支援を行っています。

地域の魅力を向上させ、観光客の増加による 地域の更なる活性化を目指します。

主要な施策・取組

1. 道の駅を核とした観光振興

- ◆都市交流施設・道の駅保田小学校の魅力を更に高めていくため、観光客のニーズに対応したコンテンツを提供し、滞在時間の延長を図ります。また、年間約90万人が訪れる同施設の集客力を活かし、他の観光施設やイベントと連携を図り、地域への波及効果を高めていきます。
- ◆時代の変化に適応した観光の展開を図るため、地域活性化起業人等の外部人材を活用して新しい観光推進の体制づくりを進めます。

2. 観光資源のブラッシュアップと周遊ルートの確立

- ◆鋸山・日本寺の産業遺産・文化財等の活用強化や佐久間ダム公園を中心とした花の景観形成、ライトアップ等による夜間の観光資源の充実等を進めることにより、観光客の滞在時間延長や宿泊者の増加を図ります。
[関連施策分野:⑪文化・芸術]
- ◆都市交流施設・道の駅保田小学校を起点として、鋸山や佐久間ダム公園など、これまで個別だった地域資源をつなぐ周遊ルートを確立させるとともに、二次交通の確保・充実を含め、周遊手段の確保を図ります。
[関連施策分野:⑩公共交通]

3. 農商工連携及び6次産業化の推進

- ◆農林漁業関係団体や商工業関係団体、町が連携・協力して行う農商工連携や6次産業化の取組を更に推進し、地域が一体となった新たなツーリズムの創出による地域産業の活性化に努めます。
[関連施策分野:⑬農林業振興・⑭水産業振興・⑮商工業振興]

4. 様々な手段を用いたプロモーションの推進

- ◆高い情報拡散効果が期待できるSNSを活用し、住民や観光客を巻き込みながら、効果的な情報発信に努めます。
[関連施策分野:⑩広報・広聴]
- ◆口説の誘致により、地域消費や町の知名度向上、作品公開後の観光誘客など様々な経済効果を得られることから、フィルムコミッショングの更なる推進を図ります。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|---------------|-----------------|
| 観光入込客数 | 1,571,558 人／年 | 1,700,000 人／年以上 |
| 宿泊者数 | 80,535 人／年 | 85,000 人／年以上 |

⑯雇用対策と就労支援

現況と課題



1. 雇用の創出及び移住・定住の促進

- ◆若者の雇用の場の不足や生活の利便性を理由とした近隣市への転出超過が人口減少の最大の要因となっています。
- ◆農業・漁業のほか、医療・福祉分野でも人材不足が深刻となっており、地域資源を活かした雇用の場づくりやサテライトオフィスなど東京圏から離れていても可能な新たな形での企業誘致が求められます。
- ◆様々な産業に関連する観光は、町の中小事業者の発展を通じて雇用創出や起業・企業進出の促進につながることから、雇用対策の観点からも観光の振興が重要です。
- ◆田舎暮らし志向の都市住民が鋸南町への移住を希望する例も増えてきており、空き家情報の提供など、こうした人々を定住に結びつける施策の推進が必要となっています。

誰もが住みやすく、働きやすく、創業しやすい 環境の整備に努めます。

主要な施策・取組

1. 定住施策と一体となった雇用・就労の促進

◆若者の地域定着を進めるため、若者に観光や農業、水産業など地域の仕事を知ってもらう機会の提供などの取組を推進するとともに、観光を中心とした産業振興を通じて雇用の場の拡大を図ります。

[関連施策分野:⑦学校教育・⑬農林業振興・⑭水産業振興・⑮商工業振興・⑯観光振興]

◆奨学金の返還を行っている35歳未満の方に補助金を交付し、若者の町内定住の促進を図ります。

◆U・Iターン希望者に対し、積極的に空き地・空き家情報の提供を行うとともに、「移住体験ツアー」等の定住促進イベントを実施し、各種就労体験も組み合わせたU・Iターンを促進します。

[関連施策分野:⑪住宅]

◆地域特性を活かした新たなビジネスの創出に向けて町内での起業を促すとともに、空き家や空き店舗の利活用を図ります。

◆国の「起業支援金・移住支援金」を活用し、地域の課題解決に資する社会的事業の起業やU・Iターンによる地域の中小企業等への就業に向けて国や県と連携して支援します。

◆若者の結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新婚世帯に対し結婚に伴う家賃や引越し費用を支援することで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|------|--------|
| 移住支援金対象法人登録数 | 1 社 | 6 社以上 |
| 居住体験施設提供数 | 0 施設 | 1 施設以上 |

(4) 基本目標4：利便性の高い生活しやすいまち

⑯ 土地利用

現況と課題



1. 開発の適正化

- ◆鋸南町宅地開発等指導要綱に基づき開発の適正指導を行い、無秩序な宅地開発事業等の防止を図っています。
- ◆平成28(2016)年度に自然環境に悪影響をあたえ、環境汚染を引き起こすおそれのある汚染土壌や最終処分場の設置に反対するとともに、良好な生活環境を守るため「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらない町」を宣言しました。

2. 未利用地の問題

- ◆遊休農地や山林といった未利用地が多くみられ、これらの放置による環境の悪化が懸念されています。こうした未利用地の存在は、しばしば町の開発の阻害要因になるため、早急の対策が必要です。
- ◆平成30(2018)年度に元名字高塚の採石場跡地を取得し、口ヶ地としての利用が図られていますが、更なる活用策の検討が必要となっています。また、この他にも活用が図られていない町有地もあり、売却も含めた活用方法の検討が必要となっています。

未利用地の活用を推進し、 美しい農山漁村の風景を維持していきます。

主要な施策・取組

1. 無秩序な開発の抑制

- ◆無秩序な開発が行われないよう、適正な開発を指導していきます。また、大規模な開発計画にあたっては県と協力し、美しい農山漁村風景を保全します。
- ◆良好な生活環境を守るため、最終処分場の町にならないよう環境保全に努めます。

2. 未利用地の適切な運用

- ◆様々な手段を用いて遊休農地や山林が減少するように努め、まちの開発につなげていくための取組を行います。 [関連施策分野:⑬農林業振興]
- ◆元名採石場跡地の更なる有効活用に向けて、ロケ地以外の利活用の可能性について環境に配慮しながら模索します。
- ◆未利用の町有地は、住環境の向上や移住・定住につながる利活用方法を検討し、活用に向けた取組を進めています。また、旧佐久間小学校跡地は、バーベキューハウス佐久間小学校や近接する老人福祉センターとの連携を図りつつ、様々な活用方法を検討していきます。

[関連施策分野:②住宅]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-------|----------|
| 遊休農地面積 | 225ha | 300ha 以下 |
| 土地の活用件数 | 0 件 | 1 件以上 |

⑯道路・橋梁

現況と課題



1. 広域的な道路の整備

- ◆首都圏へのアクセス道路となる東関東自動車道館山線及び富津館山道路について、富津竹岡インターチェンジ以北の4車線化が完了するなど、これまでに交通アクセスの向上が図られてきました。しかし、依然として富津竹岡インターチェンジ以南は2車線であり、休日や観光シーズンには慢性的な渋滞が発生しており、更なる整備拡充の必要があります。
- ◆東京湾口部分の浦賀水道を横断する道路として構想されている東京湾口道路は、半島性の解消による房総地域の更なる活性化や災害時における代替路線の確保等の効果が期待されており、構想の具体化に向けて引き続き国等への働きかけが求められます。

2. 国道・県道の整備

- ◆近隣市をつなぐ幹線道路網である一般国道127号や主要地方道鴨川保田線、一般県道外野勝山線はこれまで継続的に改良が進められるなど、道路網の充実が図られてきました。一方で狭隘な未改良区間もあり、引き続き整備拡充の必要があります。

3. 橋梁・トンネルの老朽化

- ◆町が管理する橋梁は73橋、トンネルは5箇所あり、安全な交通機能を確保するため、長寿命化修繕計画に基づき計画的に補修を進めていますが、依然として補修が必要な施設があり、継続して補修を行っていく必要があります。

4. 町道の整備

- ◆地域に密着した生活道路である町道は、各行政区の要望に基づき、緊急性や必要性の高いものから順次整備・改良を行っていますが、経年による劣化で要望が絶えない状況にあります。

5. 風水害・土砂災害への対応

- ◆近年の気候変動等の影響により、全国的に風水害・土砂災害等の自然災害が増加する中、鋸南町においても令和元年房総半島台風では甚大な被害を受けており、風水害・土砂災害への対策が必要となっています。

住民や観光客が快適に利用できる 交通基盤の整備に努めます。

主要な施策・取組

1. 広域的な道路整備促進

◆富津館山道路の富津竹岡インターチェンジ以南の4車線化及び東京湾口道路の建設に向けて近隣市と連携しながら国等の関係機関へ継続して要望を行い、首都圏地域とのアクセス向上に努めます。

2. 国道・県道の整備促進

◆国道・県道の未改良区間の整備促進を近隣市と連携しながら国・県等の関係機関へ継続して要望を行い、南房総地域の道路網の発展に努めます。

3. 橋梁・トンネルの計画的な修繕

◆橋梁長寿命化修繕計画及びトンネル長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検を行い、これまでの大規模な修繕や架け替え更新から状況が深刻化する前に修繕を行う予防保全的な管理に転換することで、計画的な修繕を進めていきます。

4. 町道の維持管理

◆生活道路である町道の維持管理を継続的に進めるとともに、資材支給など地域と連携した維持管理に努めます。

5. 風水害・土砂災害対策の推進

◆自然災害から住民の生命・財産を守るため、引き続き土砂災害警戒区域の調査を進めるとともに、同調査の結果を踏まえ、新たな施設の整備や既存施設の維持管理に努めます。

[関連施策分野: ②防災]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|-----|------|
| 橋梁の健全性 ¹⁰ | 96% | 100% |
| トンネルの健全性 | 80% | 100% |

¹⁰ 橋梁の健全性：国土交通省の基準により損傷の程度を「健全」・「予防保全段階」・「早期措置段階」・「緊急措置段階」の4段階に分類し、「健全」及び「予防保全段階」のものは健全性があると判定されます。

②公共交通

現況と課題



11 住み継がれる
まちづくりを



1. 公共交通機関の利用者減少・運行の維持

- ◆1日5便(休日祝日は3便)運行する町営循環バスの利用者は年々減少傾向にあり、令和2年度は8,502人の利用がありましたが、令和6(2024)年度の利用者は6,945人となっています。一方、委託に係る運行経費は年々増加しています。
- ◆高齢化の進展に伴って移動困難者の増加が懸念されていることから、循環バスの運行形態や運行経路の見直しを含め、公共交通の在り方の検討が必要となっています。
- ◆鉄道利用客も減少傾向にありますが、その一方で道路網の発達により、高速バスが千葉・東京方面への主要な移動手段となって、都心も通勤・通学圏内となりつつあります。
- ◆若年層の定住志向を高めるため、町では公共交通を利用した都心方面(蘇我以北)への通勤・通学者を対象に令和3(2021)年度から助成金を交付しており、制度の利用者は年々増加傾向にあります(通学助成は令和4[2022]年度から)。

2. 二次交通の不足

- ◆都市交流施設・道の駅保田小学校を中心に観光の拠点となる施設が整備されつつありますが、拠点同士をつなぐ二次交通は町営循環バスや民間タクシーに限られ、更なる利便性の向上が求められています。

子どもから高齢者まで快適に利用できる 公共交通網を整備します。

主要な施策・取組

1. 公共交通の利用促進

- ◆町内で唯一のコミュニティバスである循環バスを維持するために、運行形態や運行経路・料金の見直しに向けた実証実験を行うなど、利用の促進に取り組みます。
- ◆地域内での助け合いによる運送事業や社会福祉協議会の福祉有償運送事業、民間タクシー事業者との連携を図り、安心して外出できるドアツードアの取組を推進します。

[関連施策分野:①地域福祉]

- ◆若年層の定住志向を高めるため、引き続き公共交通機関を利用した都心方面(蘇我以北)への通勤・通学者を対象に助成金を交付します。
- ◆現在策定を進めている地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保し、地域住民や観光客などの幅広い利用者が利用しやすい交通サービスの提供を目指します。

2. 二次交通の拡充

- ◆きめ細かな公共交通を提供するために、カーシェアや自動運転、グリーンスローモビリティ¹²などを活用したMaaS¹³の導入を模索します。
- ◆町営循環バスによる観光客の回遊促進を図るとともに、道の駅保田小学校への高速バス乗り入れ実現に向け、関係各所と協議を進めます。

[関連施策分野:⑯観光振興]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----------|-------------|
| 循環バス乗降者数 | 6,945 人／年 | 5,000 人／年以上 |
| 通勤・通学支援助成金支給件数 | 19 件／年 | 30 件／年以上 |

¹² グリーンスローモビリティ：時速 20 km未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上の電動パブリックモビリティ。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されています。

¹³ MaaS：「Mobility as a Service」の略。自動車などの移動手段を、必要なときだけ料金を払ってサービスとして利用すること。

②住宅

現況と課題



1. 定住の促進・生活環境の向上

- ◆定住化を推進するために、新たに住宅を取得した人に対して「住宅取得奨励金」の交付を行っており、定住人口の増加に寄与するとともに、子育て世帯加算制度により若年層の定住促進も図っています。
- ◆自己の居住する住宅のリフォーム工事に対しても「住宅リフォーム補助金」を交付することにより、生活環境の向上を図っています。

2. 特定空き家対策

- ◆特定空き家対策は、各行政区へ依頼し、対象の把握に努めています。老朽化の著しい特定空き家は所有者を調査し、指導・助言を実施していますが、実際に解体や修繕等がされた事例が少ない状態となっています。

3. 町営住宅の運営の見直し

- ◆昭和45(1970)年建築の町営住宅は、主に漁業後継者向けとして32戸を整備運営してきましたが、施設の経年劣化により、新規入居者の募集は行っておらず、大規模修繕が難しいことから、運営形態の見直しが必要となっています。

4. 空き家の活用

- ◆田舎暮らし志向の都市住民が移住や二地域居住を希望する例も増えていることから、空き家バンクの登録物件数増加に向け、空き家バンク登録物件への居住前のリフォームに対する補助金等の整備が求められています。

空き家・空き店舗の利活用を図るとともに、外部に町の魅力を 伝え、移住・定住を促し、活力あるまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 定住の促進・生活環境の向上

- ◆今後も引き続き、中長期的な住宅取得奨励金や住宅リフォーム補助金制度の継続が必要となります。

2. 特定空き家対策

- ◆空き家が放置され、周囲の生活環境へ悪影響が及ぼすことがないよう、特定空き家の所有者に
対し、適正な管理を促す必要があります。

3. 住環境の整備

- ◆若者の移住・定住の促進に向けて、快適で安心して暮らせる定住促進住宅など住環境の整備を
検討します。
[関連施策分野: ⑦雇用対策と就労支援・⑧土地利用]

4. 空き家バンクの活用

- ◆空き家情報の収集を進めるため固定資産税納税通知書に「空き家バンク制度」のチラシを同封
するとともに、専用ホームページや各種媒体に物件情報を掲載し、提供体制の充実を図ります。
また、補助金の拡充などを検討し、登録件数・マッチング件数の増加を図るとともに、移住や
二地域居住の促進を図ります。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|--------|----------|
| 住宅取得奨励金交付数 | 14 件／年 | 15 件／年以上 |
| 特定空き家数 | 60 件 | 58 件以下 |

②上水道

現況と課題



1. 広域的な水道事業

◆令和8(2026)年4月より水道事業は、鋸南町、館山市、鴨川市及び南房総市で構成された安房都市広域市町村圏事務組合で行っています。市町村の行政区域を越えた適切な地域設定による広域水道は、水源の広域的利用や重複投資を避けた施設の合理化により水道事業運営の財政面や技術面の強化につながることが期待されています。

2. 水道施設及び管路の老朽化

◆本町では、高度経済成長期に整備された水道施設や管路が多く、法定耐用年数(40年)を経過した管路の割合を示す管路経年化率は令和6(2024)年度末で34%となっており、平時でも漏水や断水につながるような事案が発生しています。

3. 净水場の老朽化

◆昭和37(1962)年度に整備された鋸南町浄水場の老朽化が進んでいますが、万一、浄水場の機能が停止すれば大規模な断水につながる恐れがあることから、優先的に耐震改修等の対策を講じることが求められます。

4. 水道事業の持続可能性の低下

◆給水人口減少に伴う事業収入の減少や老朽施設の更新費用の負担などから、水道事業の財政状況が厳しさを増しているのに加え、技術職員の確保が困難となっており、小規模な事業体では水道事業を安定的に運営していくことが難しくなっています。

5. 水道水の安全性の確保

◆近年、温暖化が進行する中、水道水の水質管理においては、水源の富栄養化に伴うプランクトン藻類の増殖やかび臭の発生等が問題となっています。また、健康への悪影響が指摘されている有機フッ素化合物(PFAS)については、水質検査の実施など法改正に対応した取組が求められます。

水道施設の整備や水道事業の経営基盤強化に努め、 安全な水を安定的に供給します。

主要な施策・取組

1. 広域的な水道事業

- ◆安房地域の水道使用者に対して将来にわたり安心で安全な水道水を持続的かつ安定的に供給することを目的に作成した「安房地域水道事業統合・広域化基本計画」に基づき、事業の効率化、経営基盤の安定化を図りながら、老朽化した施設、管路の更新・整備等を行っていきます。また、水道事業を運営する安房郡市広域市町村圏事務組合との連携や支援をしていきます。

2. 重要性や優先度を考慮した老朽管更新

- ◆将来にわたって安定的に水道水を供給できるよう、国の交付金も活用しながら断水リスクが比較的高い基幹管路や医療機関・避難所等の重要施設までの管路を優先して整備を進めます。

3. 水道施設の改修の推進

- ◆鋸南町浄水場について、耐震診断や工法の検討など耐震改修に向けた取組を推進します。また、湯沢配水場は有事の際や他施設の改修時に有効活用できるよう改修を行います。

4. 水道事業の経営基盤強化

- ◆安房地域における水道事業の統合・広域化を推進し、水道事業に関する財政上及び運営上の諸課題に適切に対応するとともに、統合に伴う財政措置を活用して料金上昇幅を抑制しながら、将来にわたって地域への持続的・安定的な水道水の供給に努めます。

5. 水質管理の徹底

- ◆原水及び浄水ともに水質検査計画等に基づき定期的に水質検査を実施し、適切に浄水処理を行うことにより、常に飲料水の安全性を確保するよう努めます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|--------|----------|
| 老朽石綿セメント管の延長 | 6,834m | 4,320m以下 |
| 有収率 | 76.17% | 82.00%以上 |

②③消防

現況と課題



1. 消防力の維持

- ◆地域防災の中核として重要な役割を担う消防団の団員数は146人(令和7[2025]年4月1日現在)です。人口減少も影響し、団員数が年々減少傾向にあることから、将来的に組織改編が求められるのに加え、消防団員の確保及び負担軽減のため、準中型免許の取得補助等の支援を行っていく必要があります。
- ◆常備消防は、安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に対応し、町内には安房郡市消防本部館山消防署鋸南分署が配置され、消防・救急体制が維持されています。
- ◆町民が安心して生活できる環境をつくるため、町民一人ひとりの防火意識の普及・啓発、行政区を中心とした初期消火訓練など地域ぐるみの活動を促す必要があります。
- ◆計画的な消防水利の維持管理と必要箇所へ消火栓の設置を検討していく必要があります。

2. 消防車両・資機材の老朽化

- ◆消防車両は25年経過を更新の目安とし、指令車1台、給水車1台、消防車7台を維持していますが、今後の維持管理を考慮し、車種・台数等の見直しが必要です。
- ◆消防資機材は耐用年数を過ぎているものも多数存在します。町民の安全安心を確保するために計画的な更新が必要となっています。

住民の消防活動への意識を高め、参加を促し、 地域ぐるみの消防活動を推進します。

主要な施策・取組

1. 消防力の充実

- ◆消防団の新規団員確保のため、町報や行政区を通じた広報・啓発活動を行い、消防力の強化に取り組みます。また、消防団の組織改編や機能別団員制度の導入、団員への支援の取組を検討します。
- ◆安房都市消防本部館山消防署鋸南分署や消防団と連携し、地域の総合的な消防力の充実・強化を図っていきます。
- ◆町民へ防火の意識の高揚を図るとともに、地域における防火安全対策の強化に取り組みます。
- ◆防火水槽の新規設置は行わず更新のみとし、水槽付消防車両による初期消火と消火栓の増設等により消火活動の体制整備に取り組みます。

2. 消防車両・資機材の整備

- ◆消防車両は、現状の車両更新方針を継続し、25年を経過した消防車両を順次更新します。
- ◆消防資機材の計画的な更新に取り組み、充実に努めます。また、消防団員が減少している中で、少人数でも運用できる技術の導入を検討します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-------|---------|
| 消防団員数 | 146 人 | 146 人以上 |
| 導入後 25 年を経過した消防車両数 | 2 台 | 1 台以下 |

②④防災

現況と課題



1. 地域防災力の向上

- ◆各行政区における自主防災組織の設置率は、76.6%（令和7[2025]年3月31日現在）であり、設置率の更なる向上や活動の活性化が求められています。
- ◆高齢化が進み、防災訓練の参加世帯数が減少傾向にあることから、町民の防災意識高揚により地域の防災力の向上を図る必要があります。

2. 災害時等の情報収集、情報伝達機能の強化

- ◆防災行政無線のデジタル戸別受信機を希望世帯や公共施設に配布し、難聴世帯の解消を図るため令和2（2020）年度から外部アンテナを設置しています。
- ◆長期停電時における防災行政無線の電源供給方法等の検討が課題となっており、また、通常の通信手段が途絶した際の情報収集、情報発信手段の確立が必要となっています。

3. 指定避難所・災害対策本部の整備

- ◆令和元（2019）年台風19号の際には、町民の13.7%にあたる1,060名が避難しました。指定避難所の施設及び備品の拡充が必要となっているのに加え、福祉避難所の確保や暑熱対策、避難の長期化を想定した避難所の在り方の検討が求められます。
- ◆令和元（2019）年の台風災害において、本庁舎が被災し災害対策本部施設の脆弱性が露見したことから、災害対策本部機能の強化、防災機能を有した施設の整備が急務となっています。
- ◆令和4（2022）年度から災害対応の知識・経験を有する専門人材を配置し、災害発生時の災害対策本部での指揮・運用体制の強化を図っています。

4. 避難行動要支援者への対応

- ◆要支援者名簿に登録されている住民について、個別計画、災害時避難行動要支援者マニュアルの作成が求められます。

災害予防体制、危機管理対策、応急体制を強化するとともに、住民の防災意識を高め、災害に強いまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 自主防災組織の活性化、防災意識の向上

- ◆地域においてお互いが助け合う共助を推進するため、地域の特性に応じた自主防災組織の設立や活動支援、自主防災組織連絡協議会の活性化、防災研修の開催などに取り組みます。
- ◆防災意識の向上を図るため防災訓練を年1回実施し、開催内容の充実に努めます。また、小学校、中学校と連携し、防災学習を開催します。 [関連施策分野:⑦学校教育]
- ◆住宅の耐震化や家具の転倒防止、食料等の備蓄など、自助の取組について啓発を図ります。
- ◆災害時応援協定等を締結している自治体・企業や、災害ボランティアとの連携を強化します。 [関連施策分野:⑩地域間交流・⑪協働のまちづくり]

2. 災害時等の情報収集、情報伝達機能の充実

- ◆防災行政無線のデジタル化を引き続き推進し、難聴世帯の解消に努めます。停電時の電源供給の多重化を工夫し、長期停電時での安定的な利用を可能にします。
- ◆情報収集、情報発信の多重化のため衛星携帯電話、簡易無線機、X(旧Twitter)等のSNSを活用するとともに、公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置を推進します。また、広報車、紙媒体による広報等を併用し、情報格差が生じないよう情報伝達に取り組みます。

[関連施策分野:⑧広報・広聴・⑩情報化の推進]

3. 指定避難所の整備、災害対策本部の整備強化

- ◆現有公共施設を活用し指定避難所を確保するとともに、避難所施設・備品の充実を目指します。また、避難の長期化を想定して、地域住民による避難所運営体制の整備を行います。
- ◆災害対策本部(本庁舎)の防災機能の強化とともに、旧佐久間小学校の施設整備では防災機能も含めて検討します。

4. 避難行動要支援者名簿の整備

- ◆避難行動要支援者名簿について、原則、年1回更新し、行政区、消防、警察と情報共有を行います。また、関連機関の協力を得ながら個別計画の作成を進め、災害時避難行動要支援者マニュアルを作成します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-------|------|
| 自主防災組織の設置率 | 76.6% | 100% |

②5防犯・交通安全

現況と課題



1. 防犯対策

- ◆鋸南町の犯罪発生件数は、令和4(2022)年は8件、令和5(2023)年は13件、令和6(2024)年は13件であり、窃盗を中心に犯罪が発生しています。
- ◆行政区所有の防犯灯に対し、防犯灯の長寿命化や新設を推進するため令和元年度からLED防犯灯を無償貸与しました。今後も地域防犯力の維持、向上のため、防犯施設の充実が必要となっています。
- ◆犯罪を抑止するため、地域住民の協力を得ながら見守り活動を実施していますが、人口減少や高齢化の影響により地域における見守り力の低下が懸念されます。
- ◆全国的にオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺、強盗など多様な犯罪が多発しており、犯罪被害防止の対策が必要となっています。

2. 交通安全対策

- ◆町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて行政区でのカーブミラーの設置・修繕を支援しています。
- ◆ドライバーの高齢化により事故も増加傾向にあります。一方で運転免許証自主返納者の支援が求められているため、返納後の交通弱者に対する支援策が必要となっています。
- ◆飲酒運転やあおり運転などの危険運転が増加しており、危険な運転の追放に向けた対策が必要となっています。
- ◆警察や学校などの関係機関と連携し、通学路の危険箇所の確認とその改善に向けた要望を行っています。

防犯・交通安全対策を徹底し、犯罪や交通事故のない 安心で安全なまちを目指します。

主要な施策・取組

1. 防犯対策の推進

- ◆防犯灯などの防犯施設の充実を図るとともに警察などの関係機関との連携を強化し、地域住民の協力を得ながら地域ぐるみの防犯対策を推進します。また、詐欺等被害防止の体制強化を推進します。
- ◆あいさつ、鍵かけなど自主的な防犯活動を促すとともに、悪質な商法、特に高齢者に対する振り込め詐欺等、消費に関する啓発を進め、地区の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。
- ◆SNSや安心安全メール等で定期的な注意喚起を実施します。[関連施策分野:②広報・広聴]

2. 交通安全対策の推進

- ◆市民に対して交通ルールの遵守を働きかけるとともに、飲酒運転、あおり運転、無理な追い越し、無灯火運転等の危険な運転の根絶を図るため、安全運転の啓発活動を継続的に実施します。
- ◆関連団体が開催する交通安全教室への参加の呼びかけや独自の研修会の開催などにより、交通安全に関する意識の向上を図ります。
- ◆高齢者への安全運転教室等への参加の呼びかけ、国等の支援制度の広報や運転免許自主返納に対する支援を引き続き行います。
- ◆警察などの関係機関と連携し、カーブミラーや区画線、道路防護柵等の整備を推進します。
- ◆SNSや安心安全メール等で定期的な注意喚起を実施します。[関連施策分野:②広報・広聴]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|--------|----------|
| 運転免許返納数 | 7 件／年 | 10 件／年以上 |
| 犯罪発生件数 | 13 件／年 | 8 件／年以下 |

(5) 基本目標5：豊かな自然を守る環境のまち

㉖廃棄物・リサイクル

現況と課題



1. 広域的な廃棄物処理

- ◆ごみ処理は、南房総市と構成する鋸南地区環境衛生組合で行っていますが、君津・安房6市1町では令和9(2027)年度の供用開始に向けて、新しい広域廃棄物処理施設を建設しています。この施設の供用開始までの間、大谷クリーンセンターの維持管理に努めるとともに、供用開始後は施設運営のため広域廃棄物処理施設の維持管理に努める必要があります。
- ◆広域廃棄物処理施設に可燃性廃棄物を効率的に運搬するため、また可燃性廃棄物以外の一般廃棄物の再資源化をするための中継施設を南房総市と共同で建設しています。

2. し尿処理施設の運営

- ◆し尿処理は、令和6(2024)年1月から南房総市と共同で運営する南房総市水処理センターで行っていますが、施設運営のため維持管理に努める必要があります。

3. 町内の環境美化活動

- ◆環境美化事業として、町民全員による年間2回の清掃活動や海岸漂着物の処理、不法投棄監視員による環境パトロールを実施しています。しかし、不法投棄は依然として後を絶たず、更なる改善措置を検討する必要があります。
- ◆地域からの報告により、個人所有地の雑草立木等が管理されていない場合、所有者に対し、改善処置の指導を行っています。

4. 地球温暖化防止対策

- ◆「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、町は温室効果ガスの排出抑制等のための施策の策定・実施に努めることが求められており、これに基づく取組が必要となっています。

廃棄物の効率的な処理及び減量を行うとともに、積極的にリサイクルを推進し、循環型社会の形成に努めます。

主要な施策・取組

1. 広域的な廃棄物処理

- ◆6市1町で新設する広域廃棄物処理施設は、PFI(BOO方式、民間事業者が自己資金で施設を建設し、地方公共団体へ施設所有権を譲渡することなく、事業期間終了後に解体・撤去を行う)により事業が実施されるため、令和3(2021)年度以降は特別目的会社が主体的に事業を実施しています。
- ◆この広域廃棄物処理施設に可燃性廃棄物を効率的に運搬するための中継施設の運用方法については、従来の7分別だったものに加え、リチウムイオン電池等を有害ごみ、可燃ごみに含まれていたプラスチック製品を新たに分別収集します。

2. し尿処理施設の運営

- ◆南房総市水処理センターの運営は南房総市が事業主体となっていますが、南房総市と連携して運営していきます。

3. 町内の環境美化活動の推進

- ◆町報等でごみの投棄を行わないよう啓発活動を継続するほか、不法投棄が起きやすい箇所に看板を設置するなど、不法投棄をされにくい環境づくりを目指します。また、美化意識の向上をするために、清掃活動を継続します。

4. 地球温暖化防止対策の推進

- ◆廃棄物の削減やリサイクルの推進に関する広報・普及・啓発や実践等により、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減に努めます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|---------|----------|
| 不法投棄件数 | 112 件／年 | 45 件／年以下 |
| 海岸漂着物の処理 | 23t／年 | 60t／年以上 |

㉗自然環境・エネルギー

現況と課題



1. 小型合併浄化槽の推進

◆水質汚濁を防止するため家庭用小型合併浄化槽の設置に対して補助を行い、排水の適正処理を推進しています。循環型社会形成推進地域計画では毎年度6基の設置を目標としていましたが、新設、汲み取り便所や単独浄化槽からの転換で毎年10基程度が設置され、水洗化への移行が進んでいます。

2. 谷田浄化槽の更新

◆町で宅地造成した谷田団地では、公共下水道が整備され68戸(令和6[2024]年度末現在)の住宅が利用していますが、設置から49年間が経過し更新が必要となっています。

3. 住宅用省エネルギー設備の設置促進

◆家庭における地球温暖化対策の推進のため、住宅用太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)といった省エネルギー設備の設置に対して補助を行っており、住宅の省エネルギー化が進んでいます。

4. 脱炭素社会への対応

◆鋸南小学校、鋸南中学校、都市交流施設・道の駅保田小学校では、太陽光発電システムを導入し再生可能エネルギーの活用を進めていますが、鋸南町地球温暖化対策実行計画に基づき、更なる脱炭素に向けた取組が必要となっています。

自然環境の保全に配慮し、 持続可能なまちづくりを目指します。

主要な施策・取組

1. 小型合併浄化槽の推進

◆合併浄化槽設置の補助を継続し、水洗化人口の増加を図り公共用水域の水質保全に努めます。

2. 谷田浄化槽の更新

◆谷田浄化槽の更新を検討します。また、更新までは現施設の維持管理に努めます。

3. 住宅用省エネルギー設備の設置促進

◆エネルギーを有効利用するため、今後も省エネルギー機器の導入や省エネルギーを啓発するとともに、住宅用省エネルギー設備の設置を推進し、地域の良好な住環境づくりを推進していきます。

4. 脱炭素化の推進

◆町内における再生可能エネルギーの普及・啓発を図るとともに、公共施設等への更なる再生可能エネルギーの導入を検討し、エネルギー構造の高度化等に向けて町民等の理解を促進します。

[関連施策分野:⑬農林業振興]

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-------|---------|
| 水洗化人口 | 86.6% | 90%以上 |
| 住宅用省エネルギー設備設置件数 | 4 件／年 | 5 件／年以上 |

(6) 基本目標6：創意工夫の住民主役のまち

②8広報・広聴

現況と課題



1. 情報収集媒体の多様化

- ◆町の広報誌は、毎月5日に「町報きよなん」、毎月20日に「町報きよなんおしらせ版」を全戸配布するとともに、町ホームページ等で発信しています。
- ◆町ホームページは令和7(2025)年2月にリニューアルを行い、見やすい、使いやすいホームページを目指して積極的な情報掲載に努めています。また、近年では、情報の収集手段としてSNSが台頭するなど媒体も多様化し、どこからでも情報が手に入る状況となっており、情報発信手段の多様化を図るとともに迅速な対応が求められています。

2. 全庁的な情報発信体制の整備

- ◆ホームページやSNSなどによる情報発信は、現在、広報担当課が中心となって行っていますが、より適切かつ効果的な情報発信を行うためには、職員一人ひとりが町民とのコミュニケーションに関する意識を高めることが求められます。
- ◆全庁的な情報発信を進めるため、全職員間で情報発信の仕組みや考え方を共有し、分かりやすい内容で継続的に発信していく必要があります。

3. 効果的な広聴活動による町民ニーズの把握

- ◆町政について町民の意見を広く聴取するため、「町長への手紙」や「まちづくりに関するアンケート」、各種計画策定時におけるパブリックコメントを実施しています。しかしながら、アンケートの回答数やパブリックコメントの件数は決して多いとは言えず、更なる町民の声を聴取する手法の検討が必要です。

町民が必要とする情報を分かりやすく提供することにより、まちづくり活動を活性化します。

主要な施策・取組

1. 情報発信力の強化

- ◆従来からの広報誌やホームページに加え、より多くの情報を提供するためX(旧Twitter)やFacebook、LINEなどのSNSによる情報発信を強化します。情報媒体が多様化する中で、新しい媒体も活用しつつよりニーズにあった情報発信方法を検討していきます。特に町外の交流人口や関係人口などターゲットを絞って、より効果的・戦略的な情報発信を行います。
- ◆伝わりやすい言葉で正しい情報発信を行うために情報の整理や職員研修を行い、町民の誰もが求めている情報を受け取ることができるよう努めます。

[関連施策分野:⑯観光振興・⑭防災・⑮防犯・交通安全・⑬情報化の推進]

2. 情報の共有と拡散の推進

- ◆きめ細かな情報発信に加え、SNSを中心に情報を各方面に広げ多くの方たちが共有できるようにします。
- ◆行政だけではなく、発信力のある方たちやメディアとも協力しながら、多方面への情報拡散・共有を行います。

3. 広聴手法の充実

- ◆引き続き、「町長への手紙」や「まちづくりに関するアンケート」、パブリックコメントを実施しつつ、質問内容の充実や回答手段の選択肢を増やすなどして、町政に対し、意見しやすいよう工夫していきます。
- ◆各種計画策定時には、パブリックコメントの実施のみならず、積極的にワークショップを実施するなど町民がより町政に参画しやすくなるように努めます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------------|----------------|
| X(旧Twitter)ポスト数 | 115回／年 | 300回／年以上 |
| ホームページ閲覧回数 | 876,012回／年 | 1,000,000回／年以上 |

②9健全財政

現況と課題



1. 行財政の現状

- ◆町では、町民の理解と協力を仰ぐ中で、町民サービスの低下を招くことなく、財政再建に努めました。
- ◆町の借金にあたる地方債残高は、平成8(1996)年度末の79億9千万円(一般会計)をピークに令和6(2024)年度末は49億8千万円まで減少しましたが、更なる残高の減少に向けて地方債の新規発行は元金償還額以下に抑制する方針としています。
- ◆今後も、人口減少や少子高齢化などを背景に、税収等の財源確保や増加していく社会保障費への対策、老朽化した施設の修繕、新たな住民ニーズへの対応など、山積する行政課題に対し、組織が一丸となって、住民ニーズや課題への的確な対応や最小限の費用をもって最大の効果を上げるよう取り組んでいく必要があります。

2. 安定的な財源の確保

- ◆人口減少や少子高齢化等の影響により、財源となる町税の税収増加は見込めず、使用料・手数料等についても増加は期待できない状況にあります。また、歳入の46%近くを占める地方交付税も国の動向に左右されるため、安定的な自主財源の確保に苦慮しています。
- ◆町の貯金にあたる財政調整基金は、官民を問わず徹底した行財政改革により一定規模の基金残高を確保してきました。しかし、近年頻発している大規模災害等に伴う突発的な財政需要の増加や経済情勢の変化に伴う歳入の減少、公共施設の維持管理・更新等の対策に向けて自己財源の確保に努めていく必要があります。

3. 公共施設の管理

- ◆町民サービスや多様化する町民ニーズに対応するため、町では多くの公共施設を保有しています。しかし、これらの半数以上が築30年以上となり老朽化が進んでおり、計画的な更新、統廃合、長寿命化等の対策が必要です。
- ◆施設の管理運営にあたっては、住民サービスの向上や経費の節減等を図るため、指定管理者制度の導入を含めた検討を進めていく必要があります。

中長期的に安定的な財政運営を行うため、 更なる基金の積立・確保に努めます。

主要な施策・取組

1. 事務事業の見直し

- ◆業務の改善、施設等の有効活用、事業の推進、歳入の確保、歳出の削減の5つを取組の柱に、財政の健全化により柔軟で対応力のある行財政運営を行います。また、地方債の新規発行は、交付税措置のあるものや特殊な需要が生じた場合を除き、これまでと同様に抑制を継続します。
- ◆厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、すべての事務事業について聖域や既成概念を取り払ってゼロベースから見直しを行い、事業そのものの必要性や事業手法の妥当性、費用対効果等を検証し、効果的・効率的な事務事業となるよう取り組んでいきます。

2. 安定的な財源の確保

- ◆町税の徴収強化に向けて課税客体の正確な把握やコンビニ収納、電子納付等の徴収率向上策のほか、滞納者への適正な対応により、財源の確保に努めます。また、ふるさと納税等の推進により更なる財源確保に取り組みます。 [関連施策分野:⑩協働のまちづくり]
- ◆財政調整基金は、決算剰余金の積み立てのみではなく、財政状況も勘案し積み立てを行い、必要な水準が維持できるよう計画的な基金運用を図ります。

3. 公共施設の適正管理

- ◆令和2(2020)年度に策定した公共施設等個別施設計画及び令和3(2021)年度に改訂した公共施設等総合管理計画に基づき施設等の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図ります。 [関連施策分野:⑦学校教育]
- ◆施設の管理運営等は、効率性とサービス水準の確保に留意しながら指定管理者制度の導入を検討します。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|---------|-----------|
| 経常収支比率 | 90.4% | 90.0%以下 |
| 地方債残高 | 49.8 億円 | 40.0 億円以下 |
| 実質公債費比率 | 8.9% | 12.0%以下 |
| 将来負担比率 | 7.3% | 7.3%以下 |
| 町税徴収率 | 97.9% | 98.0%以上 |

⑩行政運営・人材育成

現況と課題



1. 業務量の増加

◆働き方改革などにより、職員の働きやすい環境整備が求められており、一部業務の外部委託やDXの推進など業務改善に取り組んでいますが、行政課題の多様化に伴い自治体の業務量は年々増加しています。

2. 職員の適正配置、人材育成

◆行財政改革によって職員の配置数が最小限とされていたため、少数精鋭の組織体制となっています。その一方で、休職者の増加や業務の複雑化・高度化などにより、一人ひとりの業務負担が増大しているため、適正な人材配置と業務負担の適正化が求められています。

◆社会情勢の変化や住民ニーズの多様化・高度化に応えるため、それらに柔軟に対応することができる組織の確立が求められています。

◆職場の活性化を図るため、職員研修の充実、人事評価制度を実施していますが、職員一人ひとりの能力を最大限発揮できる人材育成が必要です。

3. 働き方の多様化

◆公務員の定年延長に伴い高齢期の職員について働き方の変化への適切な対応がより一層、求められるのに加え、核家族化や高齢化が進行する中、子育てや介護など個々の事情を抱える職員の増加も見込まれます。

◆職員が能力を最大限に発揮するため、ワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の是正、多様な働き方ができる環境の整備が求められます。

DXの推進や組織力強化により効率的かつ効果的な行政運営を実現するとともに、働きやすい職場づくりに努めます。

主要な施策・取組

1. IT活用による業務改善と行政のデジタル化

- ◆少子高齢化により人的な資源の減少が懸念される中、事務の効率化、簡素化を図り、行政サービスの質の維持を継続していくためにも、財政規模にあった新しい手法や新たな技術の導入などにより、自治体の業務改善を促進します。

2. 職員の適正配置、次代に対応した職員の育成

- ◆本町の実情にあった適正な職員数の確保を目指します。
- ◆高度化・複雑多様化する行政課題を町民の視点で考え、解決することができる職員を育成します。また、急激に変化する経済社会状況や将来起こり得る課題に対応できる職員の育成に取り組みます。
- ◆性別や障害の有無に問わらず、職員がその能力を発揮できるよう、職員研修や人事制度、職場風土などあらゆる観点から組織全体で環境づくりに取り組みます。

3. 多様な働き方に対応した環境整備

- ◆すべての職員が、子育てや介護などのライフステージや自身の体力等に合わせて柔軟に働き続けることができるよう、職場環境の整備などを進めます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|----------|------------|
| 職員一人当たりの年次有給休暇取得日数 | 10 日／年 | 11 日／年以上 |
| 職員一人当たりの研修受講数 | 1.84 回／年 | 2.00 回／年以上 |

③協働のまちづくり

現況と課題



1. 地域づくり活動に対する支援

- ◆町民の自主的なまちづくりへの取組を支援するため、「まちづくり支援事業補助金」を交付し、まちづくりへの参加意識向上を図っています。活用した団体の中には、補助期間が終了してからも自立して活動を継続する団体も見受けられます。
- ◆地域のコミュニティの核となる各行政区の公民館やコミュニティセンターといったコミュニティ施設は老朽化が進んでいることから修繕や改修に係る費用を補助し、地域コミュニティの維持に努めています。

2. 豊かなまちづくり寄付金(ふるさと納税)

- ◆令和6(2024)年度の寄付金額は5,000万円を超え、令和2(2020)年度から約2倍の寄付金額となりましたが、今後の寄付金額増加につなげるため、リピーターの獲得に向けた取組が必要となっています。
- ◆鰻や釣り船乗船補助券、宿泊補助券が人気の返礼品となっていますが、事業者数の伸び悩みにより新たな返礼品の開発ができていない状況です。

3. 地域コミュニティの変容

- ◆少子高齢化や若者の都心部への流出等により、地域の担い手が減少していく中で、行政区をはじめとしたコミュニティの希薄化や基盤の脆弱化が懸念されています。このような中で、地域外の人材を積極的に活用し、担い手不足の解消に取り組んでいく必要があります。

住民と行政が地域課題に連携・協力して取り組めるよう 協働によるまちづくりを推進する基盤を構築します。

主要な施策・取組

1. 地域づくり活動の活性化

- ◆まちづくりの担い手を確保するため、まちづくり支援事業などを通して、協働のまちづくりを推進します。また、団体の活動内容が多様化していることから、支援内容の拡充を検討します。
- ◆コミュニティ施設の修繕や改修に係る費用を補助することで、地域コミュニティ活動が継続し活性化していくよう支援します。

2. 豊かなまちづくり寄付金の充実

- ◆返礼品の充実に向けて事業者の拡大や掲載するウェブサイトを増加させるなど町の知名度向上に努め、寄付金額の増加を図ります。また、町外の企業とともに地方創生の取組を推進する企業版ふるさと納税や特定の事業に寄付を募るクラウドファンディングに取り組んでいきます。

[関連施策分野: ⑩地域間交流・⑯商工業振興・⑯健全財政]

3. 協働によるまちづくりの推進

- ◆各行政区からの要望・意見を把握し、今後も取組が継続していくよう連携を深めていきます。
[関連施策分野: ⑭防災]
- ◆地域おこし協力隊の増員と活動内容の拡充を図るとともに、まちづくりにおける企業との連携を深化させるために地域活性化起業人の活用を検討します。
- ◆地域課題に対して首都圏の大学等と積極的に連携し、解決に取り組んでいきます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|--------------|----------------|
| まちづくり支援事業支援団体数 | 2 団体／年 | 3 団体／年以上 |
| 豊かなまちづくり寄付金額 | 51,438,777 円 | 75,000,000 円以上 |

③情報化の推進

現況と課題



1. 情報化基盤整備

◆公共施設への公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備は、現在5箇所となっています。各公共施設で平時、災害時に関わらず、多くの人が活用できるよう環境を整備することが必要です。

2. 電子自治体の推進

◆現在、各種行政手続きは、紙媒体により事務を行っていますが、町民への行政サービスの充実を図るためにも、各種申請のオンライン化、事務処理の効率化が必要です。

3. 情報セキュリティ対策

◆日々多様化しているサイバー攻撃の対策が必要です。今まで重大なセキュリティ事故等は発生していませんが、引き続きサイバー攻撃への動向を注視し、新たな脅威に備えてセキュリティの強化対策が必要です。

電子自治体の構築を推進し、 住民の利便性向上及び行政運営の効率化・高度化を図ります。

主要な施策・取組

1. 情報化基盤整備の推進

- ◆情報収集の利便性向上と災害時における情報通信環境の確保のため公共施設への公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置等を整備します。
[関連施策分野:②防災・⑧広報・広聴]

2. 電子自治体の推進

- ◆各種行政手続きのオンライン化、証明書等コンビニ交付、文書管理システム等を活用したペーパーレス化を推進し、町民と行政相互の事務手続きの軽減化に努めます。
- ◆府内外のDXをより効果的に実施できるようDX推進計画の策定に努めます。

3. 情報セキュリティ強化対策

- ◆府内セキュリティのレベルを維持、各種サイバー攻撃から行政情報、個人情報等の情報資産の保護に取り組みます。

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|-------|
| 公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置 | 5か所 | 7か所以上 |

③広域行政

現況と課題



1. 多様なニーズへの対応

- ◆広域的な道路網の整備や情報通信ネットワークの発達などによって、町民の生活圏が拡大しており、現在の町域を越えた広域的な取組や多様なニーズに対応した行政サービス、高度な行政サービスの提供が求められています。
- ◆人口減少社会においても持続可能な地域の形成が求められ、これを支える行政サービスの持続的な提供を確保することが課題となっており、行政サービスを各市町間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があります。

▼共同処理事務の内容

| 一部事務組合等 | 共同処理事務 |
|--------------------|--|
| 千葉県市町村総合事務組合 | 常勤職員の退職手当の支給、住民の交通災害共済事業、非常勤職員の公務災害補償等、学校医等の公務災害補償、非常勤消防団員等の公務災害補償、非常勤消防団員の退職報償金の支給、消防賞じゅつ金の授与、消防公務災害見舞金の支給、住民の予防接種事故救済措置、住民の自然災害救済措置、公平委員会、公拡法に基づく土地開発公社に関する事務、職員の共同研修機関の設置・運営、職員採用試験の合同実施、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付 |
| 鋸南地区環境衛生組合 | し尿収集、ごみ処理 |
| 安房郡市広域市町村圏 事務組合 | 火葬場、消防、共同研修・統一採用試験、夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、二次救急医療機関、安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業、水道事業 |
| 千葉県企業局 | 水道用水供給事業 |
| 千葉県後期高齢者医療 広域連合 | 被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 |

広域的な課題に近隣自治体と連携して取り組むことにより、行政サービスの充実及び効率化を図ります。

主要な施策・取組

1. 行政サービスの広域的な連携と協力

- ◆町民のニーズが高度化・多様化する中、行政区域を越えた共通課題を効率的かつ経済的に解決するため、町の自主性、自立性を尊重しながら、関係市町等との連携を図り効率的かつ持続可能なサービス提供に努めます。
- ◆一部事務組合など現在行われている広域行政機構の事務を拡充し、広域行政を更に推進することで効率化を図り、住民サービスの更なる向上に努めます。
- ◆交通インフラや医療などの行政サービスを充実させるため、定住自立圏構想などの広域連携体制の確立に向けた取組を検討します。

▼現在事業開始に向け取り組んでいる事務の内容

| 構成市町 | 広域事業 |
|--------------------------------------|------------------------|
| 木更津市・君津市・富津市 袖ヶ浦市・鴨川市・南房総市 鋸南町 | 広域廃棄物処理事業(令和9年4月開始予定) |
| 南房総市・鋸南町 | ごみ処理中継施設事業(令和9年4月開始予定) |

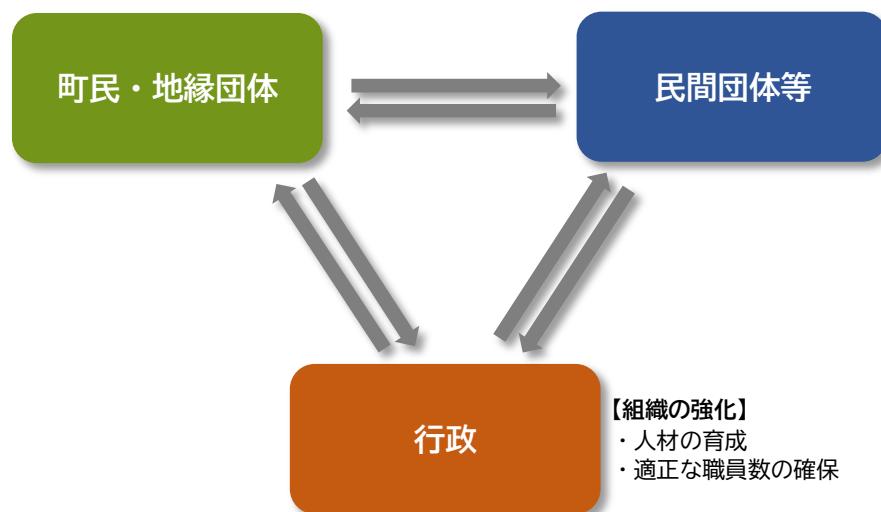
達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-------|---------|
| 広域で取り組む事業数 | 30 事業 | 31 事業以上 |

4 後期基本計画の推進及び進捗管理

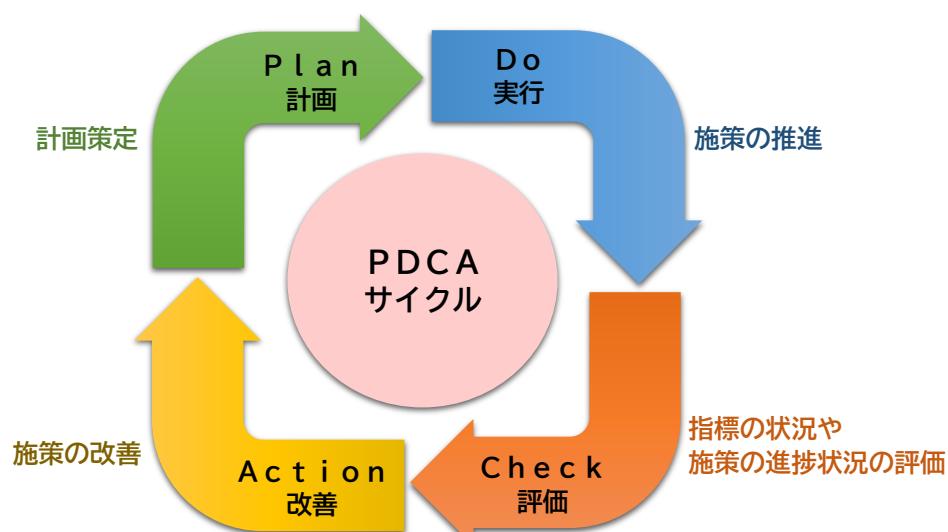
本町を取り巻く課題が多様化・深刻化する中、その課題解決に当たっては、行政、町民・地縁団体、民間団体等がより一層力を合わせて取り組む必要があります。したがって、後期基本計画は、まちづくりに関わる各主体が、情報共有を図り、それぞれが有する機能を発揮しながら協力して推進することを目指します。

特に行政においては、施策推進の要となるのに加え、まちづくりに関わる各主体の調整役を担うことから、様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、適正な職員数を確保するなど、組織の強化を図ります。



一方、本町が目指す将来像「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」の実現のために、後期基本計画に掲げた施策を着実に推進した上で、その効果について検証し、その目的が達成されるよう、継続的に改善していく必要があります。

そのため、有識者や町民の代表からなる鋸南町総合計画審議会において、各施策分野の達成目標として設定した指標の状況や施策の進捗状況について評価を受けるとともに、施策の推進に資する意見を聞くなどして施策を改善する、P D C A サイクルを効果的に循環させることとします。



IV 鋸南町デジタル田園都市国家構想

総合戦略

1 総合戦略策定の趣旨

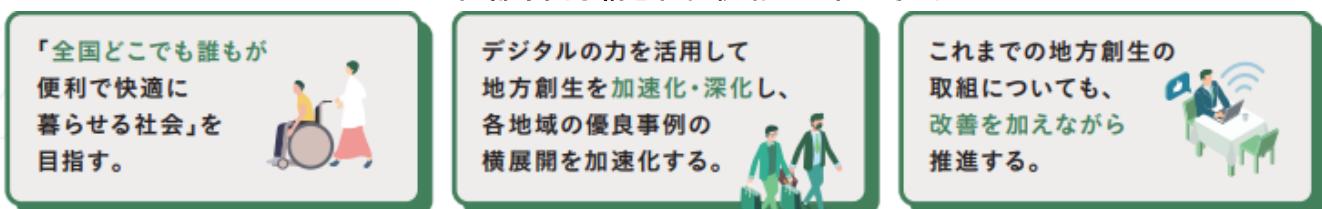
(1) 国及び県の動向

国は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、平成 26 (2014) 年、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって政府の施策の方向性を提示しました。

同戦略の下、各種施策が講じられてきましたが、令和 4 (2022) 年 12 月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。この戦略では、デジタル技術の活用により地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現することを目的としています。さらに、国は我が国の基盤である「強い」経済と「豊かな」生活環境を更に発展させ、それらの基盤により支えられる地域や人々の多様性が、国民の多様な幸せ、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくことを目指す「地方創生 2.0 基本構想」を令和 7 (2025) 年 6 月に閣議決定しています。

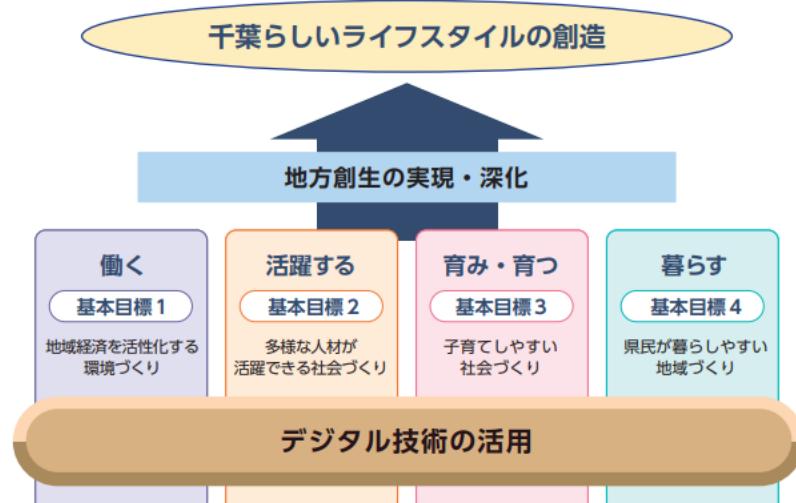
千葉県においても、国の動きに呼応する形で令和 6 (2024) 年 3 月に「第3期千葉県地方創生総合戦略～デジタル田園都市国家構想の実現に向けて～」を策定し、デジタル技術を活用した「千葉らしいライフスタイルの創造」を目指しています。

■デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的考え方



出所：内閣官房

■第3期千葉県地方創生総合戦略の全体像



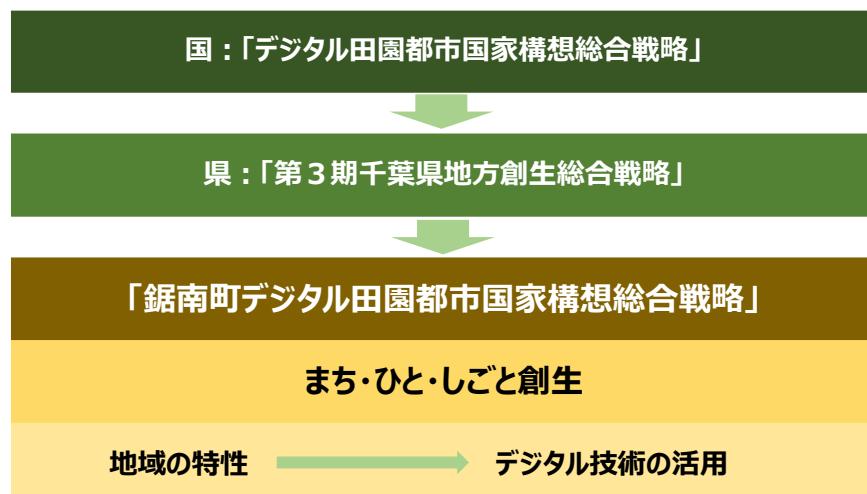
出所：千葉県総合企画部政策企画課

(2) 新たな総合戦略の策定

市町村においては、国や都道府県の総合戦略を勘案した総合戦略を策定し、地域の特性を生かしながらデジタル技術によって地方創生の取組を加速化・深化させるための方針を示すことが求められています。

デジタル技術は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っています。地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけではなく、新しい付加価値を生み出す源泉となることから、地域の特性に応じて様々な分野でデジタル技術を有効に活用しつながら、DXを推進することが求められています。

人口減少や少子高齢化等の社会情勢を踏まえ、デジタル技術の活用に取り組みながら、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、本町においても、令和7（2025）年度までを計画期間とする「第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏襲しつつ、国や千葉県の新たな総合戦略と整合を図った「鋸南町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定します。



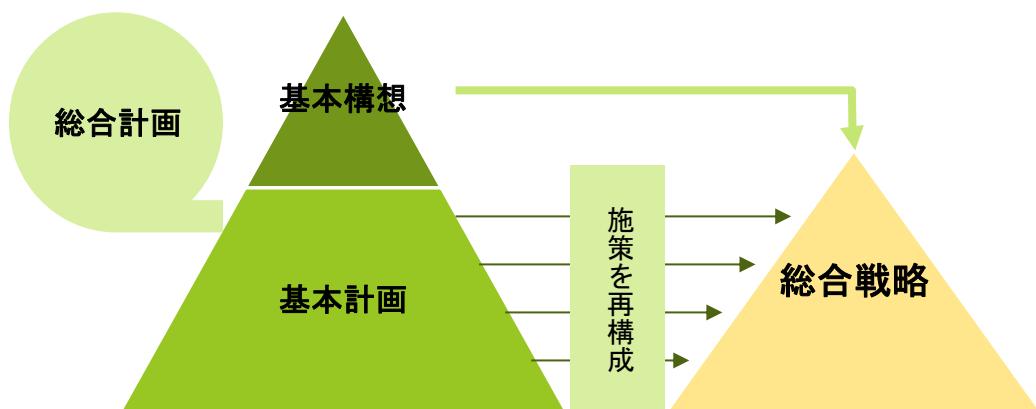
2 総合戦略の位置づけ及び計画期間

「鋸南町デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「総合戦略」という。)では、鋸南町総合計画の基本構想に掲げるまちの将来像「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」を、目指すべきまちの姿とします。また、鋸南町総合計画の基本計画は、町が実施する施策を網羅的かつ体系的に整理していることから、基本計画の中から総合戦略において取り組むべき施策を抽出し総合戦略として再構成することで、鋸南町総合計画後期基本計画と一体化します。

したがって、総合戦略と鋸南町総合計画において優先的に取り組む重点施策を統一するとともに、総合戦略の進捗管理や評価検証についても、鋸南町総合計画と一体的に行います。

また、総合戦略の計画期間は、鋸南町総合計画後期基本計画と整合を図り、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

■総合戦略の位置づけ



■総合戦略の計画期間

(年度)

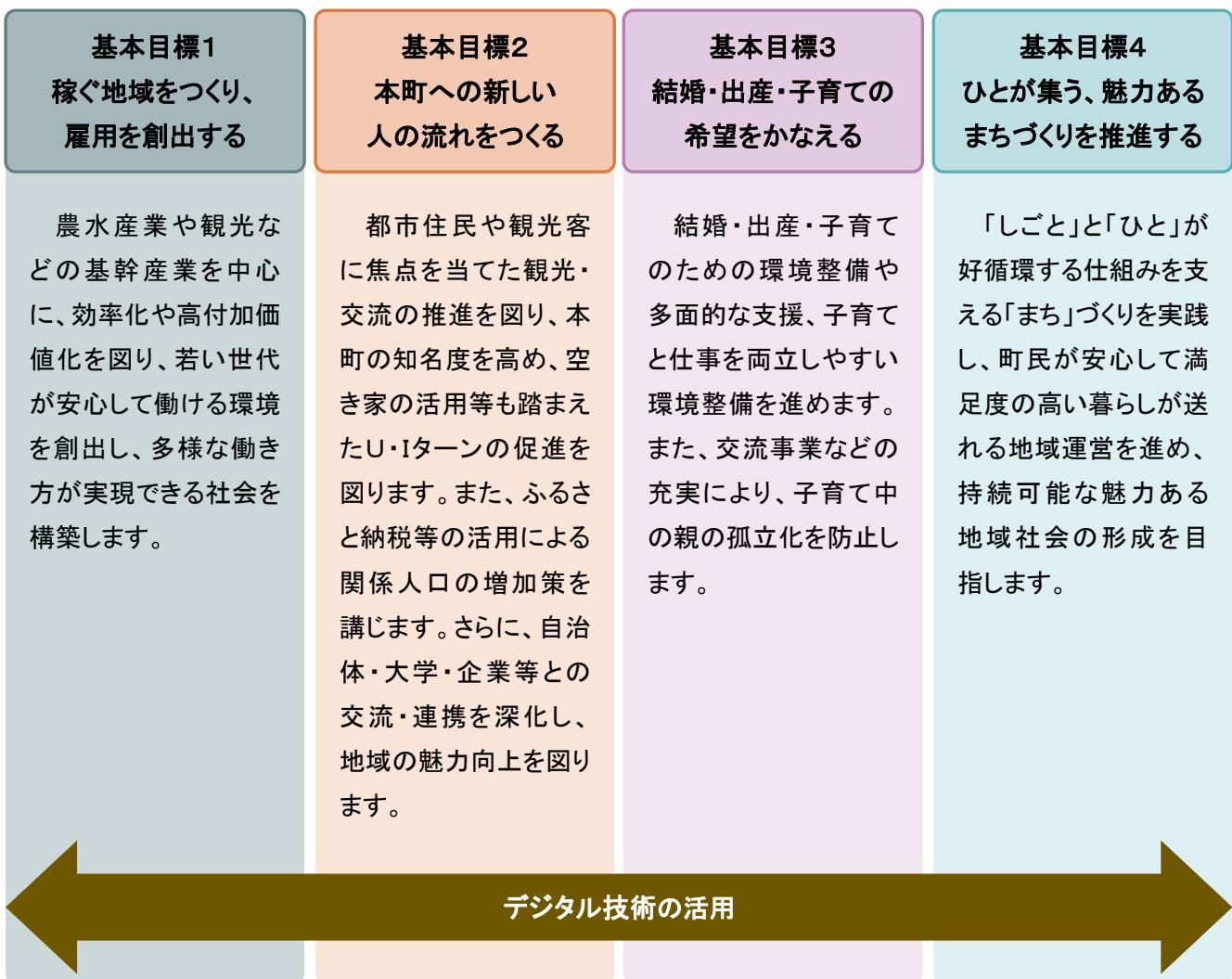
| 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) | 令和9 (2027) | 令和10 (2028) | 令和11 (2029) | 令和12 (2030) |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 基本構想(10年間) | | | | | | | | | |
| 前期基本計画(5年間) | | | | | | | | | |
| 後期基本計画(5年間) | | | | | | | | | |
| 第2期総合戦略(5年間) | | | | | 第3期総合戦略(5年間) | | | | |

3 総合戦略の基本目標

総合戦略では、国や千葉県の総合戦略を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定します。

この基本目標の達成に向けては、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる可能性を有するデジタル技術を効果的に活用します。

■総合戦略の基本目標



本町におけるデジタル技術活用に関する施策・取組

| 施策分野⑩ 行政運営・人材育成 | 施策分野⑪ 情報化の推進 |
|--|---|
| <p>1 IT活用による業務改善と行政のデジタル化 ・事務の効率化、簡素化</p> <p>2 多様な働き方に対応した環境整備</p> | <p>1 情報化基盤整備の推進 ・公共施設への公衆無線L A N (Wi-Fi) の設置</p> <p>2 電子自治体の推進 ・各種行政手続きのオンライン化 ・証明書等コンビニ交付 ・文書管理システム等を活用したペーパーレス化 ・D X 推進計画の策定</p> <p>3 情報セキュリティ強化対策 ・各種サイバー攻撃からの行政情報、個人情報等の情報資産の保護</p> |

4 総合戦略の施策体系

総合戦略の基本目標ごとに、対応する施策分野を後期基本計画から抽出すると、以下のとおりとなります。なお、複数の基本目標に関する施策分野は、それぞれの基本目標の配下に重複して掲載しています。

■総合戦略の施策体系

| 基本目標1 稼ぐ地域をつくり、 雇用を創出する | 基本目標2 本町への新しい 人の流れをつくる | 基本目標3 結婚・出産・子育て の希望をかなえる | 基本目標4 ひとが集う、魅力ある まちづくりを推進する | |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| ⑪文化・芸術 | ⑩地域間交流 | ②健康づくり | ①地域福祉 | ②上水道 |
| ⑬農林業振興 | ⑪文化・芸術 | ③保険・年金・医療 | ②健康づくり | ②消防 |
| ⑭水産業振興 | ⑯観光振興 | ④子ども・子育て | ③保険・年金・医療 | ②防災 |
| ⑮商工業振興 | ⑰雇用対策と 就労支援 | ⑦学校教育 | ⑤高齢者・介護 | ②防犯・交通安全 |
| ⑯観光振興 | ⑰公共交通 | ⑧青少年育成 | ⑥障害者 | ⑯廃棄物・ リサイクル |
| ⑰雇用対策と 就労支援 | ⑱住宅 | ⑨生涯学習・スポーツ の振興 | ⑦学校教育 | ⑰自然環境・ エネルギー |
| ⑲広報・広聴 | ⑲広報・広聴 | ⑪文化・芸術 | ⑯土地利用 | ⑲健全財政 |
| ⑳協働のまちづくり | ⑳協働のまちづくり | ⑫人権・多文化共生・ 消費者保護 | ⑰道路・橋梁 | ⑳行政運営・ 人材育成 |
| ㉑情報化の推進 | ㉑情報化の推進 | ㉓商工業振興 | ㉑公共交通 | ㉑協働のまちづくり |
| | ㉒広域行政 | ㉓雇用対策と 就労支援 | ㉒住宅 | ㉒情報化の推進 |
| | | ㉓協働のまちづくり | | |
| | | ㉓情報化の推進 | | |

太字 : 重点施策（後記）が含まれる施策分野

■後期基本計画と総合戦略の関係

| 後期基本計画 | 総合戦略 | | | |
|----------------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| | 基本目標1 稼ぐ地域をつくり、 雇用を創出する | 基本目標2 本町への新しい 人の流れをつくる | 基本目標3 結婚・出産・子育ての 希望をかなえる | 基本目標4 ひとが集う、魅力ある まちづくりを推進する |
| 基本目標1 支えあい安心育む福祉のまち | | | | |
| ①地域福祉 | | | | ○ |
| ②健康づくり | | | ○ | ○ |
| ③保険・年金・医療 | | | ○ | ○ |
| ④子ども・子育て | | | ◎ | |
| ⑤高齢者・介護 | | | | ○ |
| ⑥障害者 | | | | ○ |
| 基本目標2 学びの意欲湧く教育のまち | | | | |
| ⑦学校教育 | | | ○ | ◎ |
| ⑧青少年育成 | | | ○ | |
| ⑨生涯学習・スポーツの振興 | | | ◎ | |
| ⑩地域間交流 | | ○ | | |
| ⑪文化・芸術 | ○ | ○ | ○ | |
| ⑫人権・多文化共生・消費者保護 | | | ○ | |
| 基本目標3 活気あふれる産業のまち | | | | |
| ⑬農林業振興 | ○ | | | |
| ⑭水産業振興 | ○ | | | |
| ⑮商工業振興 | ○ | | ◎ | |
| ⑯観光振興 | ○ | ○ | | |
| ⑰雇用対策と就労支援 | ○ | ○ | ○ | |
| 基本目標4 利便性の高い生活しやすいまち | | | | |
| ⑯土地利用 | | | | ○ |
| ⑯道路・橋梁 | | | | ○ |
| ⑯公共交通 | | ○ | | ◎ |
| ⑯住宅 | | ○ | | ○ |
| ⑯上水道 | | | | ○ |
| ⑯消防 | | | | ○ |
| ⑯防災 | | | | ◎ |
| ⑯防犯・交通安全 | | | | ○ |
| 基本目標5 豊かな自然を守る環境のまち | | | | |
| ⑯廃棄物・リサイクル | | | | ◎ |
| ⑯自然環境・エネルギー | | | | ○ |
| 基本目標6 創意工夫の住民主役のまち | | | | |
| ⑯広報・広聴 | ○ | ○ | | |
| ⑯健全財政 | | | | ○ |
| ⑯行政運営・人材育成 | | | | ○ |
| ⑯協働のまちづくり | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| ⑯情報化の推進 | ○ | ○ | ○ | ◎ |
| ⑯広域行政 | | ○ | | |

◎：重点施策（後記）が含まれる施策分野

○：上記以外の関連する施策分野

5 重点施策

総合戦略及び後期基本計画では、人口減少抑制や地方創生の効果が相対的に高いと考えられる以下の施策・取組を重点施策として位置づけ、優先的に推進することとします。

※各施策・取組の内容は、後期基本計画に記載したとおりです。

(1) 基本目標1：稼ぐ地域をつくり、雇用を創出する

農水産業や観光などの基幹産業を中心に、効率化や高付加価値化を図り、若い世代が安心して働く環境を創出し、多様な働き方が実現できる社会を構築します。

■基本目標1の重点施策

| 施策分野 | 施策・取組名 | |
|------------|--------|------------------------|
| ⑬農林業振興 | 1 | 集落営農による農地保全 |
| | 2 | 多様な担い手等の育成、確保 |
| ⑭水産業振興 | 1 | 就業支援 |
| ⑮商工業振興 | 1 | 多様なビジネスモデルの展開 |
| | 2 | 事業承継の推進 |
| | 3 | 創業支援の充実 |
| ⑯観光振興 | 1 | 道の駅を核とした観光振興 |
| | 2 | 観光資源のブラッシュアップと周遊ルートの確立 |
| | 3 | 農商工連携及び6次産業化の推進 |
| | 4 | 様々な手段を用いたプロモーションの推進 |
| ⑰雇用対策と就労支援 | 1 | 定住施策と一体となった雇用・就労の促進 |
| ⑲広報・広聴 | 1 | 情報発信力の強化 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|--------------|----------------|
| 認定新規就農者の新規認定数 | 0人／年 | 1人／年以上 |
| 町内事業所数 | 352事業所 | 340事業所以上 |
| 観光入込客数 | 1,226,202人／年 | 1,700,000人／年以上 |

(2) 基本目標2：本町への新しい人の流れをつくる

都市住民や観光客に焦点を当てた観光・交流の推進を図り、本町の知名度を高め、空き家の活用等も踏まえたU・Iターンの促進を図ります。また、ふるさと納税等の活用による関係人口の増加策を講じます。さらに、自治体・大学・企業等との交流・連携を深化し、地域の魅力向上を図ります。

■基本目標2の重点施策

| 施策分野 | 施策・取組名 | |
|------------|--------|----------------------------|
| ⑯観光振興 | 1 | 道の駅を核とした観光振興(再掲) |
| | 2 | 観光資源のブラッシュアップと周遊ルートの確立(再掲) |
| | 3 | 農商工連携及び6次産業化の推進(再掲) |
| | 4 | 様々な手段を用いたプロモーションの推進(再掲) |
| ⑰雇用対策と就労支援 | 1 | 定住施策と一体となった雇用・就労の促進(再掲) |
| ⑲公共交通 | 1 | 公共交通の利用促進 |
| ⑳住宅 | 1 | 定住の促進・生活環境の向上 |
| | 3 | 住環境の整備 |
| | 4 | 空き家バンクの活用 |
| ㉑広報・広聴 | 1 | 情報発信力の強化(再掲) |
| ㉒協働のまちづくり | 2 | 豊かなまちづくり寄付金の充実 |
| | 3 | 協働によるまちづくりの推進 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|---------------|-----------------|
| 観光入込客数(再掲) | 1,226,202 人/年 | 1,700,000 人/年以上 |
| 移住体験住宅施設提供数 | 0 施設 | 1 施設以上 |
| 住宅取得奨励金交付数 | 14 件/年 | 15 件/年以上 |

(3) 基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育てのための環境整備や多面的な支援、子育てと仕事を両立しやすい環境整備を進めます。また、交流事業などの充実により、子育て中の親の孤立化を防止します。

■基本目標3の重点施策

| 施策分野 | 施策・取組名 | |
|------------|--------|-------------------------|
| ④子ども・子育て | 1 | 子育て支援サービスの充実 |
| | 2 | 地域子育て支援の推進 |
| | 3 | 子どもにやさしいまちづくり |
| | 4 | 子育て世代への包括的な支援 |
| ⑨生涯学習・スポーツ | 2 | 各世代の多様なニーズに対応した事業の推進 |
| ⑯商工業振興 | 1 | 多様なビジネスモデルの展開(再掲) |
| ⑰雇用対策と就労支援 | 1 | 定住施策と一体となった雇用・就労の促進(再掲) |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|------|---------|
| 合計特殊出生率 | 1.04 | 1.13 以上 |
| 婚姻件数 | 7組 | 7組以上 |

(4) 基本目標4：ひとが集う、魅力あるまちづくりを推進する

「しごと」と「ひと」が好循環する仕組みを支える「まち」づくりを実践し、町民が安心して満足度の高い暮らしが送れる地域運営を進め、持続可能な魅力ある地域社会の形成を目指します。

■基本目標4の重点施策

| 施策分野 | 施策・取組名 | |
|------------|--------|----------------------|
| ⑦学校教育 | 1 | 幼児教育・学校教育の充実 |
| | 3 | 教育環境の充実 |
| ⑩公共交通 | 1 | 公共交通の利用促進(再掲) |
| | 2 | 二次交通の拡充 |
| ⑭防災 | 1 | 自主防災組織の活性化、防災意識の向上 |
| | 2 | 災害時等の情報収集、情報伝達機能の充実 |
| | 3 | 指定避難所の整備、災害対策本部の整備強化 |
| ⑯廃棄物・リサイクル | 3 | 町内の環境美化活動の推進 |
| ⑮協働のまちづくり | 1 | 地域づくり活動の活性化 |
| | 3 | 協働によるまちづくりの推進(再掲) |
| ⑰情報化の推進 | 2 | 電子自治体の推進 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-------|-------|
| 鋸南町を住み良いと思う住民の割合 | 62.3% | 65%以上 |
| 子どものふるさと教育の実施回数 | 11回 | 16回以上 |
| 自主防災組織の設置率 | 76.6% | 100% |

V 資料編

1 総合計画策定方針

(今後作成)

2 総合計画の策定経過

(今後作成)

3 総合計画審議会

○総合計画審議会条例

昭和58年9月19日鋸南町条例第11号

改正

平成12年3月17日鋸南町条例第17号

平成22年3月15日鋸南町条例第7号

鋸南町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、鋸南町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命及び委嘱する。

(1) 町議会議員 3名以内

(2) 学識経験者 12名以内

3 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

(役員)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会に専門事項を調査審議させるため、必要な部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じ部会を招集し、部会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日鋸南町条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月15日鋸南町条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

○総合計画審議会名簿

(今後作成)

○諮詢・答申

○諮詢

(今後作成)

○答申

(今後作成)

鋸南町総合計画 2021 → 2030

基本構想・後期基本計画

令和8年3月

鋸南町

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地

TEL 0470-55-4801 FAX 0470-55-1342